

# 姫路市人権教育及び啓発実施計画

～人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現に向けて～



姫路市

表紙のイラストは、姫路市在住の古林海月  
(ふるばやしはいげつ)さんの作品です。



## はじめに



「人権」は全ての人が、人として生きていく権利であり、誰もが生まれながらに持っているものです。21 世紀は「人権の世紀」と言われています。20 世紀の二度にわたる世界大戦を反省し、昭和 23 年（1948 年）の国連総会で「世界人権宣言」が採択されて以来、人権の尊重が平和の礎であるという共通理念が世界各国の憲法や法律にも取り入れられています。

国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下に、人権に関する諸制度の整備や諸条約への批准など、様々な人権課題に関する各種の施策が推進されてきました。

本市におきましても、平成 17 年（2005 年）3 月に初めて人権施策の総合的な指針となる「姫路市人権教育及び啓発実施計画」を策定して以来、誰もが平等で快適に暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、現在もなお、私たちの周りには、女性や子ども、障害のある方に関わる人権問題や部落差別（同和問題）など、様々な人権課題が存在しており、加えて、近年では、インターネット上の人権侵害や、性的マイノリティ、外国人等に関わる人権問題などもクローズアップされ、社会的な課題として注目されています。

このような中、本計画は 3 回の改定を行い、このたび前回の見直しから 5 年が経過したため、これまでの取組の成果や、社会情勢・人権を取り巻く環境の変化による課題等を踏まえ、新たな「姫路市人権教育及び啓発実施計画」を策定いたしました。

今後も、本計画に基づき、学校、企業、団体、地域、そして市民の皆様と連携し、本計画の目標とする“人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現”を目指して、人権教育・啓発に取り組んでまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました「姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました市民の皆さんに、心より感謝申し上げます。

令和 7 年（2025 年）3 月

姫路市長

清元秀泰



## 目次

### 第Ⅰ部 基本方針

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって.....              | 2  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                  | 2  |
| 2 計画の位置付け .....                  | 2  |
| 3 計画の期間 .....                    | 2  |
| 4 人権をめぐる国・県の情勢と姫路市の課題 .....      | 3  |
| 第2章 計画の目標と基本方針.....              | 9  |
| 1 計画の目標 .....                    | 9  |
| 2 計画見直しの視点 .....                 | 9  |
| 3 計画の基本方針 .....                  | 12 |
| 第3章 人権教育及び啓発の基本方針の推進.....        | 14 |
| 1 あらゆる場における教育及び啓発の推進 .....       | 14 |
| 2 人権に関わりの深い職業従事者に対する研修等の充実 ..... | 18 |
| 3 市民・事業者・関係団体との連携・協働の強化 .....    | 19 |
| 4 人権啓発センターの活動の充実 .....           | 20 |
| 第4章 主な人権課題の現状と今後の取組.....         | 22 |
| 1 女性 .....                       | 22 |
| 2 子ども .....                      | 25 |
| 3 高齢者 .....                      | 29 |
| 4 障害のある人 .....                   | 31 |
| 5 部落差別（同和問題） .....               | 34 |
| 6 アイヌの人々 .....                   | 38 |
| 7 外国人等 .....                     | 39 |
| 8 感染症 .....                      | 43 |
| 9 ハンセン病患者・元患者やその家族 .....         | 45 |
| 10 刑を終えて出所した人やその家族 .....         | 46 |
| 11 インターネット上の人権侵害 .....           | 48 |
| 12 性的マイノリティ .....                | 50 |
| 13 さまざまな人権課題 .....               | 53 |

### 第Ⅱ部 実施計画

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 実施計画の策定について.....      | 58 |
| 1 実施計画の対象事業について .....     | 58 |
| 2 実施計画の構成について .....       | 58 |
| 第2章 主な人権課題別の教育及び啓発事業..... | 59 |
| 1 女性 .....                | 59 |

|                 |                                           |     |
|-----------------|-------------------------------------------|-----|
| 2               | 子ども                                       | 63  |
| 3               | 高齢者                                       | 70  |
| 4               | 障害のある人                                    | 74  |
| 5               | 部落差別（同和問題）                                | 78  |
| 6               | アイヌの人々                                    | 85  |
| 7               | 外国人等                                      | 86  |
| 8               | 感染症                                       | 89  |
| 9               | ハンセン病患者・元患者やその家族                          | 90  |
| 10              | 刑を終えて出所した人やその家族                           | 91  |
| 11              | インターネット上の人権侵害                             | 92  |
| 12              | 性的マイノリティ                                  | 93  |
| 13              | さまざまな人権課題                                 | 95  |
| 第3章 計画の推進にあたって  |                                           | 97  |
| 1               | 計画の推進体制                                   | 97  |
| 2               | 計画の推進と評価                                  | 98  |
| 3               | 計画の進捗評価指標                                 | 99  |
| <b>第Ⅲ部 参考資料</b> |                                           |     |
| 1               | 人権に関する略年表                                 | 112 |
| 2               | 世界人権宣言                                    | 125 |
| 3               | 日本国憲法（抄）                                  | 128 |
| 4               | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律                       | 130 |
| 5               | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）                 | 131 |
| 6               | 本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律      | 135 |
| 7               | 部落差別の解消の推進に関する法律                          | 137 |
| 8               | アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）   | 138 |
| 9               | 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 | 140 |
| 10              | 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針（改定版）                | 143 |
| 11              | 姫路市附属機関設置条例                               | 157 |
| 12              | 姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会規則                      | 158 |
| 13              | 姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会委員名簿                    | 159 |
| 14              | 姫路市人権施策推進会議要綱                             | 160 |
| 15              | 過去の計画改定と会議の開催状況                           | 163 |
| 16              | 用語解説                                      | 164 |

文中※印のついている用語は、P164 以降の用語解説で説明しています。

## 第 I 部 基本方針

---

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

姫路市(以下「本市」という。)では、平成17年(2005年)3月に「姫路市人権教育及び啓発実施計画(以下「本計画」という。)」を策定し、誰もが平等で快適に暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んできました。

本計画は、これまで3回の改定を行ってきましたが、令和2年(2020年)の改定から5年が経過したため、社会情勢や人権問題に関する環境の変化のほか、これまでの取組の成果・課題、個別の人権課題に関する法律の施行等を受けた見直しを行い、引き続き「人権が尊重されるまちづくり」を進めるものです。

また、令和4年(2022年)2月に実施した「人権についての姫路市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)」で明らかになった人権課題を踏まえた改定を行うこととします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国が制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)、その法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する計画」(平成14年閣議決定・平成23年閣議決定で変更)や「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」、「姫路市総合計画」等を踏まえ、本市における人権教育及び啓発施策を推進していくための指針として策定するものです。また、令和6年(2024年)2月に公益財団法人人権教育啓発推進センターが作成した「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究有識者検討会報告書」を参考にします。

## 3 計画の期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。



## 4 人権をめぐる国・県の情勢と姫路市の課題

### (1) 人権を取り巻く情勢

法務省の「令和5年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」によれば、人権侵犯事件数は、新規救済手続き開始件数、処理件数ともに平成26年(2014年)から令和5年(2023年)にかけて長期的には減少傾向ですが、令和4年(2022年)から令和5年(2023年)にかけて増加しています。主な増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等により人と人との接触の機会が増えたことによる影響が考えられます。

人権侵犯事件の動向としては、学校におけるいじめに関する事案や、インターネット上の人権侵害情報に関する事案が多くなっています。インターネット上の人権侵害情報としては、氏名や顔写真を投稿する等の名誉毀損、外国人住民の排斥を扇動する投稿、性的マイノリティであることを記載するプライバシー侵害、同和地区等の識別情報の摘示等の事例があり、人権擁護機関が違法性を判断した上でプロバイダ等に対する削除要請の措置が行われました。令和5年(2023年)の人権侵犯事件のうち差別待遇に関するものは同和問題、障害<sup>※</sup>者、外国人の順に多くなっており、同和地区出身者や障害者への差別的発言、外国人に対する物件の内見拒否といった差別的対応が起こっています。

平成27年(2015年)の国連サミットにおいて、国際社会全体が普遍的に取り組むべき目標として採択された「持続可能な開発<sup>※</sup>のための2030アジェンダ<sup>※</sup>」では、「持続可能な17の目標(SDGs (Sustainable Development Goals))」に方向づけられた様々な取組が世界各国で進められています。SDGsには、国際社会が紛争、気候変動、貧困、飢餓、ジェンダー<sup>※</sup>平等の実現等の様々な問題を解決していくための取組の核として人権が深く関わっていることが明確に示されており、あらゆる行動に人権的視点を取り入れていくことが重要となっています。

また、国連において平成17年(2005年)から始まった「人権教育のための世界計画」は、現在第4フェーズ(フェーズ：段階)(テーマ「青少年のための人権教育」)にあたり、重点対象を若者として、包摂的で平和な社会を築くことを目的として、平等、人権及び非差別、包摂並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に特に重点が置かれています。第4フェーズは令和6年(2024年)が計画の最終年であり、現在「青年と子ども」を焦点とする第5フェーズが検討されています。

令和元年(2019年)に世界で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、アメリカなどでは、アジア系住民への差別や嫌悪が起きました。日本においても、感染者や医療従事者等への差別が大きな社会問題となり、差別や偏見をなくすための啓発が行われるなど、正しい知識をもとに行動する重要性を再認識する契機となりました。令和3年(2021年)には「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な扱いを受けることのないよう、偏見や差別を解消するための規定が設けられました。

戦後、日本では日本国憲法の制定をはじめ基本的人権の尊重に基づく様々な法整備が行われてきました。平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法<sup>※</sup>」、平成26年(2014年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律<sup>※</sup>」、平成28年(2016年)に人権三法と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ<sup>※</sup>解消法)」、「部落差別の解消の推進に関

する法律(部落差別解消推進法)」、平成 30 年(2018 年)に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律※」、令和元年(2019 年)に「アイヌ※の人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ支援法)」、令和 5 年(2023 年)に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(L G B T※理解増進法)」、「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律(ゲノム医療推進法)※」、令和 6 年(2024 年)に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)※」がそれぞれ施行され、個別の人権課題の解消に向けた取組が進められています。

また、少子高齢化が進む日本では家族や地域のつながりの希薄化が指摘されています。そのような中、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」の実現を目指し、令和 6 年(2024 年)には「孤独・孤立対策推進法※」が施行され、ヤングケアラー※支援を明文化する「子ども・若者育成支援推進法」が改正されました。

令和 6 年(2024 年)からは、「障害者差別解消法」の改正により、事業者に対し、社会的障壁※の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことが努力義務から義務化に強化されました。さらに、近年多様なハラスメント※行為への社会的関心が高まっており、令和元年(2019 年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、これにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)が改正され、職場におけるパワー・ハラスメント※防止対策が事業主に義務付けられました。また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)においても、セクシュアル・ハラスメント※や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化される等、防止対策の強化が図られ、令和 2 年(2020 年) 6 月 1 日から施行されています。また、パワー・ハラスメントの雇用管理上の措置義務について、中小事業主においても令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日から義務化されました。さらに、令和 6 年(2024 年) 7 月現在、顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為「カスタマー・ハラスメント※」の対策を強化するため労働施策総合推進法の改正について検討されています。なお、令和 5 年(2023 年)に改正された「旅館業法」では、ホテルや旅館の営業者は、カスタマー・ハラスメントに当たる特定の要求を行った人の宿泊を拒むことができるようになりました。

兵庫県(以下「県」という。)においては、平成 13 年(2001 年) 3 月に策定した「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を平成 28 年(2016 年) 3 月に改定し、基本課題や目指すべき社会像を見据え、人権尊重の社会づくりに向けた様々な人権啓発活動を推進しています。

具体的な取組として、「人権文化※をすすめる県民運動」を推進するため、啓発イベント、情報誌やネット配信等の媒体を活用した啓発活動を展開するとともに、人権に関する文芸作品や動画・イラストの募集、プロスポーツチームや大学と連携した啓発など、県民参加型・若い世代への啓発を進めています。

また、多様な人権課題に対応した取組の強化を図っており、部落差別(同和問題)の解消に向けた取組では、研修やパネル展示のほか、令和 5 年(2023 年) 7 月に部落差別(同和問題)等差別事象

に対応するマニュアルを作成するなど、啓発を推進しています。

インターネット上の人権侵害への対応では、差別的な書き込みに対するモニタリング事業を平成 30 年度(2018 年度)から継続するとともに、令和 4 年度(2022 年度)からインターネット上の人権侵害に対応する専門相談等を実施しています。インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援・防止に関する条例として、全国で初めて群馬県が令和 2 年(2020 年)12 月に「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を施行し、兵庫県内では令和 6 年(2024 年)6 月に「たつの市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を施行しました。

性的マイノリティに関する人権問題への取組では、令和 2 年度(2020 年度)に啓発リーフレットや職員向けガイドラインを作成するとともに、令和 4 年度(2022 年度)から「兵庫県 L G B T 電話相談」を開設したほか、令和 6 年(2024 年)4 月より「兵庫県パートナーシップ制度」を開始し、性的マイノリティの支援や性の多様性に関する取組を推進しています。

さらに、令和 5 年度(2023 年度)に「人権に関する県民意識調査」(5 年ごと)を実施し、その調査結果を様々な人権課題の解決に向けた取組に生かしています。

平成 30 年(2018 年)4 月に「ユニバーサル社会\*づくりの推進に関する条例」、「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」をそれぞれ施行し、同年 10 月に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」(平成 17 年(2005 年)策定)を改定するなど、ユニバーサル社会づくりに向けた取組を推進しています。

## (2) 姫路市における取組

---

本市においても、部落差別(同和問題)への取組をはじめとして、これまでに様々な人権課題に関する取組を推進してきました。平成 22 年(2010 年)には人権啓発センターを開設し、様々な人権課題に対し総合的に取り組むとともに、男女共同参画推進センター、国際交流センター、文化国際交流財団や社会福祉協議会、神戸地方法務局姫路支局、姫路人権擁護委員協議会などの関係部署及び関係機関と連携を図りつつ、人権に関する啓発・研修・相談事業等を進めています。

また、「姫路市総合計画」をはじめ、分野別計画として「姫路市地域福祉計画」、「姫路市子ども・子育て支援事業計画」、「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」、「姫路市障害福祉推進計画\*」、「姫路市男女共同参画プラン 2027」、「姫路市再犯防止推進計画\*」、「姫路市住宅計画」等を策定し、施策を推進しています。

さらに、市民の人権に関する意識や、教育及び啓発の課題を明らかにすることを目的として、「市民意識調査」を平成 23 年(2011 年)から 5 年ごとに実施し、現状の把握に努めており、令和 4 年(2022 年)に実施しています。また、平成 27 年(2015 年)からはインターネットモニタリング\*事業を開始し、インターネット掲示板等における悪質で差別的な書き込みの監視と削除要請等を行っています。

平成 30 年度(2018 年度)には「姫路市子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その結果を踏まえた子どもの貧困対策として、教育の支援、生活の安定に向けた支援、保護者に対する職業生活の安定と向上につなげるための就労の支援、経済的支援に取り組んできました。なお、令和 5

年度(2023年度)の「姫路市子どもの生活に関する実態調査」では、貧困の課題を抱えていると思われる世帯は10.4%でした。また、地域において、経済的な理由や家庭の事情などにより食事を十分にとれない子どもの支援や、一人で食事をとる孤食の解消等を目的に、無料または低額で食事を提供する活動として、市民団体やNPO法人等による「こども食堂※」が運営されているほか、フードバンク※やフードドライブ※の取組も行われています。

令和4年(2022年)4月1日からは、多様な性のありようが尊重され、誰もが自分らしい生き方ができる地域社会の実現を目指し、「姫路市パートナーシップ宣誓制度」を運用しています。

令和5年(2023年)には、公立夜間中学※である姫路市立あかつき中学校の開校、こどもの未来健康支援センター「みらいえ」の開設を行いました。

令和5年(2023年)4月1日からは、社会的関心が高いヤングケアラーについて、家事等の負担軽減を図るため、ヘルパーを派遣する訪問支援事業を実施しています。

一人一人の市民が部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、人権意識※の高揚を図るため、毎年8月と12月に開催する「姫路市人権のつどい」をはじめ、市内8か所で人権学習地域講座を開催しています。

### (3) 人権教育及び啓発における課題

---

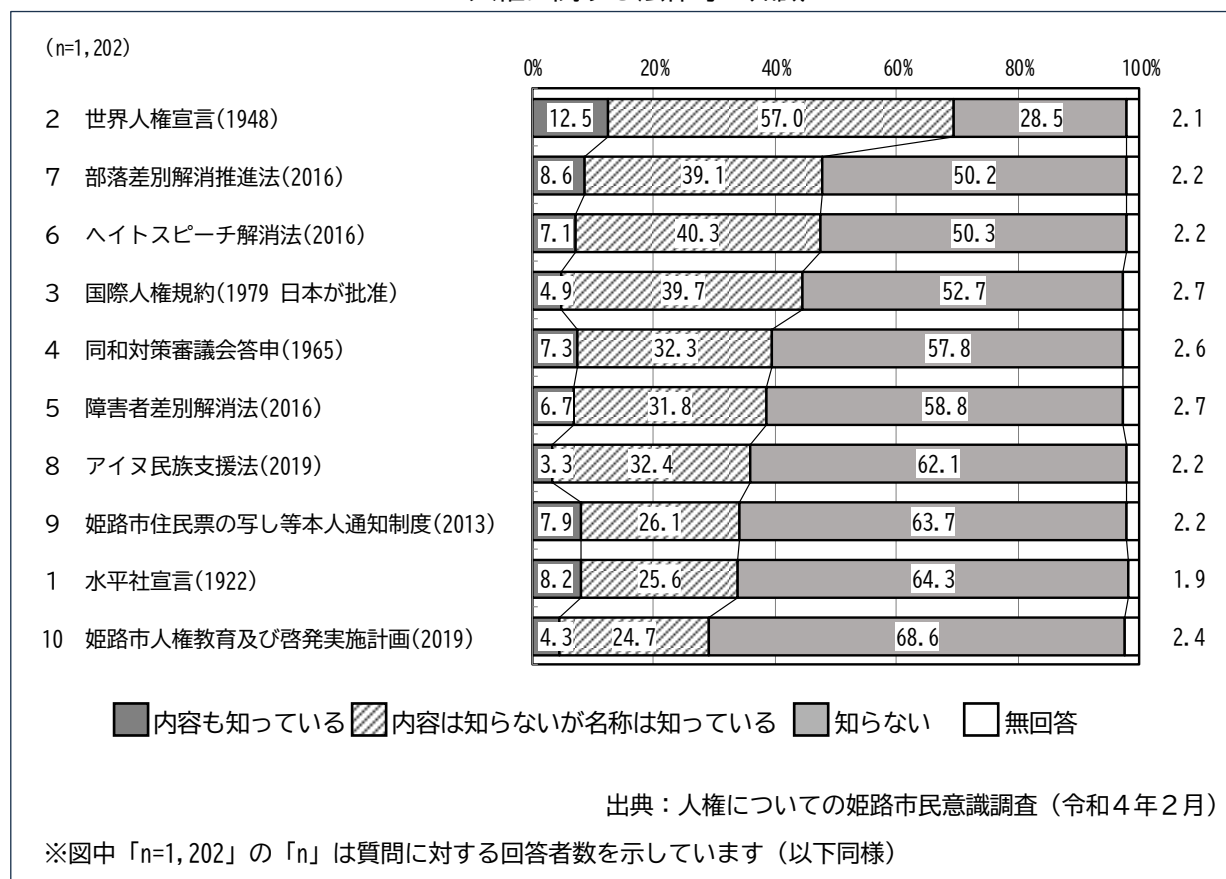
人権教育及び啓発については、人権が全ての人のウェルビーイング※の向上にとって価値あるものであるという観点から、自らの権利を知り、行使することができるとともに、互いの権利を尊重できる意識を養うことが重要であるとされてきました。

差別や偏見をなくすためには、人権問題を自分ごと(わがごと)として受け止め、解決に向けて行動することが大切です。しかし、これまでの人権教育及び啓発では、人権の尊重が全ての人にとって自分自身の課題であると十分認識されていなかった面がありました。また、自分自身が持つ権利や、その行使、権利侵害に対する対抗手段等に関する知識や技術について十分取り上げられてこなかったことも課題となっています。改めて、人権とは全ての人にとっての現実的な問題であるという観点から、教育及び啓発の在り方を検討することが求められます。

## (4) 市民意識調査からみた課題

本市では、人権教育及び啓発に関する市民意識の現状や本市の課題を検討する上での基礎資料を得ることを目的として、令和4年(2022年)2月に「市民意識調査」を実施しました。18歳以上の市民から3,000人を無作為に抽出して、人権問題についての関心・知識や考え方について調査しました。

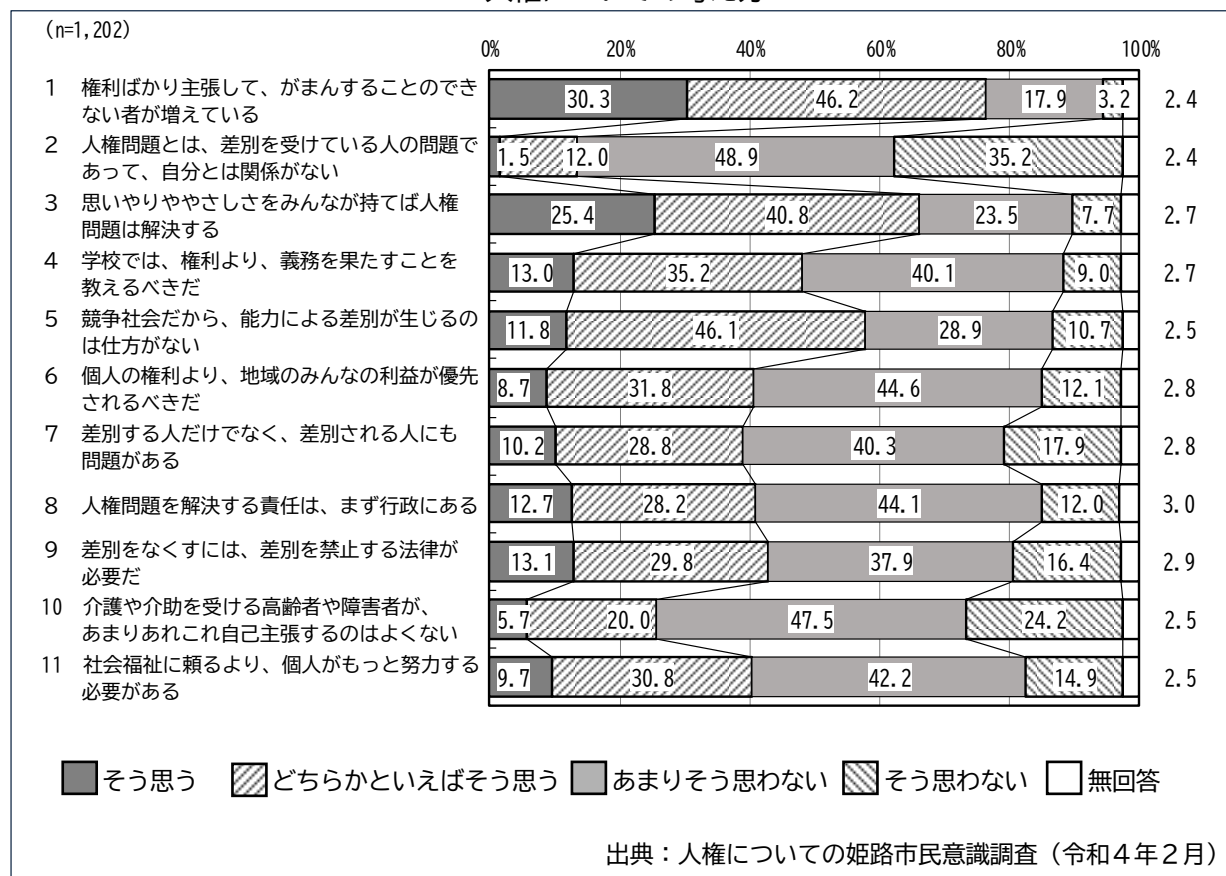
### 人権に関する法律等の知識



人権に関する法律等の知識では、世界人権宣言※を除くいずれの項目においても「知らない」が半数を超えています。また、近年の人権に関する重要な法整備である人権三法についてみると、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」のいずれも、「内容も知っている」が1割に満たない状況です。ただし、前回調査に比べて「障害者差別解消法」は6.7ポイント増加、「ヘイトスピーチ解消法」は3.5ポイント増加しています。

なお、前回調査は、平成28年(2016年)10月に実施しており、「部落差別解消推進法」の公布・施行(同年12月16日)よりも前でした。

## 人権についての考え方



「人権問題とは差別を受けている人の問題であって自分とは関係がない」については、「反対」（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計）が84.1%あり、圧倒的多数が「人権問題は自分に関係がある」と考えていることは、積極的な意識として評価できます。一方で、「権利ばかり主張して我慢することができない者が増えている」については「賛成」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が76.5%となっており、権利の主張を必ずしも肯定的には捉えない回答が多くなっています。また、「思いやりややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」、「競争社会だから能力による差別が生じるのは仕方がない」についても、「賛成」が半数を超えており、人権を心の問題とする捉え方や、能力主義的な考え方も依然として多くなっています。

人権問題を、個人の問題として抱えこまず、社会や制度、慣習の見直しといった社会問題としての視点を持って考える重要性について、より理解を深めることができる教育及び啓発が求められます。



## 第2章 計画の目標と基本方針

### 1 計画の目標

#### 人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現

本計画は、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組等を示し、本市において人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針とします。

また、国の基本計画や「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」、「姫路市総合計画」を踏まえ、人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現を目指して、行政や学校等、企業、団体、地域、そして市民一人一人が協働・連携しながら取り組みます。

### 2 計画見直しの視点

本計画の策定にあたっては、以下の視点に基づいて、これまでの計画の見直しを行いました。

#### (1) 法制度改正等を踏まえた取組の充実

市民意識調査にも示されていたとおり、人権三法をはじめとする近年の人権に関する法制度改正について市民の認知が十分とはいえない状況であり、内容の周知が必要です。本市においては、障害のある人、部落差別(同和問題)、外国人等<sup>\*</sup>の教育及び啓発の方針に、各法律の認知度の向上や法の理念を踏まえていきます。

平成28年(2016年)4月に施行された「障害者差別解消法」では、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止が国・地方公共団体等だけではなく、民間事業者にも義務付けられています。また、同法は令和3年(2021年)に改正され、令和6年(2024年)4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮<sup>\*</sup>の提供が義務化されました。これにより、事業主にとって過重な負担にならない範囲で、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮)の提供が義務付けられ、広く市民・民間事業者に対する周知が求められています。

また、平成28年(2016年)に施行された「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」では、地方公共団体に対して実情を踏まえた教育・啓発が求められており、同じく平成29年(2017年)に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)<sup>\*</sup>」では、年齢、国籍、その他の事情にかかわらず、義務教育段階の教育を確保していくことが、国及び地方公共団体の責務として定められています。

さらに、令和5年(2023年)には「こども基本法<sup>\*</sup>」が施行されました。この法律は、全ての子どもの権利を保障し、子どもに関する政策を総合的に推進するための法律として、憲法や「子どもの権利条約」の精神を踏まえた内容となっており、全ての子どもが、将来にわたって幸福生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

計画の見直しにあたっては、これらの法制度改正等を踏まえ、市の取組の充実を図ります。

## （２）新しい人権課題への対応や取組内容の見直し

---

人権に関する問題は、社会の動向や人々の意識の変容に応じて、様々な新しい課題が発生しています。中でも、インターネット上の人権侵害は、パソコンやスマートフォンが普及し、幼少期の段階からインターネットを通じたコミュニケーションが可能となっている今日において、子どもから高齢者まで、多くの人にとって対策が必要な問題となっています。

令和４年（2022年）の市民意識調査においては、前回調査と比較して最も関心のある割合が増加したのが「性別違和や同性愛など、性的少数者に関わる人権問題」でした。近年、ジェンダーという概念や性的指向・性自認等の性の多様性について社会的関心が強まっています。令和５年（2023年）には国において、「LGBT理解増進法」が施行されるなど、性の多様性や性的マイノリティに対する理解を深め、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた動きが見受けられます。また、「アイヌの人々の人権問題」に関心を持つ人も増加しています。アイヌの人々の人権については、アイヌの人々を先住民族と初めて明記した「アイヌ支援法」が成立し、アイヌ文化の振興等について、国及び地方公共団体の責務が定められました。

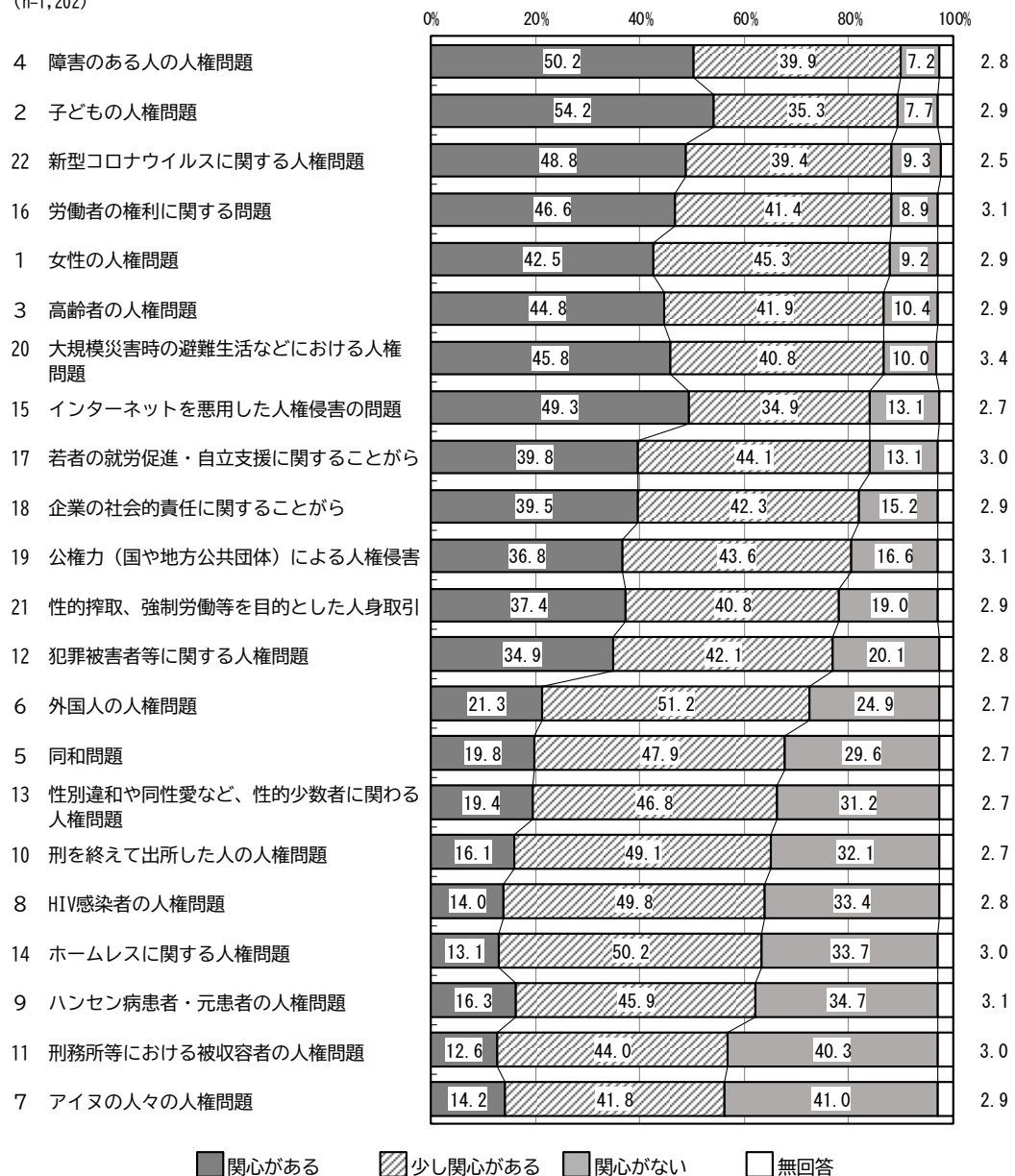
また、今後対策が必要な新たな人権課題として、近年の遺伝子検査技術の発達に伴う遺伝情報による差別（ゲノム情報による差別）が挙げられます。遺伝子検査技術の発達はより効率的・効果的な病気の診断や治療等への効果が期待される一方で、遺伝情報の保護や遺伝情報に基づく差別（例えば、結婚や妊娠に際して生じる不利益や就労における不利な取扱い、保険の加入や保険料についての不利な取扱い等）が懸念されています。国内では、令和５年（2023年）に「ゲノム医療推進法」が成立し、「生命倫理への適切な配慮（第14条）」、「ゲノム情報の適正な取扱い（第15条）」、「差別等への適切な対応の確保（第16条）」が掲げられていますが、差別防止のために具体的な施策や罰則等を定めたものではないため、遺伝情報による差別や不適切な取扱いについて対策を検討していく必要があります。また、個人情報を守り、権利の保護について適切に主張できる社会を実現していくことも求められています。

性別や年齢、国籍、民族、障害の有無等の様々なダイバーシティ（多様性）※を認め合い、誰もが互いを尊重し包摂する社会を実現していくためには、様々な人権課題を自分ごととして捉え、解決に向けて行動する意識を育むことが大切です。また、多様な価値観や生き方を認め合える社会を実現していくためには、誰もが潜在的に持っている無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気付き、これを解消していくことが重要です。無意識であるがゆえに完全になくすことはできないものの、思い込みによる価値観を周囲に押しつけず、感じ方・考え方は人それぞれだと意識していくことが大切です。

このように、日々生じる新しい人権課題や、これまで十分に取り上げられてこなかった人権課題についても施策の充実が図れるよう、社会の状況等を踏まえた対応や取組内容の見直しが必要となります。

## 関心のある人権問題

(n=1,202)



■ 関心がある    ▨ 少し関心がある    ■ 関心がない    □ 無回答

出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

### 3 計画の基本方針

人権とは、全ての人が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であって、全ての人に平等でなければならないものです。人権は、民族・人種・性別・年齢・社会的身分等にかかわらず、全ての人に等しく与えられる平等性に加え、誰からも侵されることのない固有性、一国の国民だけの権利ではない普遍性、現在のみならず将来の人間にも等しく与えられる永久性といった性格を有しています。

人権の内容については、日本国憲法において個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(第 13 条)、法の下での平等及び差別の禁止(第 14 条)という包括的な規定と、様々な人権の個別的な保障規定の中に明文で示されるとともに、国際社会で取り決められた諸条約によって確認・強化されています。

「人権教育のための国連 10 年(1995 年～2004 年)行動計画」において、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されているように、人権尊重の理念が生活文化として定着している状態である人権文化を確立することが、人権教育及び啓発の基本的な方針となります。本市においては、特に次の 3 つを取組の柱として位置付けます。

#### (1) あらゆる場における教育及び啓発の推進

人権は全ての人が有するものであり、自身の人権について正しい知識を得ることやお互いの人権を尊重することを学ぶ機会を、全ての人に開かれたものである必要があります。学校等における発達段階に応じた教育や、様々な生涯学習・職場研修等の場における参加者や組織の状況に応じた学習機会の提供が求められます。人権文化の確立に向けた教育及び啓発は、家庭・学校・地域・職場等のあらゆる場において推進される必要があります。幼児から高齢者まで全ての人に対して行われ、誰もが参加できるものでなければなりません。人権課題に即した市民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いる工夫、効果的な学習教材の選定や開発、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチをバランスよく取り入れた学習の場の設定など、学習意欲を高めるプログラムや手法を創意工夫していきます。

本市においては、女性、子ども、高齢者、障害のある人、部落差別(同和問題)、外国人等、感染症、ハンセン病\*患者・元患者やその家族等に関する人権教育及び啓発にかかる活動は各関係部局が行っていますが、複雑・多様化する人権課題に対応するため、一層効果的かつ総合的に推進していく必要があります。人権に関わる主管課間の緊密な連携はもちろんのこと、他の行政機関等との連携も深め、総合的な人権行政を進めていきます。

## （２）人権に関わりの深い職業従事者に対する研修等の充実

---

人権教育及び啓発の機会は全ての人に保障されるべきものですが、特に市民の権利擁護に直接関わる職業従事者には、十分な研修等を行うことが求められます。市職員等、教育関係者、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員・団員等の職業従事者は、職務の内容が公共サービスの一部を担うものであり人権に関わりの深いものであると同時に、人権意識の向上について市民に直接働きかけることを含むことが少なくありません。人権に関わりの深い職業従事者に対する研修等を引き続き充実させることで、公共サービス全体における人権擁護の質の向上に努めるとともに、市民全体の人権意識の向上を図り、人権文化の確立を目指します。

## （３）市民・事業者・関係団体との連携・協働の強化

---

人権教育及び啓発の推進にあたっては、市民の参画と協働を基本とし、市民が主体的、能動的に参加できる教育及び啓発活動を目指します。市民一人一人が自身の生活の場で自らの創意により日常的に取り組んでいく教育及び啓発活動や、地域の公民館、地区総合センター（以下「総合センター」という。）及び集会所、国際交流センター等のコミュニティ施設を拠点とした市民グループによる自主的な活動の活性化に向け、市民主体の教育及び啓発活動の場を保障し、側面からその活動を支援することが求められています。人権教育及び啓発は、市民一人一人に密接に関わる問題であり、それだけに市民間には多種多様な意見や考え方があります。自由に意見交換ができる環境づくりなどに努めるとともに、人権の尊重、人権文化の確立を目指す人権行政に取り組んでいきます。

また、個別の人権課題に関する教育及び啓発の推進にあたっては、当事者である市民の意見や経験を尊重し方針に反映するよう努める必要があることから、人権教育及び啓発における当事者の参加促進に引き続き取り組みます。あわせて、行政、外郭団体、市民組織、企業等、実施主体が相互に有機的な連携を強化した人権のネットワークを構築し、総合的な推進体制の確立を図ります。

さらに、令和２年（2020年）には国により「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）※」が策定され、企業による人権への取組の必要性が示されたことや、令和３年（2021年）には「障害者差別解消法」が改正され、令和６年（2024年）４月１日から、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されたことなど、企業による人権に関する取組の推進が求められています。企業向けの人権研修の機会を提供したり、先進的な取組事例について情報を発信したりするなど、人権を尊重した事業活動が展開されるよう支援していく必要があります。

## 第3章 人権教育及び啓発の基本方針の推進

### 1 あらゆる場における教育及び啓発の推進

#### (1) 家庭

幼少期における家族とのふれあいやしつけは、豊かな感性や善悪の判断など人間形成の基礎を培うものであり、豊かな人権感覚<sup>\*</sup>を養う上で家庭の果たす役割は重要です。しかし、近年の核家族化・少子化の進展や地域における連帯意識の希薄化により、親族から子育てのサポートを得にくかったり、身近に子育ての悩みや不安を話し合える人がいないなど、子育てに孤独や孤立を感じやすい状況が生まれています。そのような中で、育児不安、育児ノイローゼ、児童虐待、子育てへの自信喪失、過保護や過度の放任(ネグレクト)といった問題を抱える家庭もあり、子どもの発達に大きな影響を与えています。子どもが愛されている実感を得ることができ、また、人権を学んでいく出発点として、家庭教育への支援が必要となっています。

また、これまで家庭への関わりが希薄であった男性の家事や子育て、介護への参加が求められており、家庭においても家族が互いを尊敬し合い、その一員としての責任を担って協力し合うことの大切さが求められています。そのため、男女共同参画推進センター「あいめっせ」を中核とする男女共同参画の啓発活動等を通じ、男性の家事、育児、介護への積極的な参加を促します。

同時に、子育てを家庭のみの責任とせず、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援していくための環境づくりも求められています。そのため、地域子育て支援拠点(保育所、認定こども園、児童センター等)、こども支援課(子育て情報相談室)、育成支援課(総合教育センター内)等における子育てに関する情報提供、子育ての悩みを解消するための相談・支援体制の整備を行うとともに、関係機関のネットワークづくりを進めていきます。また、子どもは「社会の宝」、「地域の宝」であり、民生委員・児童委員の活動、子ども会活動、青少年健全育成活動等を通して、子どもの社会的成長とともに、地域社会の教育力の向上を図る必要があります。

さらに、家庭教育をより良いものにするために、日常生活における人権意識の高揚を目指した啓発活動や情報提供を積極的に展開し、家庭内で活発な話し合いが行われ、暮らしの中で実践されるよう促していきます。ただし、家庭教育の役割を強調することは、様々な要因により家庭の教育力を十分に発揮できない家庭の保護者を追い詰めたり、子どもの不利益を招いたりすることも懸念されます。家庭において十分なケアを受けられない子どもに対する社会的な支援の重要性も検討されるべき課題です。また、ひとり親家庭やステップファミリー<sup>\*</sup>等、多様な家族の在り方に配慮し、必要な支援を行いながら家庭教育が子どもの人権意識の醸成に十分に力を発揮できる環境を整えていくことが重要です。

#### (2) 学校等

長期欠席者・不就学の解消、進路保障、仲間づくり等の取組を進めてきた同和教育が、基本的人権としての教育の根底を切り開いてきました。そのことを確認しながら、国際的な人権教育の四つの側面<sup>\*</sup>～人権としての教育、人権についての教育、人権のための教育、人権を通じての教育～から取組を進めていかなければなりません。

平成 20 年(2008 年)に「人権教育の指導方法等の在り方について(第 3 次とりまとめ)」で発表された学校教育における人権教育の今日的な目標は、「自分を大切にするとともに他の人の大切さを認めること」ができるような児童生徒の育成です。本市ではこの目標を達成するため、昭和 45 年(1970 年)から現在まで、形態や名称を変えながら、同和教育及び人権教育の小中学校合同の研修会を継続的に実施し(姫路市中学校区群人権教育研修会)、部落差別(同和問題)及びその時々の人権課題の解消に向けて取り組み、成果を上げてきました。今後も、学校教育活動全体を通じた人権教育の展開、人権尊重の理念等を学ぶ教職員研修、家庭・地域との連携及び校種間の連携、児童生徒の発達段階や実態に即した指導内容や指導方法の工夫等、その改善・充実に努めます。また、体験交流活動や地域の人々との交流活動を積極的に推進します。

## ア 就学前教育(保育所、幼稚園、認定こども園)

人間形成の基礎を培う大切なこの時期に、様々な遊びや自然・人とのふれあいなどを通して豊かな心を育むとともに、社会生活上のルールやマナー、基本的な生活習慣を身に付ける保育・教育を推進します。一人一人が大切にされる集団の中で確かな人権感覚が培われることを踏まえ、他の乳幼児との関わりを通して他人の存在を気付かせ、相手を思いやる心や自立と協調の精神を培っていきます。保育士・教職員等が子ども一人一人を大切にする保育・教育が実践できるよう研修の充実を図ります。

## イ 小・中・義務教育・高等・特別支援学校

予測困難な時代に対応できる人間の育成を図ることを基本として、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養う教育及び人権についての理解を深め、人権意識を高める教育を推進します。

小・中・義務教育・高等・特別支援学校においては、全領域における教育活動を通して生命を大切にする心、他人を思いやる心、ボランティア等の社会貢献の精神、自立心、責任感、他者との共生などの実践的な態度を育てることが重要です。また、人権に関わる歴史について生活の身近な出来事と結び付けながら正しく理解させるとともに、部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権課題を解消するための意欲や態度を養うことも大切です。

今日の子どもたちは、「関心の幅が狭く、他者への思いやりを持ちにくい」、「依存心が強く自主性に乏しいため自立できにくい」、「人間関係づくりが苦手でつながりを感じにくい」などと言われています。また、いじめや長期欠席・不就学など早急に解決すべき人権課題もあり、人権尊重の精神を高める教育の推進が必要です。

本市における人権教育は、これまでの同和教育の実践の成果を踏まえ、差別や人権侵害を許さない感性や人権文化を育てていこうとする意志を備えた児童生徒の育成に努めます。小・中・義務教育・高等・特別支援学校においては、県教育委員会が策定した「人権教育基本方針\*」、「特別支援教育推進計画」を踏まえ、「生きる力」を育む観点から子どもの発達段階に応じて全教育活動に位置付けて取り組みます。「総合的な学習(探究)の時間\*」、「道徳科」の学習等においては、県教育委員会作成の人権教育資料「ほほえみ」、「きらめき」、「ヒューマンライツ」等の積極的な活用を促し、開かれた学校づくりの展望に立って、家庭、地域社会等と連携した取組を進めます。



また、児童生徒の学習権を保障し、一人一人の個性を生かし、能力の伸長を図るために学校や地域の実態に応じた多様な教育に努めます。

学校における人権教育の成果は、児童生徒の教育にあたる教職員の資質に負うところが大きい。ため、教職員はその職責を自覚し、確かな人権意識を基盤とした正しい認識と指導力を備えることが必要です。そのため、管理職をはじめ教職員を対象とした人権教育研修会の開催や指導の充実に努めます。研修の実施にあたっては、教育の改善・充実に直接つながる実践的な内容を意識し、一人一人の教職員の指導力向上と子どもに誠実に向き合う態度の養成を図ります。

### (3) 地域

---

地域はそこに居住する人々が日常の学習活動や地域活動を通じて、様々な人権問題について理解を深め実践する場です。人権意識や人権感覚は、主として家庭や地域における人間関係の中で培われることから、地域の住民に対する人権教育及び啓発の活性化が求められています。

本市においては、姫路市連合自治会を活動母体とする校区人権教育推進委員会による住民学習会を長年積み上げてきました。部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権課題の解消を目指したこの学習会は、人権を尊重する本市の土壌づくり、人権侵害を許さないまちづくりに大きく貢献してきました。地域社会の人間関係がコロナ禍で更に希薄化し、地域のコミュニティの再構築が課題となる一方、市民の人権問題に対する理解と認識を深めるために、様々な場における住民交流の場を設けるなど、校区人権教育活動の果たす役割は大きなものがあります。毎年、多くの人々が集い語り合う学習会や交流会は、全国に誇れる本市独自の取組です。今後もこの活動を通して、人と人とのつながりや交流に重点を置き、人権文化に満ちたまちとなるよう、校区人権教育活動を充実していきます。

また、本市では「姫路市障害福祉推進計画」、「姫路市バリアフリー基本構想」等多くの計画や方針に基づき、道路の段差解消やノンステップバスの導入促進、点字ブロックや音響信号機の設置など、誰もが安心して暮らすことができる人権尊重の精神に裏打ちされた共生のまちづくりを進めています。

本市の社会教育における人権教育及び啓発活動の推進は、校区人権教育推進委員会を核とし、自治会をはじめ婦人会や老人クラブなどによる地域コミュニティに負うところが大きくなっています。地域コミュニティは、住民が助け合って生活を営む基盤であり、参画と協働により住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を目指す「まちづくりと自治の条例」や、地域での相互扶助の精神に基づく災害時要援護者支援事業などの取組をはじめとして、様々な場面において重要な役割を担っています。したがって、本市における地域コミュニティの中心である自治会や婦人会、その他の地縁団体、NPO法人、ボランティア団体、市民サークル等による公益的活動を積極的に支援するとともに、市民が進んで社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、地域コミュニティは、人権文化の形成において重要な役割を担っており、「様々な属性を有する住民が平等に参加できる」開かれた場としていくことも重要な課題です。活力あるコミュニティ活動の促進、コミュニティ組織の自立性の強化、交流拠点の充実や公共施設の利用促進などコミュニティ活動を行う上での環境の充実を目指す事業・施策が重要です。地域の総合センタ

一・集会所や公民館などの公共施設においては、学習会や講演会などのイベントの開催、人権啓発や人権学習資料の配布、情報の提供など人権啓発の拠点として創意工夫した取組を展開し、誰もが必要に応じて学習できるような環境を整えます。特に、「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、自主夜間中学や日本語教室等の支援に努めます。

しかし、少子高齢化や生活様式の多様化などに伴い、地域住民の相互交流が減少し、互いに支え合って生活する社会風土や地縁に基づく伝統的な地域コミュニティの弱体化傾向が見られます。既存の地域コミュニティの再生が大きな課題となっており、人と人のつながりやコミュニティの再生に向けた様々な取組を支援していきます。

#### (4) 職場（企業等）

---

企業は社会的存在であり、社会の構成員として、法律や規則、倫理規範などを遵守することは当然の義務です。国が令和2年(2020年)に策定した「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」にも、企業による人権への取組の必要性が示されています。企業による人権に関する取組の充実是人材の定着や生産性の向上等、事業活動にもポジティブな影響をもたらします。

しかし、企業活動の基本ともいえるべき社会的義務に違反したことが原因と考えられる不祥事や、過労死、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※、パワー・ハラスメント等の職場におけるハラスメント、雇用形態や障害の有無、国籍等による不当な差別等は誰もが働きやすい職場環境を構築する上で大きな課題となっています。また、就職活動中の学生等に対する企業や採用担当者からのハラスメント(就活ハラスメント)も対策が求められています。企業は消費者や株主、従業員に対し企業本来の機能に起因する職務責任を有します。人権尊重の精神を抜きにして企業の社会的責任(CSR)※を果たすことはできません。

近年は、特に社会的責任の自覚に基づく行動が要請され、出身や国籍などに捉われない公正な採用選考システムの確立、男女共同参画社会の実現、地域環境の保全、地域と企業の協働によるまちづくりなどが求められています。さらに男女間の賃金・配置・昇進の格差、またパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント及びモラル・ハラスメント※などの各種ハラスメント、不適切な雇用条件による長時間労働の強要等の問題を解決し、互いの人権が尊重され、働きがいのある活力に満ちた職場づくりが求められています。また、カスタマー・ハラスメントも社会問題となっており、企業はこれらの不当・悪質な行為から従業員を守る必要があります。

本市としても、姫路商工会議所、姫路経営者協会や姫路公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、経営者及び人事労務担当者に対する指導・啓発を積極的に行うとともに、市内の企業等の各事業所の実情に応じて自主的、計画的な人権研修の実施を促していきます。また、企業等の事業所には、人権啓発に関するイベントや地域における社会貢献活動への積極的な参加、障害者の就業機会の確保なども期待されます。今後も、企業等の事業所内人権研修の実施や地域における実践活動などの自主的な取組を促進するため、人権啓発資料の配布や情報の提供などの支援に努めます。

## （５）全市的な教育及び啓発活動

---

人権尊重社会の実現は、人権施策の実施主体である市の取組だけでなく、市職員等、教育関係者、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員・団員等の人権に関わりの深い職業従事者をはじめ、家庭や地域、企業等、あらゆる主体の連携・協力による全市的な取組によって推進していく必要があります。

本市は、家庭、学校、地域、企業のそれぞれに対応した教育及び啓発に関わる施策を進めるとともに、人権に関する様々な取組への支援も含め、積極的な人権教育・啓発活動を推進していきます。

## ２ 人権に関わりの深い職業従事者に対する研修等の充実

### （１）市職員等

---

市職員等は、立場と役割を認識し、より高い人権感覚を身に付け、行動する必要があります。このため、新入職員から管理職までを対象とする職員研修に取り入れている人権研修の内容を充実させるとともに、人権をテーマとした講演会・セミナー等への積極的な参加により、全職員への本計画の周知と人権意識のさらなる高揚を図ります。

本市においては、年度ごとに策定した研修計画に基づき実施する階層別研修等において人権研修を実施するほか、所属する部署ごとに、その業務に関連する様々な人権課題に対応するため、各職場において人権課題に関する職場研修の充実に努めています。また、各種の窓口対応において人権に関わる問題を把握した際の、関係部署間の情報共有化や連携した対応を進めています。さらに、個人情報の保護や情報の漏えい防止、プライバシーの配慮のための研修を行っています。

特に、管理・監督職として指導的立場にある職員は、人権をテーマとした講演会への参加や自己啓発等を通じて人権に関する知識を学び、職場研修を通じて所属職員や所管する施設の職員の人権意識をさらに高めていくように努めます。

### （２）教育関係者

---

教育関係者は、自らの人権意識・人権感覚が幼児・児童・生徒の人権意識の醸成に大きな影響を与えるという認識のもと、人権課題に関する知識理解や人権教育推進のための技能習得を図り、その資質を向上させる必要があります。そのために、異校種の教育関係者による合同校内研修の実施等、校種間連携の充実に努めるとともに、本市教職員の研修体系に基づいた管理職研修等の職能研修や初任者研修、若手教員研修について、人権教育の目標、内容、方法等について効果的な研修プログラムを作成し、これに沿った研修の取組を進めます。また、講義形式による研修だけでなく、家庭や地域社会からの情報を生かした事例研修を行うなど、体験型・参画型、オンライン等の研修を取り入れ、研修の充実に努めます。

### (3) 福祉関係者

---

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、相談支援専門員、介護支援専門員、ホームヘルパー、保育士などの福祉業務の従事者は、障害者、高齢者、子ども等の生活相談、介護業務等に関わっています。これら福祉関係者は、共生社会の実現に向け、権利擁護、個人の尊厳やプライバシーの保護、虐待防止、身体拘束廃止などの正しい理解・認識により、人権に配慮した行動が求められています。このため、福祉関係者の資質の向上、人権意識の高揚が一層図られるよう、社会福祉研修等の研修機会を確保するとともに内容の充実に努めます。

### (4) 医療・保健関係者

---

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師などの医療・保健関係者は、患者や市民の健康と生命を守るだけでなく、患者が有する自己決定権を尊重することを念頭に置いて、プライバシー保護の正しい理解・認識により、患者やその家族の人権を尊重し行動することが求められます。このため、医療・保健関係者の人権意識の高揚が一層図られるように、姫路市医師会、姫路市歯科医師会、姫路薬剤師会、兵庫県看護協会西播支部及び医療・保健関係者の養成機関などに、医療・保健関係者の研修機会の確保を要請します。

### (5) 消防職員・団員

---

消防職員・団員は、火災をはじめ各種災害などから市民の生命、身体及び財産を守ることを職務としています。また、活動を通じて、市民の日常生活に密接に関わる機会が多いことから、職務の遂行にあたっては、人命の尊重とともにプライバシーの保護など、人権への配慮が強く求められます。そのため、兵庫県消防学校の各教育課程における人権に関わる講座の受講や、人権をテーマにした職場内研修の実施、講演会への参加等に積極的に取り組み、消防職員・団員の人権意識のさらなる高揚に努めます。

### (6) マスメディア関係者

---

インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の多様な情報媒体を通しての情報は、市民の生活に密接な関わりを持ち、人権問題にも大きな影響力を持っています。そこで、人権に配慮したマスメディア活動を行うよう、関係者に自主的な取組を要請します。

## 3 市民・事業者・関係団体との連携・協働の強化

効果的な人権教育や啓発活動を推進するために、市民の身近で起こりうる人権問題についての現状把握に努めるとともに、人権意識について調査を実施します。また、市民参加の啓発活動や市のホームページなどを通じて意見を幅広く求め、市の施策に反映させていきます。特に、個別の人権課題に対する当事者の意見や経験が、教育及び啓発の方針や内容に生かされるよう、本計画を参考にして施策を推進するとともに、当事者団体等との連携・協働を推進します。

社会の変化に伴い、多様化する市民のニーズや課題へのきめ細かな対応が求められています。

市民、市民団体、企業、行政等の多様な主体が、それぞれの能力と特性を生かして連携・協働し、市民ニーズの充足や課題の解決に取り組むことが重要になっています。人権課題についても、市民活動やボランティア活動に関する支援施設である市民活動・ボランティアサポートセンターと連携し解決に取り組むため、当事者団体やNPO※・NGO※、ボランティア団体をはじめ、各市民が展開する人権尊重のための自発的活動に対して総合的な情報等を提供するなど協力し、人権尊重の理念が市全体に広がるよう努めます。

また、効果的な人権教育及び啓発には、マスメディアをはじめとする多様な情報媒体の積極的な活用が重要です。インターネット等の多様な情報媒体の特性を考慮し、その効用を最大限に活用します。

このように、市が一体となって人権教育や啓発を進めていくためには、行政による取組だけでなく市民・事業者・関係団体との連携・協働が欠かせません。また、市内には様々な当事者団体があり、各当事者団体が有する問題意識を共有しながら取り組んでいくことが大切ですが、近年当事者団体の組織率の低下や、会員数の減少や高齢化等による人材確保が課題となっています。各当事者団体の活性化に向けて、活動の支援に取り組む必要があります。

## 4 人権啓発センターの活動の充実

市政全般にわたる人権啓発の総合的推進を行う中核施設として、人権尊重の意義やその重要性を広く啓発し、人権意識の高揚と差別の解消を図ります。

### (1) 学習・研究機能

- ア 本施設利用者に学びの提案を行い、その積極的かつ主体的な活動を支援します。
- イ 研修会、指導者育成講座を開催します。
- ウ センター事業に、自主学習活動や市民による企画を活用します。
- エ 人権についての情報を収集して、その整理・分析を行い、その成果を公開して人権に関わる研究活動を支援します。
- オ 市民・研究者による調査・研究の拠点とし、人権のシンクタンクとして機能するようにその整備拡充を図ります。
- カ 総合センター・集会所が所蔵する人権に関わる図書・資料等をデータベース化して管理し、人権学習の資料として活用します。

### (2) 広報・啓発機能

- ア 講演会の開催や資料の作成・配布のほか、広報誌をはじめとする広報媒体を使用した啓発を行います。
- イ ホームページの更新・管理を通じて、市内外に本施設の理念と活動を提示します。

### (3) 展示・体験機能

---

- ア 企画展示を通じて来館者に人権尊重の意義を啓発し、一人一人の人権感覚を育みます。  
また、施設内では体験学習の場を提供します。
- イ 小・中・義務教育・高等・特別支援学校・大学等との連携を図り、出前プログラムの実施や校外学習での施設利用を促進します。
- ウ ボランティアガイドによるフィールドワークなど、啓発活動を行います。

### (4) 救済・支援機能

---

- ア 人権相談の窓口を開設し、人権問題に対し問題解決への実践的な道筋をつける相談・救済を行います。その実施のために、行政の内外を問わず、人権に関する組織や専門家との連携を深めます。
- イ 人権尊重に関わる自主的活動を情報提供や講師紹介などで支援します。
- ウ 日常生活における人権活動を支援し、各機関との調整を行います。

### (5) 市民意識調査の実施

---

本市が実施する人権教育及び啓発の効果を検証するとともに、今後に向けて効果的な教育及び啓発事業に反映させるために、必要な基礎資料を得ることを目的として市民意識調査を実施します。

## 第4章 主な人権課題の現状と今後の取組

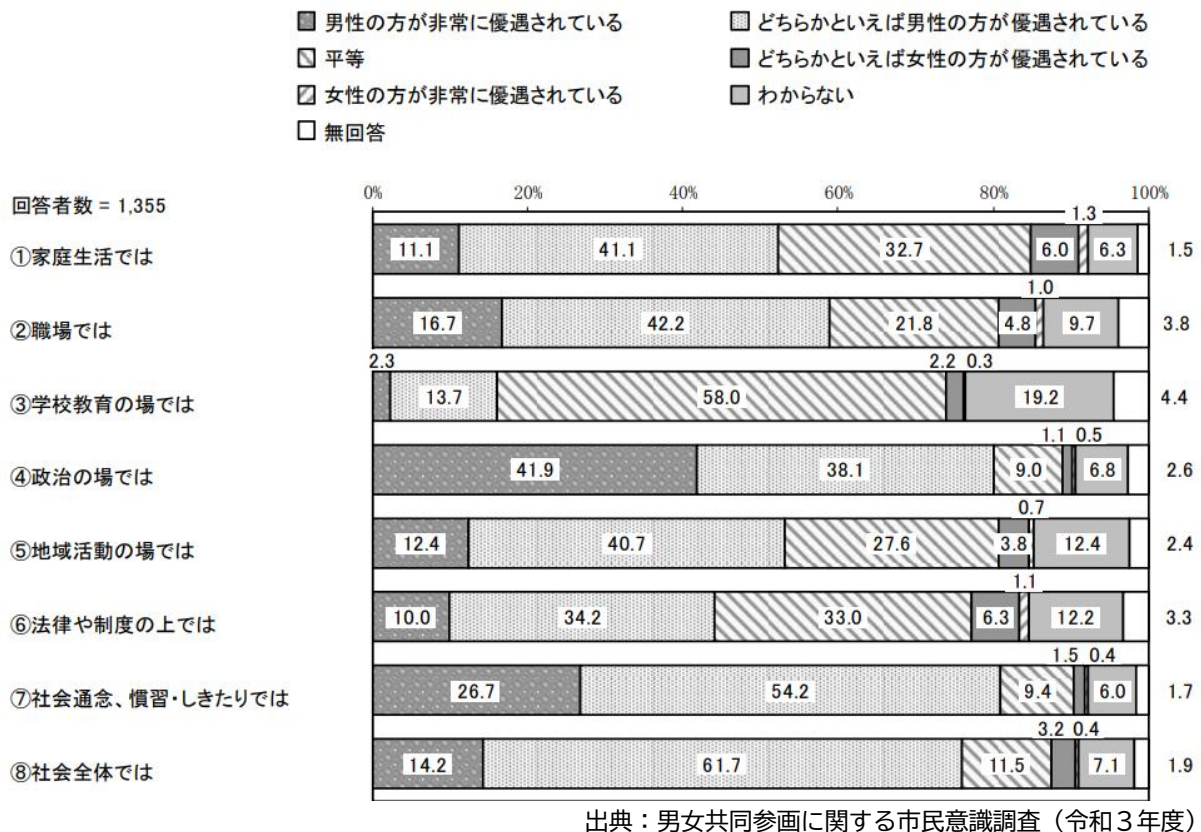
### 1 女性

#### 〈現状〉

- 平成 27 年(2015 年)に開催された国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2030 アジェンダ)」では、17 の目標の一つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられるなど、国際的なジェンダー平等の取組は継続して積極的に進められています。
- 世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数\*2024」では、日本の順位は 146 か国中 118 位(前年は 146 か国中 125 位)となっており、特に経済分野(120 位)と政治分野(113 位)の順位が著しく低くなっています。
- 国においては、平成 30 年(2018 年)には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国会及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが基本原則として定められています。
- 国においては、男女共同参画社会基本法に基づき令和 2 年(2020 年)に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました(令和 5 年(2023 年)一部変更)。この計画では「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が強調され、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会の実現を目指しています。
- 国においては、令和 6 年(2024 年)に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が施行されました。「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うことが定められています。
- 県においては、令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)を計画期間とする「第 4 次兵庫県男女共同参画計画」(ひょうご男女いきいきプラン 2025)が策定されています。この計画は「男女共同参画社会基本法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を踏まえて策定されたものであり、「男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会(=男女共同参画社会)の実現」を目指しています。
- 本市においては、男女共同参画社会の形成に向け、市民及び事業者等と市が一体となった取組をより一層積極的に展開するため、男女共同参画に関する基本理念やそれぞれの役割を明確にするとともに、市の実施する基本的施策を定めた「姫路市男女共同参画推進条例」を平成 28 年(2016 年)に制定しました。また、令和 5 年(2023 年)3 月には「姫路市男女共同参画プラン 2027」を策定し、「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催をはじめ、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を展開しています。
- 本市の「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、各分野における男女の地位について「学校教育の場」においては比較的男女平等という意見が多くなっています。しかし、「政治の場」や「社会通念、慣習・しきたり」ではそれぞれ市民の約 8 割が、男性の方が優遇されていると感じています。

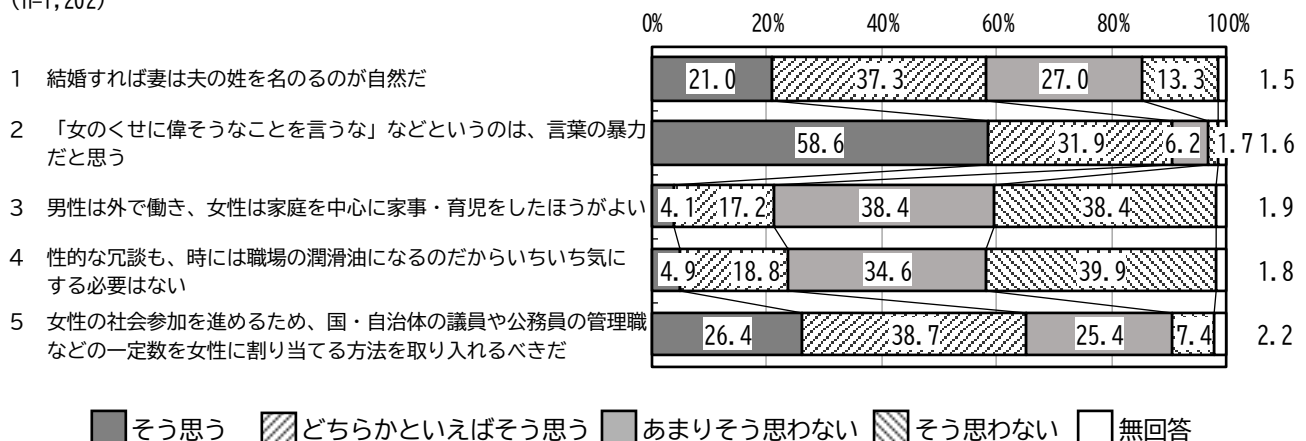
○市民意識調査によると、「男性は外で働き女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」といった固定的な性別役割分担意識\*や「性的な冗談も時には職場の潤滑油になるのだからいちいち気にする必要はない」といったセクシュアル・ハラスメントについて、約2割が肯定的に回答しています。また、「結婚すれば妻は夫の姓を名のるが自然だ」は約6割が肯定的に回答しています。

### 男女の地位について



### 女性の人権について

(n=1,202)





## 〈課題〉

---

- 性暴力や、セクシュアル・ハラスメント、職場におけるマタニティ・ハラスメント等、女性に対する暴力やハラスメントについて対策が求められます。なお、これらの暴力やハラスメントは男性や性的マイノリティが被害者となるケースもあり、広い視点を持って対策を行っていく必要があります。
- 「姫路市男女共同参画推進条例」では、附属機関等における構成員について、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めることが規定されており、条例制定後、本市の附属機関等における構成員の女性比率は、令和5年度末で36.3%まで上昇するなど着実に改善してきました。しかし、現状では女性委員の数が0名の機関もあり、「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。

## 〈教育及び啓発の方針〉

---

男女の人権尊重を基調とする男女共同参画社会の形成を目指し、社会のあらゆる制度や慣行を対象に、男女共同参画の視点を反映させ、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。女性と男性が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的にも等しく利益を受けることができ、同時に共に責任を担う社会の形成に向け、講座・講演会の開催などによる男女平等意識の育成や女性の能力開発を図ります。また、附属機関等における構成員への女性の積極的登用や女性に対する暴力防止などに取り組みます。

## 〈事業の柱〉

---

- ①人権尊重を目指す市民意識の醸成
- ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ③政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤生涯を通じた心身の健康づくり



## 2 子ども

### 〈現状〉

- 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、権利を享受し行使する主体者として子どもを尊重し、「原則として大人同様の権利の保障」、「親の社会的地位・財産、人種などによる不公平の排除」などを定めています。わが国は平成6年(1994年)にこの条約を批准し、国内における取組状況について、これまでに5回の政府報告を行っています。平成31年(2019年)2月には第4回、第5回の政府報告を検討した国連子どもの権利委員会の総括所見が公表されており、緊急の措置が取られなければならない分野として、差別の禁止(子どもの最善の利益を考慮した制度の確立やマイノリティの子どもへの対応)、リプロダクティブ・ヘルス<sup>\*</sup>及び精神的な健康への取り組み、少年司法の運営についてが挙げられています。
- 国においては、平成27年(2015年)より「子ども・子育て支援新制度」が開始され子ども・子育て支援関連の制度・財源・給付を全国的に一元化し、全国の自治体が計画的に子育て支援を行っていくことが定められました。令和元年(2019年)10月からは就学前教育・保育の無償化により子育て支援の強化が図られています。
- 国においては、平成28年(2016年)に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化するとともに、児童虐待の防止、対応等の取組の強化を図っています。また、相次ぐ虐待死事件を受けて、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が一部を除き令和2年(2020年)4月から施行され、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが明記されるとともに、児童相談所の体制強化等についても定められています(令和5年(2023年)4月1日全面施行)。
- 国において平成28年(2016年)に施行された「障害者差別解消法」では、障害のある子どもの保育・教育について「障害を理由とした差別的取扱いの禁止」や一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた「合理的配慮をすることの義務付け」が明記され、発達障害についても同様であるとされています。
- 国においては、令和5年(2023年)に「こども家庭庁」が発足し、また、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映等が定められています。
- 近年、社会的な注目が高まっている子どもの貧困問題については、家庭の経済状況と学力や自尊感情との関連、進学や就職における貧困の連鎖の問題等が指摘されています。国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年(2013年))」、「子どもの貧困対策に関する大綱(平成26年(2014年))」を定め、取組が進められています。令和元年(2019年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は改正され、改正法に基づく新たな大綱が策定されています。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものことを指す「ヤングケアラー」への認識が広まりつつあります。ヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことが懸念されています。国は、令和6年(2024年)に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において「子ども・若者育

成支援推進法」を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しました。

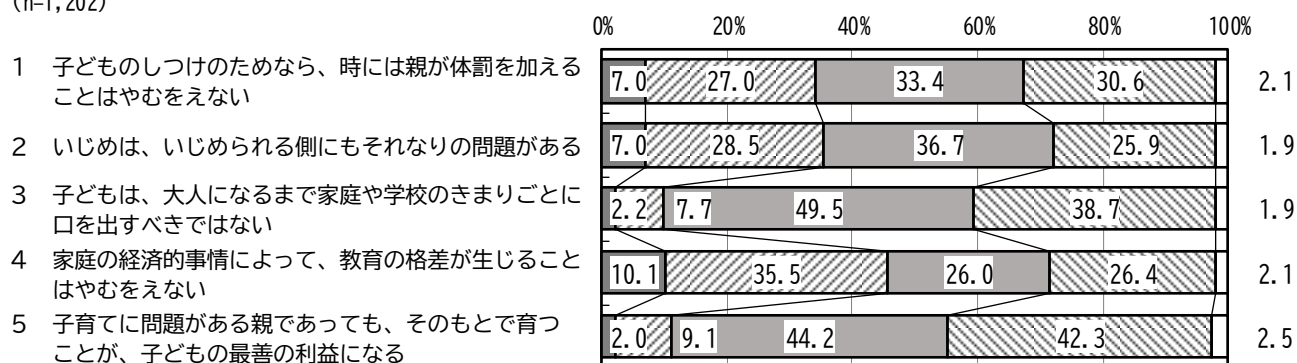
○国においては、子どもに接する仕事に就く人に、性犯罪歴がないか確認する制度である、「日本版DBS」を導入するための法律が令和6年(2024年)に成立しました。

○本市においては、平成29年(2017年)に福祉、保健、教育等の庁内関係課及び民間支援団体等で構成された「子どもの貧困対策に係るワーキンググループ」を設置し、令和2年度(2020年度)からは「子どもの貧困対策に係る連携会議」と改め、本市の子どもの貧困対策の現状把握や課題対応等について、協議を重ねてきました。また、令和5年度(2023年度)には、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画の策定に係る基礎資料とするため、「子どもの生活実態調査」を実施し、その結果を公表しています。この調査結果を踏まえ、引き続き取組を進めていきます。

○市民意識調査では、「子どものしつけのためなら親が体罰を加えることはやむをえない」については34.0%、「いじめはいじめられる側にもそれなりの問題がある」については35.5%が肯定的に回答しており、いじめや暴力を許さない意識づくりについて引き続き啓発が課題となっています。また、令和5年度(2023年度)に実施した子どもの生活実態調査では、学校の勉強の理解度について、世帯の収入を世帯人数の平方根で割った等価世帯収入の水準が「中央値以上」の世帯(経済的に余裕があると思われる世帯)では「だいたいわかる」が最も高くなっている一方で、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯(貧困の課題を抱えるリスクが高いと思われる世帯)及び「中央値の2分の1未満」の世帯(貧困の課題を抱えていると思われる世帯)では「教科によってはわからないことがある」が最も高くなっています。

## 子どもの人権について

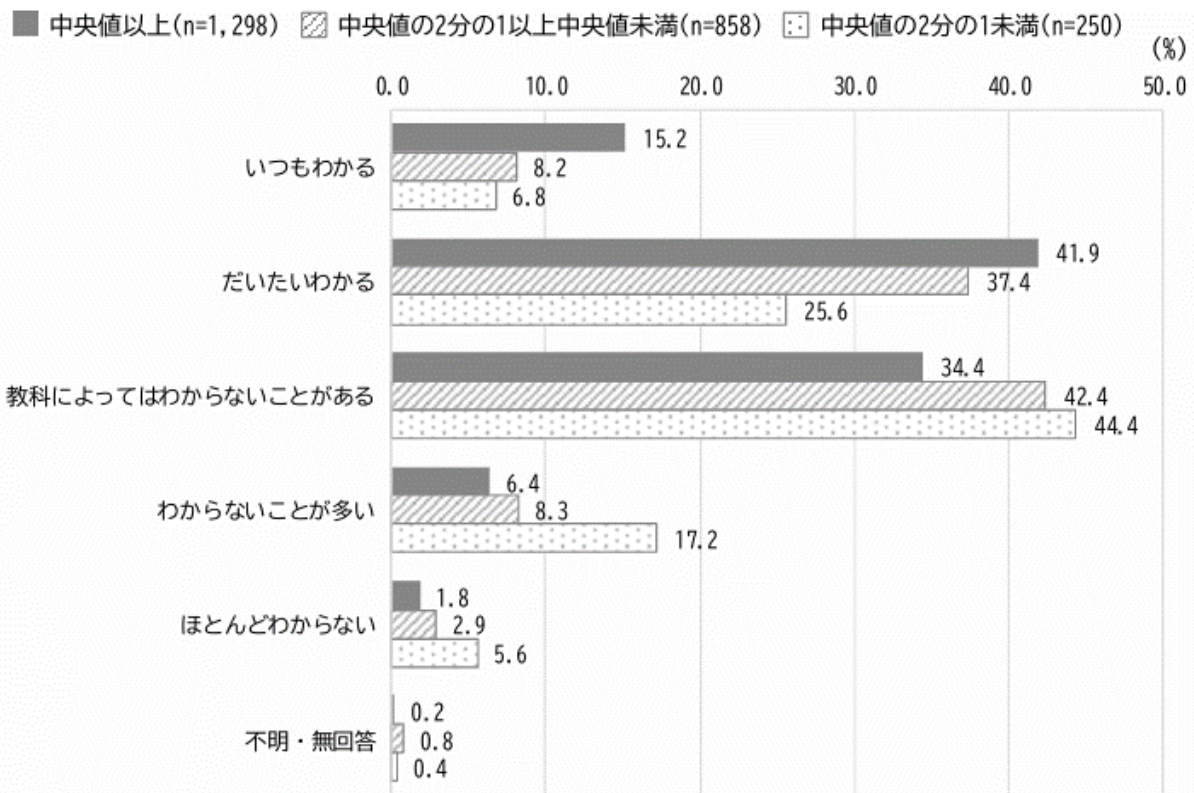
(n=1,202)



そう思う
  どちらかといえばそう思う
  あまりそう思わない
  そう思わない
  無回答

出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

### 学校の勉強の理解度



※所得による影響を分析するため、『等価世帯収入』の「中央値以上」、「中央値の2分の1以上中央値未満」、「中央値の2分の1未満」に分類し、分析を行いました。

出典：子どもの生活実態調査（令和5年度）

### 〈課題〉

- 子どもの権利条約において、子どもには生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など様々な権利が定められています。また、子どもの権利条約にはあらゆる子どもの権利を実現する4原則として「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」が取り入れられています。子どもを成長過程における保護や配慮の対象とするだけでなく、権利主体として捉え、一人の人間として持つ様々な権利を尊重する意識を高めていく必要があります。また、子どもが自分自身が持つ権利について学ぶことができる教育機会を保障していくことが大切です。
- 平成26年(2014年)に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」では、共生社会の実現に向け、障害のある子どもを排除しない「インクルーシブ教育システム※」の重要性が強調されています。全ての子どもが安心して学ぶことのできる教育環境の整備が、これまで以上に求められます。

## 〈教育及び啓発の方針〉

---

今日、子どもを取り巻く様々な問題の背景として、「自分とは違う」と感じた他者を排除しようとする、または認めないといった意識があることが考えられます。また、自分のことに自信が持てなかったり、長所だけでなく短所も含めた自分らしさを受け止められなかったりする、自己肯定感の低下も考えられます。そのため、子どもたちが自分も他者も尊重する人権意識を身に付けていくために自分を肯定し、相手のことも肯定する意識を育むための取組が必要です。

また、幼児・児童・生徒が自分自身の権利について知るとともに、相手が持つ権利についても理解を深めることによって、互いの人権を認め合うための取組を進めていく必要があります。

さらに、学校・家庭・地域が人権についてともに語り合う機会を多く設け、子どもの人権及び子どもの権利を実現するための4原則について理解を深めていくことが重要です。また、教職員等、子どもと接する機会の多い大人たちが未来を担う子どもたち一人一人の人権と人格を尊重し、健全に育てていけるよう、子どもの権利について学び人権意識を高めていけるよう研修機会の充実に取り組みます。

なお、小・中・義務教育・高等・特別支援学校間の人権教育の連携の在り方について、これからも模索していきます。

## 〈事業の柱〉

---

- ①児童虐待を防止する取組の充実
- ②いじめ問題への取組の充実
- ③体罰の根絶
- ④スクール・セクハラ※の根絶
- ⑤非行防止・健全育成活動の充実
- ⑥不登校児童生徒の居場所の確保
- ⑦子育て・子育ちのためのより良い環境づくり
- ⑧一人一人を大切にした教育・保育の充実
- ⑨障害のある幼児・児童・生徒への支援
- ⑩子どもの社会参画の促進



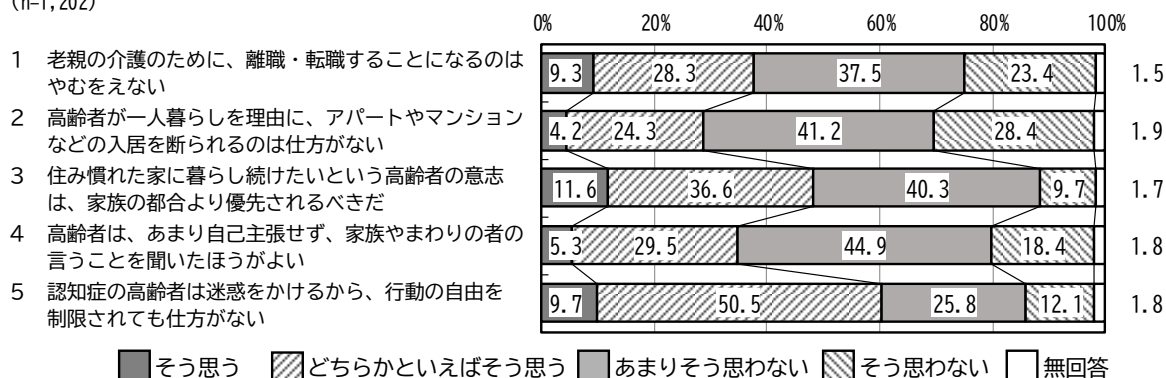
### 3 高齢者

#### 〈現状〉

- 平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、令和5年(2023年)10月1日現在の日本の65歳以上高齢者の割合(高齢化率)は29.1%となっており、現在日本は超高齢社会に突入しています。令和7年(2025年)には団塊の世代\*が75歳以上の後期高齢者となり、また、令和22年(2040年)には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えることから、介護保険制度\*や高齢者の権利擁護のための成年後見制度\*の創設、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の施行等、高齢者の生活と権利を守るための取組が進められてきました。
- 国においては、令和元年(2019年)に「認知症施策推進大綱」を閣議決定し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持し、希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」、「予防」を中心とした施策を推進することがうたわれています。また、令和6年(2024年)には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することとされています。
- 本市においても、令和6年(2024年)3月31日現在、高齢化率が27.5%となり、今後も高齢化の進展が予測されています。本市では、「姫路市生涯現役推進計画」、「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」を策定し、本市における総合的な高齢社会対策の考え方を示しています。また、高齢者が知識や経験を生かし生涯現役で企業や地域で活躍できる「全員活躍社会」の実現と、住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、医療や介護、介護予防、住まい、日常生活などの支援が地域で受けられる地域包括ケアシステム\*の深化・推進を目指し、様々な施策を展開しています。
- 今後の高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者の増加も予測されています。本市では、認知症の人や家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを目指して、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。令和6年(2024年)3月時点で、市内に48,957人の認知症サポーターがいます。
- 認知症は誰もがなりうる病気であり、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を支援していくことが大切です。しかし、市民意識調査では、「認知症の高齢者は迷惑をかけるから行動の自由を制限されても仕方がない」とする回答が60.2%となっており、認知症高齢者の権利の制限を肯定する意見が少なくありません。

#### 高齢者の人権について

(n=1,202)



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

## 〈課題〉

---

- 本市では、今後も支援を必要とする人の増加が見込まれており、支援体制の充実が必要です。
- 高齢者に対する就職差別、養護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの経済的虐待といった人権侵害が大きな社会問題となっています。
- 高齢者の虐待を防止するためには、社会的な支援の強化や介護者・介助者の負担を軽減する取組が求められます。
- 認知症の人や家族が安心して暮らし続けられるまちの実現を目指し、高齢者の尊厳を保持し、その権利を制限しないよう、認知症に対する正しい知識や理解を深めることが必要です。

## 〈教育及び啓発の方針〉

---

高齢者の社会参加と生きがい対策を推進し、地域社会における高齢者の健康で豊かな生活の構築を進めるとともに、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

## 〈事業の柱〉

---

- ①相談窓口の充実
- ②高齢者人権ネットワークの充実
- ③介護サービスにかかる情報提供の充実
- ④自立生活の支援と生活環境の改善
- ⑤世代間交流の推進
- ⑥社会参加の促進
- ⑦虐待の防止
- ⑧認知症高齢者等の支援





## 4 障害のある人

### 〈現状〉

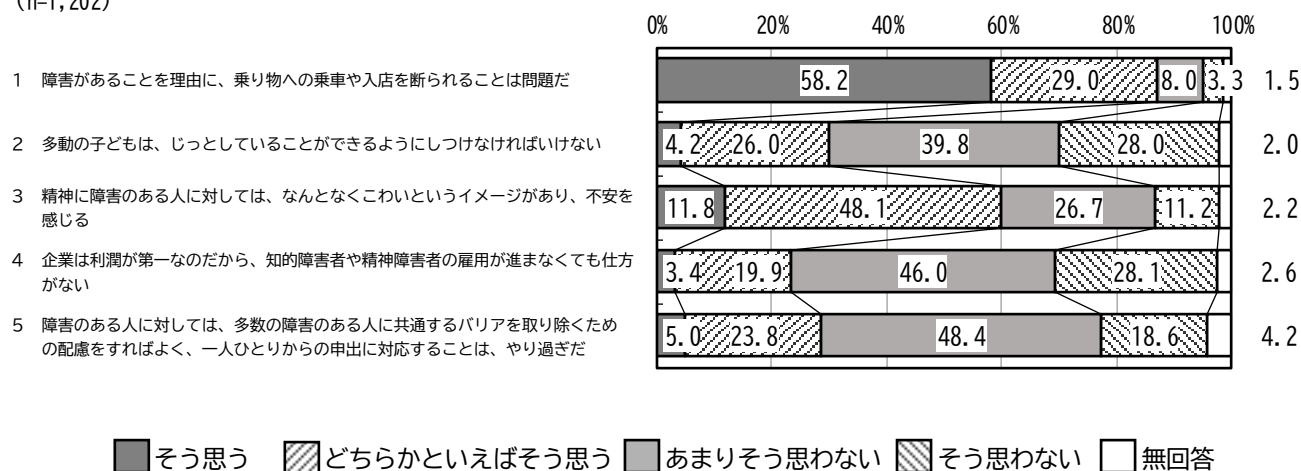
- 平成 18 年(2006 年)に国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択され、日本は平成 26 年(2014 年)にこれを批准しました。
- 国においては「障害者権利条約」批准に向けた国内法の整備として、平成 23 年(2011 年)に「障害者基本法」が大幅に改正され、「共生する社会」の実現という理念が掲げられました。障害者の定義についても、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の心身の機能に障害があり、障害や社会の中にある障壁によって制限を受ける状態にある人をいい、その障害は一樣ではありません。社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする社会モデル<sup>\*</sup>への転換が図られており、共生社会の実現は社会全体の課題です。
- 平成 23 年(2011 年)の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成 24 年(2012 年)の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法、障害者自立支援法の改正法)」、平成 28 年(2016 年)の「障害者差別解消法」や、同年の「改正障害者雇用促進法」など、共生社会の実現に向けた障害者の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進められてきました。
- 令和 4 年(2022 年)には、障害者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等を目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行されました。また、令和 6 年(2024 年)からは、「障害者差別解消法」の改正により、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことが努力義務から義務へ強化されました。
- 日本では、昭和 23 年(1948 年)に制定された「旧優生保護法<sup>\*</sup>」により、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成 8 年(1996 年)に優生手術に関する規定が削除されるまでの間、多くの方が生殖を不能にする手術を受けることを強いられてきました。このことについて、令和 6 年(2024 年)7 月 3 日、最高裁判所において、国の損害賠償責任を認める判決が言い渡されました。優生手術は人の尊厳を踏みにじる人権侵害であり、手術を強制された人たちは現在もなお心身に多大な苦痛を受けています。このような人権侵害が二度と起こらないよう、被害者の尊厳が回復され、誰もが等しくかけがえのない個人として互いに尊重し合うことができる社会の実現が求められています。
- 本市においては、平成 29 年(2017 年)に作成した「姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」、「障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン」を令和 6 年度(2024 年度)に改定し、市職員が障害者差別の解消に向けた適切な行動をとるとともに、障害に応じた必要な合理的配慮を提供することができるよう取り組んでいます。また、「手話<sup>\*</sup>は言語である」という認識に基づき、手話の理解と普及の促進、手話を使用しやすい環境づくりを進めるため、「姫路市手話言語条例」を制定し、平成 29 年(2017 年)から施行しています。基本理念や市の責務、市民の役割、事業者の役割などを定めるとともに、特に民間での取組を促進するための事業者への支援を位置付けています。



- 平成 31 年(2019 年) 4 月に開館した姫路市総合福祉会館は、本市の地域福祉の中核的拠点として、福祉の様々な窓口を集約しています。また、障害者等様々な立場の人の利用に配慮したバリアフリー設計となっています。障害者が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で相談できるよう「地域相談窓口(ひめりんく)」の整備や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する「基幹相談支援センター」を整備するなど機能の充実を図っています。
- 市民意識調査結果をみると、精神障害者に対する偏見など、障害者に対する差別意識が払拭されていない状況がみられます。

### 障害のある人の人権について

(n=1,202)



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

### 〈課題〉

- 障害のある人の人権に関する法整備について、市民・事業者の理解が十分ではない状況があります。中でも差別の解消や合理的配慮の提供について、広く市民・事業者に向けた啓発や民間の取組が促進されるような働きかけが求められます。
- 障害の有無にかかわらず相互に尊重し合う共生社会の実現に向け、関心と理解を深めるための取組の充実が必要です。

### 〈教育及び啓発の方針〉

障害者権利条約の実現に向け、「障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる社会(共生社会)づくり」を目指すとともに、差別の解消と障害者の社会参加の促進に取り組みます。

市民意識調査において障害のある人の人権問題に関心がある人は多いものの、「障害者差別解消法」の内容を知っている人の割合が低いままです。このことは、障害のある人の人権問題は一般的にイメージしやすいが、自分ごととして考える人は多くない現状が表れているといえます。障

害のある人の人権問題を自分ごととして捉え差別の解消につなげていけるよう、法律の継続的な広報等により周知を図ります。

## 〈事業の柱〉

---

- ①相談支援
- ②生活支援
- ③教育・保育の充実
- ④就労・社会参加の支援
- ⑤環境の整備
- ⑥合理的配慮の提供啓発など権利擁護と差別解消の促進
- ⑦施策への意見の反映

## 5 部落差別（同和問題）

### 〈現状〉

- 差別解消に向けた同和地区の環境改善を行う同和対策事業は、平成 14 年(2002 年)3 月に根拠法が失効しました。しかし、このことは部落差別(同和問題)が解消したことを意味するものではなく、これまでに積み重ねられてきた教育及び啓発や環境改善の取組を、部落差別(同和問題)やその他の人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていく必要があります。
- 国においては、平成 28 年(2016 年)12 月に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、初めて「部落差別」という文言が法律名に使われるとともに、現在もなお部落差別が存在することが明記され、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり部落差別は許されないものであるという認識のもと、国や地方公共団体が部落差別を解消するため、相談体制の充実を図ることや、必要な教育・啓発を行うことが記されました。令和元年度(2019 年度)には、国による都道府県及び都道府県教育委員会並びに市町村及び市町村教育委員会が把握した差別事例の実態調査が実施されましたが、今後も国と地方自治体が連携した取組が求められます。
- 法務省は、令和 2 年度(2020 年度)の「啓発強調事項」から、表記を「同和問題(部落差別)」から、「部落差別(同和問題)」に改め、市も倣っています。
- 本市においては、これまで各種の生活環境・生活実態の改善の事業を進めてきましたが、生活実態の目安の一つである生活保護率の推移については、依然として格差が見られます。
- 部落差別はインターネット上にも存在しており、特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別的表現が書き込まれたり、「部落探訪」と称し特定の地域を同和地区であるとして、その地域を撮影した動画の配信などが行われています。このような動きに対し、令和 3 年(2021 年)には神戸地裁がサイト運営会社に削除を命じる決定を全国で初めて行ったり、令和 4 年(2022 年)には動画配信サイトの運営会社が同社のヘイトスピーチ指針に反するとして動画の削除を行ったりするなどの対応がとられてきましたが、現在も多数の動画が残っています。本市におきましても、「インターネットモニタリング」に取り組んでいるほか、法務局や県、県内市町と連携を図っています。
- 姫路市内での人権相談として、神戸地方法務局姫路支局のほか、法務大臣委嘱の人権擁護委員が原則として毎月 4 回、姫路市役所本庁舎や出先機関において差別などの人権相談を受け付けています。また、姫路市担当職員や総合センター職員においても人権相談に応じており、人権侵害事案の早期発見に努めています。
- 本市の学校教育においては、姫路市中学校区群人権教育研修会を継続的に行い、その間に各校 1 回の「研究発表会」を実施しており、その中で、同和問題部会を必ず位置付けて、教職員の部落差別に対する認識を深めています。また、道徳科においては、発達段階に応じて公正・公平な態度の育成に取り組んでおり、高学年では部落差別を扱った授業を行い、社会科では、歴史において差別解消に取り組んできた人々に視点を当てた授業を行っています。
- 本市の社会教育においては、姫路市連合自治会を活動母体とする「姫路市校区同和教育推進委員会」を昭和 46 年(1971 年)に組織し、その後、平成 18 年(2006 年)に「姫路市校区人権教育推進委員会」と名称を変え、小学校区ごとに住民主体の学習会を推進し、「人権文化に満ちた社会の実現」を目指して、継続した取組を行っています。また、企業については関係機関と協力し、

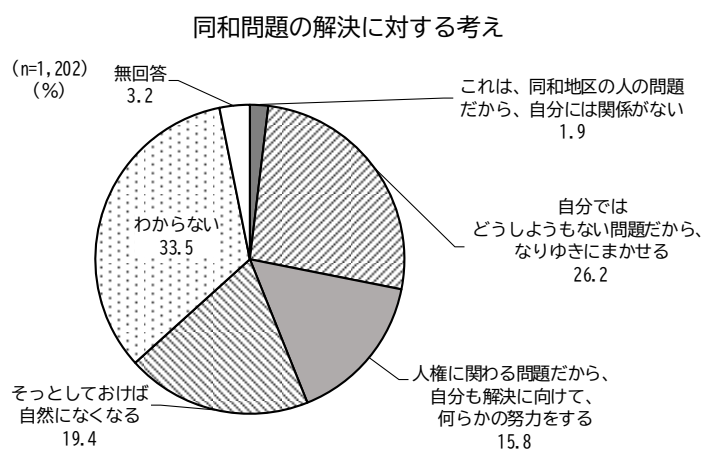
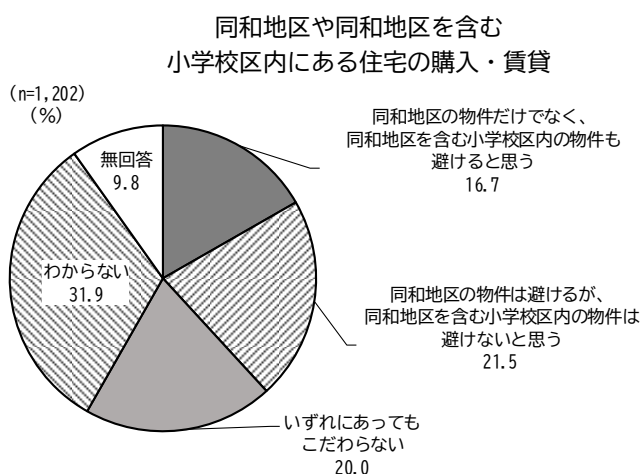
雇用主に対して企業内人権研修の実施や公正な採用選考の確立を図るよう指導しています。

○皮革産業については、本市を含む西播磨地域が国内生産の7割を占めています。品質の改良と生産の拡大に取り組んできましたが、経済不況による需要の減少、高級ブランド志向、安価な輸入皮革製品の増加などにより、状況は厳しさを増しています。本市においては、行政と関係業界が一体となって平成28年(2016年)に「姫路市皮革関連産業対策推進協議会」を設置し、皮革関連産業の健全な発展を目指した取組を進めています。一方、平成27年(2015年)には、姫路の皮革の品質が認められ、パリ・コレクションの衣装に採用されたり、パリ・コレクションで活躍するデザイナーによる姫路の革を使った作品のファッションショーが姫路城を舞台に開催されました。さらに、令和5年(2023年)9月には、姫路城世界文化遺産登録30周年記念イベントとして「姫路レザーファッションショー」が、姫路の伝統的な皮革産業の認知度向上と需要拡大を図ることを目的として行われました。

○本市においては、食肉産業も盛んで、平成27年(2015年)に食肉処理施設が完成し、兵庫の高級和牛ブランド「神戸ビーフ」を扱う施設として、海外への輸出の拠点となっています。

○市民意識調査では、住宅を選ぶ際に「同和地区の物件は避けるが同和地区を含む小学校区内の物件は避けないと思う」と「同和地区の物件だけでなく、同和地区を含む小学校区内の物件も避けると思う」とが合わせて38.2%となっており、平成28年度(2016年度)の調査結果よりやや減少がみられました。しかし、「いずれにあってもこだわらない」は平成28年度(2016年度)と同様に約2割と顕著な差はみられず、「わからない」がやや増加し明確な判断を避ける人が増えています。また、避けると回答した人の理由として、平成28年度(2016年度)調査と同様に「こわいイメージがあるから」が約4割となっているなど、依然として偏見に基づく同和地区への忌避意識が根強く残っていることがうかがえます。

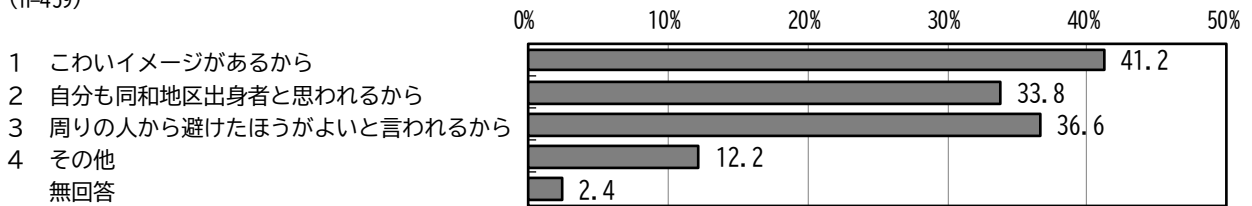
○部落差別(同和問題)の解決に対する考えとして、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」と回答した人は15.8%となっています。一方、「これは、同和地区の人の問題だから、自分には関係がない」、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる」、「そっとしておけば自然になくなる」と回答する人は47.5%となっており、多くの人が部落差別(同和問題)を「他人ごと」として捉えていることがうかがえます。



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

### 同和地区や同和地区を含む小学校区内にある物件を避ける理由（複数回答）

(n=459)



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

### 〈課題〉

- 差別落書き、インターネット上の差別的な書き込み、同和地区への偏見に基づく忌避意識など看過できない現実があり、人権教育と啓発をより一層発展させていく必要があります。
- インターネットモニタリングを実施していますが、差別的な表現が疑われる書き込みや投稿の削除を依頼しても、管理者（運営者）の基準が示されておらず、削除されていないケースもあります。モニタリング体制の強化のため、法務局や県、県内市町との連携を深めていきます。
- 総合センター・集会所は、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権課題の解決を見据えて、地域社会の実情や住民のニーズの把握に努め、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の市民交流の拠点として設置されています。また、生涯学習の拠点ともなる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決、人権をテーマにした各種事業を総合的に行っています。今後も、総合センター・集会所のグループ化による職員の適正な人員配置を行い、効率的な運営を目指します。また、地域における生活環境の改善など生活上の課題や各種相談について、関係機関との連携を図り必要な事業を実施するほか、ボランティア活動等による日本語補習教室等も支援し、その解決及び住民の自立支援に努めるため、一層の取組を進めていきます。
- 現在の部落差別（同和問題）における課題の一つが教育格差です。本市においても、人権啓発交流推進事業等各種の取組により学力・進学格差の解消を図ってきています。高校進学率においては、一定の成果を上げていると推測されますが、今後も高校進学先の種別等を注視していくとともに大学進学状況の把握にも努めながら、同和教育の精神や手法を生かし、学校の全教育活動とおし子どもの自己実現と進路保障に取り組んでいきます。また、もう一つの課題である差別意識の解消については、子どもの発達段階に応じて全教育活動に位置付けて取り組みます。
- 市民意識調査において、部落差別（同和問題）の解決に対する考えについては、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」が1割台にとどまっており、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる」、「そっとしておけば自然になくなる」という回答が半数近くを占めています。あらゆる差別の解決には人権侵害を「他人ごと」として捉えるのではなく、自身の問題として捉え、解決に向けて行動する人権意識を持つことが大切です。いわゆる「寝た子を起こすな論」によって差別がなくなると考えることは誤りであり、部落差別（同和問題）の解決に向けた積極的な市民の意識形成が課題といえます。

○市民意識調査において、同和地区や同和地区を含む小学校区内の物件について、4割近くの人  
が忌避意識を示しています。忌避意識は前回の市民意識調査から大きな変化がなく、同様の傾  
向が見られます。このような結果を踏まえ、同和地区に対する偏見や誤った知識に起因した忌  
避意識の解消が課題となっています。

### 〈教育及び啓発の方針〉

---

同和教育は、部落差別(同和問題)の解決を出発点とし、実践の中で様々な人権課題の解決を目  
指す活動へと裾野を広げてきました。今後はこれまでに積み上げてきた成果を踏まえ、人権とい  
う普遍的文化を築くための人権教育及び啓発として発展的に再構築していく必要があります。そ  
の中でも部落差別(同和問題)を重要な人権課題として位置付け、地域住民の意見などを十分に踏  
まえて差別解消の視点を見失うことなく、関係機関が連携を密にし、様々な課題解決に向け取り  
組めます。

市民意識調査において「部落差別解消推進法」の内容を知っている人の割合が低くなっていま  
す。同和地区に対する根強い忌避意識や同和地区や同和地区出身者に対するインターネット上の  
差別が起こる中、新たな差別を生まないためにも、法律の継続的な広報等により周知を図ります。

### 〈事業の柱〉

---

- ①人権啓発活動の充実
- ②学校・園所における取組の充実
- ③社会教育における取組の充実
- ④総合センター・集会所での取組の推進
- ⑤人権相談の充実
- ⑥インターネットモニタリングの充実
- ⑦事前登録型本人通知制度<sup>\*</sup>の周知
- ⑧土地忌避意識の払拭への取組

## 6 アイヌの人々

### 〈現状〉

- 国においては、明治32年(1899年)に制定された「北海道旧土人保護法※」が、アイヌの人々の支援に関する法整備の始まりでしたが、差別的な名称や人権の視点の欠如、支援の内実の乏しさが問題視されてきました。この法律は、平成9年(1997年)の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の施行に伴い廃止され、以降関連法令の整備や先住民族の権利に関する国際連合宣言の採択など、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に向けた取組が行われてきました。
- 令和元年(2019年)5月に施行された「アイヌ支援法」では、先住民族への配慮を求める国内外の要請等を踏まえ、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の「先住民族」であることが初めて明記されました。この法律は、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等を含めた様々な課題を早急に解決することを目指しています。また、第4条で「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と定めるとともに、第5条では国及び地方公共団体の責務として、「教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない」ことを定めています。
- 令和2年(2020年)に北海道白老郡白老町に開園した「ウポポイ(民族共生象徴空間)」は、アイヌ文化を振興するための空間や施設であるだけでなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として位置付けられています。
- 本市では、令和3年(2021年)に「先住民族アイヌ-民族の誇りが尊重される社会を-」と題し、人権啓発センターにおいて企画展を実施しました。また、人権啓発センター広報誌「ゆいばる」にアイヌの人々の人権に関する特集記事を掲載するなど、啓発に取り組んでいます。

### 〈課題〉

- 先住民族としてのアイヌの人々の文化や、差別と迫害の問題については、全国的に認識が低く、人権課題としての取組は十分ではありませんでした。「アイヌ支援法」の施行に伴い、教育・啓発の強化が必要です。

### 〈教育及び啓発の方針〉

アイヌの人々が置かれている現状の認識と民族としての歴史、文化、伝統への理解を深め、偏見や差別意識を解消し、アイヌの人々の人権を尊重する社会の実現を目指す啓発活動に取り組みます。

### 〈事業の柱〉

- ①啓発活動の充実

## 7 外国人等

### 〈現状〉

- 国によると、令和5年(2023年)末現在における在留外国人数は、341万992人であり、昭和34年(1959年)に統計を取り始めてから最も多く、日本の総人口の約2%を占めています。平成31年(2019年)4月には、「出入国管理及び難民認定法(出入国管理法)」の改正法が施行され、新たな在留資格が創設されました。人手不足の産業分野における受入れの拡大が図られており、今後ますます在留外国人の増加が予想されています。また、日本で生まれた外国人の子どもや、両親のどちらかが外国出身である子どもも増加しています。
- 国においては、外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備等を目的とし、国・地方公共団体・外国人等を雇用する事業主のそれぞれの責務を定めた「日本語教育の推進に関する法律<sup>\*</sup>」が令和元年(2019年)6月に公布・施行されています。
- 県における令和5年(2023年)末現在の在留外国人数は131,756人であり、全国と同様に増加傾向となっています。また、令和5年(2023年)10月末時点の外国人雇用者数は57,375人であり、年々増加しています。
- 本市の住民基本台帳に基づく国籍別外国人人口をみると、令和6年(2024年)4月1日現在で76か国、12,933人となっており、本市の人口の2.5%を占めています。そのうち、ベトナムが4,464人で最も多く、次いで韓国・朝鮮が4,275人、中国1,250人、フィリピン620人となっています。アジア地域の割合が本市の外国人人口全体の95.9%を占めています。  
ベトナム人の在住者は、昭和54年(1979年)のインドシナ難民姫路定住促進センター設立(平成8年(1996年)閉所)を契機に増加しており、平成29年(2017年)には、ベトナム人住民の集住地域を中心にベトナム語での生活相談窓口を設置しました。  
当初は、本市のベトナム人の多くは就業場所が同和地区を含む地域に多いことや、不動産が安い等の理由から、同和地区に集住し、現在もその状況が続いております。また、近年は先に入国した家族や親族を頼って、その地域に住む子世代や孫世代も増えていきます。
- 本市における在住外国人が増加する中で、住宅や教育、医療などの面で様々な問題が生じており、行政の対応が求められています。教育の分野では、「教育機会確保法」の制定も踏まえ、国籍にかかわらず義務教育を十分受けることができなかった人々等を対象とする夜間中学や外国人のための補習教室・日本語講座の設置など、教育機会を充実する対策を検討していく必要があります(令和5年(2023年)に公立夜間中学である姫路市立あかつき中学校を開校)。一方、住宅や医療など民間の事業者や地域の理解と協力が必要な分野も多くなっています。また、外国人高齢者も増加している中、支援の必要性がありながら支援機関につながることでないことや、介護保険サービスについての理解が十分でないこと、利用しやすいサービスの不足、コミュニケーションに関することなどへの課題に対応するため、外国人高齢者のニーズに寄り添った対策が必要となっています。
- 本市では、従来より市職員採用試験における国籍条項の廃止、国籍による市営住宅入居者資格制限の廃止、無年金となっている外国人の重度障害者や高齢者に対する特別給付金制度の実施等に取り組んでいます。平成29年(2017年)には従来の「姫路市国際化推進大綱」を改定し、「姫路市国際化推進プラン」を策定して、在住外国人のための諸施策を実施しています。

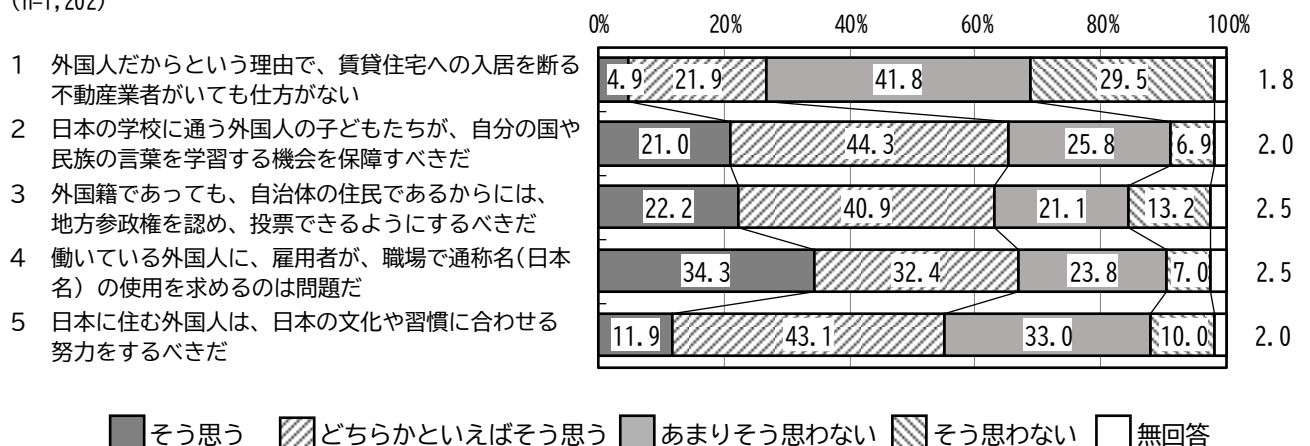


○本市では、令和元年(2019 年) 9 月には、市役所本庁舎内に「外国人相談センター」を設置し、多言語での生活相談に対応しています。在住外国人を対象とした日本語学習の機会については、姫路市文化国際交流財団が日本語学習支援事業として「日本語講座」、「日本語ひろば」の実施や、地域の日本語支援グループ等のボランティア団体と定期的に連絡会議を開催し、日本語教室に関する情報の提供、共有を図っています。また、外国人等が集住している地域では、日本語指導が必要な外国人等の子どもたちを対象に、日本語指導や学習支援を行うボランティア活動等も実施されています。

○ヘイトスピーチについて、市民意識調査では「ヘイトスピーチ」を「知っている」という人が52.2%ですが、「ヘイトスピーチ解消法」を知っている人は5割に満たず、「知らない」と回答した人の方がやや多くなっています。また、ヘイトスピーチを知っている人のうち、「特定の人々を排除するのは、許せないと思った」と回答する人は59.5%となっている一方で、「ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った」、「ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った」と回答する人もそれぞれ約2割となっており、ヘイトスピーチをやむを得ないとする人が一定数いる現状が明らかになりました。

### 外国人の人権について

(n=1,202)



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

## 〈課題〉

---

- 外国人労働者の受入れについては、旧来の技能実習制度において低賃金、長時間労働、雇用者や同僚からの暴力等の人権侵害の事案が問題となっていました。令和6年(2024年)の制度改正により特定技能制度<sup>※</sup>の拡充が図られ、令和6年度(2024年度)から5年間における特定技能の外国人の受入れ見込数及び受入れ分野が拡充されます。技能実習生等の外国人に対する人権侵害行為は、外国人の人権擁護の観点からも、決して許されるものではなく、受入れ拡大にあたっては、人権侵害等の不適正な対応が生じていないか注視する必要があります。
- 地域社会における共生の促進を図るため、文化の多様性を認め、異なる言語・宗教・生活習慣等を有する人が共に生活する多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発が求められています。多文化共生のためには、相互の人権を尊重し合うとともに、日本国籍を取得した人も含めて在住外国人等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、効果的な啓発を実施する必要があります。
- ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせる人権侵害行為です。このような排他的な言動を許さない意識づくりが重要です。
- 令和元年(2019年)に施行された「日本語教育推進法」を受けて、外国人の日本語教育の充実が図られています。一方で、日本の生活様式や考え方等を押し付けたりするような同化主義に陥ることがないように、外国人が自らのアイデンティティを維持しながら日本語を学ぶことができるよう、教える側は出身国の言語・宗教・生活習慣等への理解を深めていくことも大切です。また、地域での住民間の交流を進める観点から、日本語教室の在り方の対策が求められます。

## 〈教育及び啓発の方針〉

---

国際交流センターを拠点として、交流の場づくりや情報提供を行い、国際交流・協力活動の推進を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けて、人権意識・国際感覚豊かな人づくり、外国人が暮らしやすい環境づくりを目指します。また、学校教育においては、在籍する外国人等の児童生徒が、円滑に学校生活を送るための学習支援に取り組みます。

市民意識調査において「ヘイトスピーチ解消法」の内容を知っている人の割合が低くなっています。法律が施行され、街宣活動等によるヘイトスピーチは、見かけなくなってきましたが、インターネット上において特定の国籍や民族への人権侵害にあたる書き込みが行われています。市民一人一人がヘイトスピーチは許さないという人権意識を高めていくよう、法律の継続的な広報等により周知を図ります。

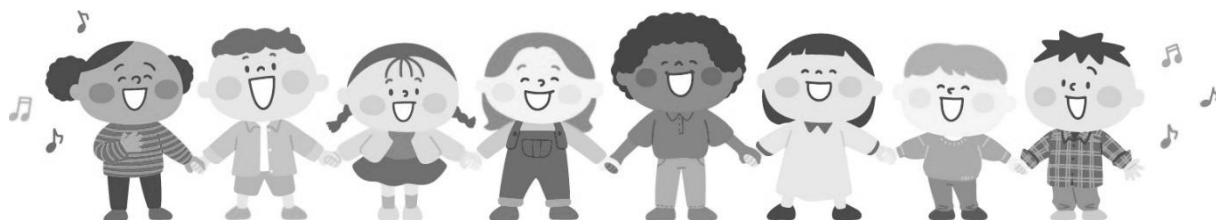
## 〈事業の柱〉

---

- ①日本語学習の機会の充実
- ②情報提供の充実
- ③人権意識の高揚
- ④児童生徒等に対する学習の支援(外国人等)
- ⑤多文化共生に向けた教育の充実

⑥国際交流の推進

⑦インターネットモニタリングの充実【再掲】



## 8 感染症

### 〈現状〉

- エイズ\*は、H I V\*(ヒト免疫不全ウイルス)感染により免疫力が低下し発症しますが、感染経路が限られており、正しい知識を持って予防すれば日常生活では感染せず、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、医療の進歩により、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させることが可能になり、治療を受けながら社会生活はもちろんのこと、寿命を全うできるようにもなりました。エイズという固有の疾患名を冠した法律が存在することは患者への差別を助長するとの意見もあり、平成元年(1989 年)に成立したエイズ予防法(後天的免疫不全症候群の予防に関する法律)は平成 10 年(1998 年)に廃止され、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)の中に位置付けられています。
- 結核は、国をあげての予防、治療への取組により激減しましたが、関心の低下や高齢者の発病、多剤耐性結核等により減少は鈍化し、本市でも年間約 45 人が発病しており、過去の病気ではありません。また、治療により治る病気で、重症化前に早期発見すれば人に感染させることもありません。しかし、いまだに誤った知識と思い込みが、感染者等への偏見や差別を生み、医療や介護現場での受入れ拒否等の問題も生じています。なお、昭和 26 年(1951 年)に制定された結核予防法は平成 18 年(2006 年)に廃止され、感染症法に統合されています。
- 令和 2 年(2020 年)頃から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症では、感染者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーとその家族に対する誹謗・中傷や差別的行為が社会問題となりました。令和 3 年(2021 年)2 月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」には、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。
- 本市では、感染者等に対する差別、偏見の解消を目指し、正しい知識や理解の普及を図るため、広報、ホームページ、マスメディアを活用し広域的な啓発活動を実施しています。また、社会福祉施設、医療機関、学校、企業、宿泊施設等に対する、ポスター・リーフレットの配布や講習会の実施により正しい知識の普及、感染予防、感染者等の人権擁護の啓発など感染症理解への取組を支援しています。

### 〈課題〉

- 国内の新規H I V陽性者、エイズ患者の数は平成 25 年(2013 年)から令和 4 年(2022 年)にかけて減少傾向にありましたが、令和 5 年(2023 年)の新規H I V陽性者数は 7 年ぶりに増加に転じました。年齢をみると、新規H I V陽性者は 20 代と 30 代、新規エイズ患者は 30 代と 40 代が多くなっています。検査件数は増加傾向にありますが、ピーク時の半数に満たない状況です。
- 疾病に対する誤った知識や理解不足により、医療や介護現場での受入れ拒否等といった社会生活上の人権問題が生じていることから、病気そのものや感染者に対する偏見や差別意識の解消が求められます。

○正確な知識と理解の不足から生じる過度の忌避意識により、感染者、患者、回復者及びその家族に対し、周囲の人や職場などで偏見や差別、プライバシーの侵害などの人権問題が生じることは常に考えられます。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」などに基づき、入院隔離が必要な場合も人権に対する配慮が求められます。

### 〈教育及び啓発の方針〉

---

今後もあらゆる機会を通じて、感染症に関する正しい知識などの情報発信により、より多くの市民の理解促進に努め、感染者・患者・回復者等について誤った知識による差別や偏見をなくするとともに、これらの人々を支え共生していける社会づくりに取り組んでいきます。また、感染を予防するために正しい知識の普及に努め、H I V陽性者、エイズに関しては、市民が相談・検査を受けやすい体制づくりに取り組みます。

### 〈事業の柱〉

---

- ①H I V、エイズに対する正しい理解の醸成
- ②全ての感染症(新型コロナウイルス感染症やエムボックス<sup>※</sup>等)に対する正しい理解の醸成

## 9 ハンセン病患者・元患者やその家族

### 〈現状〉

---

- ハンセン病はらい菌による感染症ですが、現在は感染し発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも、治療法が確立しており治る病気であり、遺伝する病気でもありません。しかし、平成8年(1996年)「らい予防法」が廃止されるまで、国立ハンセン病療養所へ隔離する政策がとられ、回復者、家族への偏見と差別をあおる結果となりました。また、長期間の施設入所や高齢化のため社会復帰が困難な状況にあります。また、患者本人だけではなく家族も差別や偏見にさらされてきた歴史があり、家族らが国に損害賠償を求めた裁判では、国の責任を認めた令和元年(2019年)6月の熊本地裁判決について、国が控訴しないことを決定し、判決が確定しています。
- 本市では、ハンセン病患者等に対する差別、偏見の解消を目指し、正しい知識や理解の普及を図るため広報、ホームページ、マスメディアを活用し広域的な啓発活動を実施しています。また、社会福祉施設、医療機関、学校、企業、宿泊施設等に対する、ポスター・リーフレットの配布や講習会の実施により正しい知識の普及、感染予防、感染者等の人権擁護の啓発など感染症理解への取組を支援しています。

### 〈課題〉

---

- ハンセン病回復者が施設を退所し自立した社会生活を送るためには、行政と市民が協力し病気や回復者等に対する偏見や差別意識を解消することに加え、高齢者福祉等の充実も必要となっています。

### 〈教育及び啓発の方針〉

---

今後もあらゆる機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識などの情報発信により、より多くの市民の理解促進に努め、感染者・患者・回復者等について誤った知識による差別や偏見をなくすとともに、これらの人々を支え共生していける社会づくりに取り組んでいきます。

### 〈事業の柱〉

---

- ①ハンセン病に対する正しい理解の醸成

## 10 刑を終えて出所した人やその家族

### 〈現状〉

- 刑を終えて出所した人(仮釈放になった人を含む)は、法律によって社会人として社会復帰することが認められています。また、執行猶予の判決を受けた人は、猶予期間中も社会への復帰が認められ、猶予期間の終了により刑の言渡しはその効力を失います。しかし、依然としてこれらの人々の社会復帰を妨げる非難や中傷などの人権侵害がみられ、就職や住居の確保における差別など、社会復帰を目指す人たちへの厳しい現実があります。さらに、これらが本人のみならずその家族や親族にまで及んでいることも見受けられます。また、犯罪の背景には、貧困や虐待、依存症など複数の問題が絡み合っている場合も多く、家族との関係に問題がある、社会に居場所がない、人とのつながりが薄いなどといった根深い問題が存在します。
- 国においては、罪を犯した人等の再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成 28 年(2016 年)12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。また、平成 29 年(2017 年)に「再犯防止推進計画」を閣議決定、令和 5 年(2023 年)3 月には第二次計画が閣議決定され、取組を推進しています。
- 県においては、「平成 30 年度地域再犯防止推進モデル事業」を実施するとともに、令和 4 年(2022 年)3 月に策定した「地域安全まちづくり推進計画(第 6 期)」に基づいた取組が進められています。また、県下の他都市においては、令和 6 年(2024 年)1 月に市と保護観察所、保護司会の情報共有を核とした全国初の連携協定が締結され、司法関係機関等とともに再犯防止についての連絡会議を開催し、個別事例の検討を通じた具体的な連携手法や施策の共有、再犯防止の重要性の理解促進を図るための周知啓発の取組を進めています。
- 本市においては、令和 4 年(2022 年)3 月に「姫路市再犯防止推進計画」を策定し、市民誰もが身近な生活において安全・安心を実感できるまちづくりの実現に取り組んでいます。
- 「日本版 DBS」は子どもを性被害から守る仕組みとして重要である一方で、本制度による前科情報の取扱いは性犯罪歴のある人が更生し社会復帰を果たす機会を制限することにつながるのではないかと懸念もあります。

### 〈課題〉

- 刑を終えて出所した人やその家族、親族への非難や中傷などの人権侵害がみられます。本人の更生・立ち直りに向けた就労や修学等を支援するための取組や、社会復帰に向けた地域や周りの人々の理解や協力が求められます。
- 再犯防止について、市と保護観察所や保護司会、更生保護施設、矯正施設、検察庁及び弁護士会をはじめとする司法関係機関、社会福祉協議会との連携・情報共有を図るなどして、再犯防止に向けた地域における包括的な支援体制の構築を目指す取組が必要となっています。

## 〈教育及び啓発の方針〉

---

刑を終えて出所した人等が社会の一員として円滑な生活を営むことができ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を推進します。更生支援の重要性・必要性について、積極的に情報発信を行い、より多くの市民の理解促進に努め、刑を終えて出所した人等が社会復帰していくことができる社会づくりに取り組んでいきます。国・県等と連携するとともに、保護観察所や保護司会、更生保護施設、矯正施設、検察庁及び弁護士会をはじめとする司法関係機関、社会福祉協議会との連携・情報共有に取り組んでいきます。そのためにも、各機関と合同の研修会を実施するなど、各機関と連携する糸口となる機会を積極的につくっていきます。社会復帰を促進する組織を支援し、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える活動を支援します。

## 〈事業の柱〉

---

- ①受入れ体制の整備
- ②再犯防止に向けた地域における包括的な支援体制への参加
- ③更生支援についての市民の理解促進のための啓発活動の充実



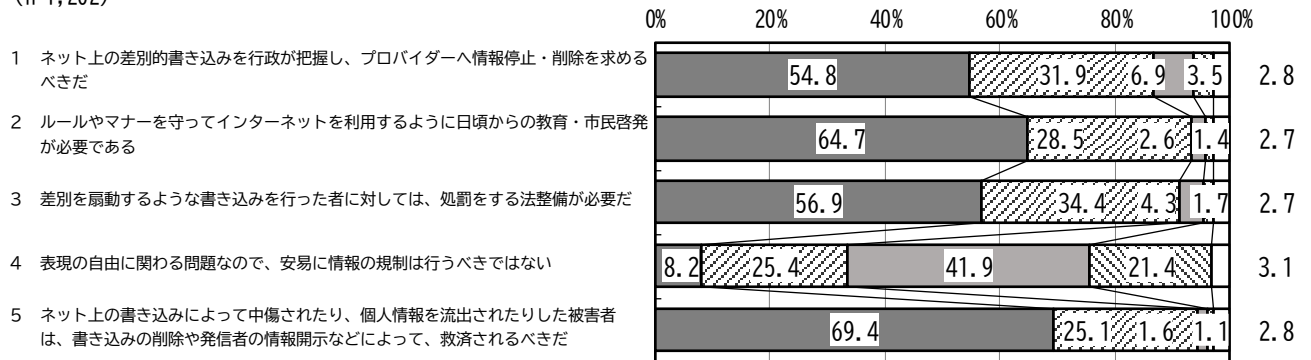
## 11 インターネット上の人権侵害

### 〈現状〉

- インターネット上では、その利便性の一方で、匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現等の発信など、人権に関わる問題が発生しています。近年、インターネット上の匿名の掲示板や裏サイト、SNS※(Social Networking Service)等での差別発言やいじめ、実在する企業のホームページに酷似した偽のサイトへの誘導や著名人を装う動画等によって詐欺の被害にあう事例など、多くの問題が指摘されています。これらの問題の被害者は大人や高齢者だけでなく、子どもが被害者にも加害者にもなり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案も発生しています。子どもが巻き込まれる事案としては、SNSへの書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ、SNSなどに載せた写真等の個人情報の流出、SNSを通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害、無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用、「闇バイト」等情報によりアルバイト感覚で犯罪に加担することなどが挙げられます。その中には、子どもが被害者になるだけでなく、加害者になりうるものもあり、安全なインターネットの利用について啓発が必要です。
- 国においては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を平成 21 年(2009 年) 4 月に施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなど対策に取り組んでいます。また、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなど令和 4 年(2022 年) 10 月にプロバイダ責任制限法が改正されました。さらに令和 6 年(2024 年) 5 月に対応の迅速化を図る「情報流通プラットフォーム対処法」を公布し、1 年以内の施行を目指しています。
- 平成 26 年(2014 年) 11 月には、元交際相手等の性的な写真や動画を、嫌がらせの目的でインターネット上に公開、拡散させる「リベンジポルノ※」の取り締まり強化に向けて、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。
- 本市においては、平成 27 年(2015 年) 10 月よりインターネットモニタリング事業を開始し、インターネット掲示板等における差別的な書き込みの監視を実施し、早期発見と拡散防止を図っています。また、悪質で差別的な書き込みについては削除要請を行います。
- 本市においては、令和 2 年度(2020 年度)には、姫路市青少年問題協議会の事業として、インターネット利用に関する子どもたちへの啓発ポスター「ちょっと待って！その行動 インターネットは正しく利用しましょう！！」を作成し、小・中・義務教育学校を中心に配布しました。
- 市民意識調査では、「ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・市民啓発が必要」という考えに対し、93.2%が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しており、年代を問わずインターネットの利用について教育及び啓発の必要性が広く認識されていることが示されています。

## インターネットによる人権侵害

(n=1,202)



そう思う
 
 どちらかといえばそう思う
 
 あまりそう思わない
 
 そう思わない
 
 無回答

出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

### 〈課題〉

- インターネットを通じて交流や情報共有を行うSNSにおけるトラブルが増加しており、子どもが犯罪の被害にあうケースもあることから、大きな課題となっています。
- インターネットの利用に際しての必要な知識や技術、トラブルの際の対処についての適切な情報提供が、子どもから高齢者まで必要となっています。
- インターネットは誰でも気軽に投稿や書き込みができる一方、自分自身が他人への誹謗中傷、無責任なうわさ、個人のプライバシー情報などを広めてしまう可能性があります。そのため、インターネットを通じた人権侵害について、被害者・加害者の両面から啓発を推進していく必要があります。

### 〈教育及び啓発の方針〉

ネットいじめをはじめとする、インターネットを通じた人権侵害を防止する教育及び啓発に取り組みます。

### 〈事業の柱〉

- ①学校教育及び啓発活動の充実
- ②社会教育及び啓発活動の充実
- ③インターネットモニタリングの充実【再掲】

## 12 性的マイノリティ

### 〈現状〉

- 「性的マイノリティ」というのは、性のありようが社会の多数者(マジョリティ)とは異なる人々のことを指す言葉です。ただし、単に統計上の話をしているわけではありません。「マイノリティ」という言葉は、「マイナーな、重要ではない、とるにたらない」という意味の英語に由来しています。数が少ないというだけでなく、社会的な偏見や差別の対象にもなってきたことから、「性的少数者」ではなく「性的マイノリティ」という表記が用いられています。近年、日本でもよく使用されている「LGBT」は、当事者運動から生まれた言葉で、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字を組合わせた略語です。より最近では、LGBTのいずれにも当てはまらない(あるいは、あえて当てはめない)という意味のクィア(queer)やクエスチョニング(Questioning)、さらには「+」を加えた「LGBTQ+」などの表現も用いられています。
- 人間の性は、生物学的・解剖学的な特徴に限らず、性自認(女性・男性・Xなど、自分の性別をどう認識しているか)や性的指向(恋愛・性愛の対象やその有無)など、実に様々な要素によって構成されています。それぞれの構成要素がグラデーションであることから「十人十色」の組み合わせが生まれます。例えば、LGBTのL(レズビアン)は、恋愛対象が「同性である女性」である人たちのことで、LGBTのT(トランスジェンダー)は、出生時に割り当てられた性別(生物学的・解剖学的な特徴)と性自認が一致しない人たちのことですが、レズビアンのありようも人それぞれ、トランスジェンダーといっても誰一人同じ人はいません。
- 性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を組み合わせて「SOGI(ソジ)※」という略語を用いることもあります。SOGIは、性的指向や性自認は性的マイノリティに限らず、全ての人に関わることですが、レズビアンやゲイなど同性愛者は性的指向(SO)を理由に、トランスジェンダーは性自認(GI)を理由に差別や暴力にさらされており、これを解消することが喫緊の課題になっています。
- 近年、日本でも性的マイノリティに対する啓発が進み社会的な関心が高まる一方で、いまだ性の多様性についての無理解や偏見も多く、理解促進による偏見や差別の解消が課題となっています。性的マイノリティに対する人権侵害として、進学・就職等における不利益や、本人の意向にかかわらず第三者が性自認や性的指向を周囲に暴露する「アウティング」という行為も生じています。また、婚姻制度をはじめとする多くの社会的な制度が性的マイノリティを考慮しておらず、支援やサービスを受けられないなど社会的な不利益を受けることも多くなっています。
- 令和元年(2019年)5月に世界保健機関(WHO)総会において、「国際疾病分類」改定版(ICD-11)が承認され、性同一性障害※が「精神障害」の分類から除外されました。性別違和が病気ではないことを確認した上で、必要とする医療が受けられるようにするため、新たに「性の健康に関連する状態」という分類の中に「性別不合」という診断名が追加されることになりました。
- 国においては、平成15年(2003年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、「性同一性障害」と診断された人については、一定の条件のもとで法的な性別を変更することが認められています。なお、戸籍の変更に必要な性同一性障害特例法の要件のうち生殖

能力をなくす手術を事実上の要件とする規定については、令和 5 年(2023 年)10 月に最高裁大法院において違憲とされ、変更後の性別と近い性器の外観を持つとする外観要件については、令和 6 年(2024 年) 7 月に広島高等裁判所が違憲の疑いを指摘し、手術を受けずに戸籍上の性別を変更することを認めました。

○平成 27 年(2015 年) 4 月には、文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を出し、性同一性障害の子どもをはじめとする性的マイノリティの子どもについて、学校生活における配慮や相談支援体制等の充実の必要性を示しています。また、令和 4 年(2022 年)に閣議決定された自殺総合対策大綱の中で、性的マイノリティの子どもについて「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている」ことから教職員の理解を促進することが明記されています。

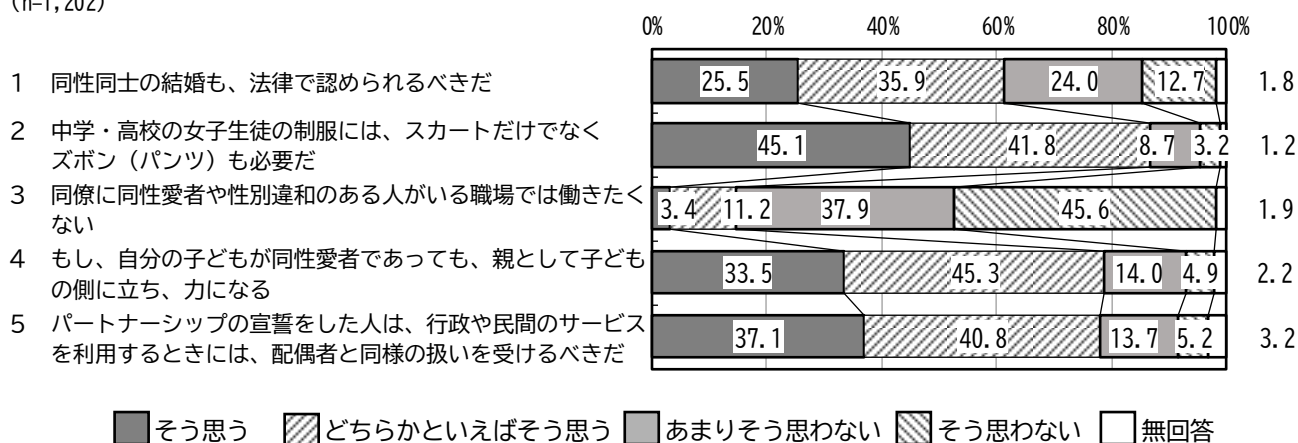
○国においては、令和 5 年(2023 年)に「L G B T 理解増進法」が施行されました。

○近年では、同性のカップルを結婚に相当する関係として認め、自治体が証明書を発行する制度が一部の自治体で取り組まれ始めています。本市においては、令和 4 年(2022 年)に「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。また、企業の中には、同性のパートナーを配偶者と認め、社員の福利厚生を拡充する動きもあります。一方、行政文書や各種申請書、証明書等において、必要性の低いものについては性別の記載を省く方向での見直しに取り組む自治体も増加しています。県においては、令和 6 年(2024 年)に「兵庫県パートナーシップ制度」を開始しています。

○市民意識調査では年齢による意識の差が大きく出ており、「同性同士の結婚も法律で認められるべきだ」については、40 歳未満の約 8 割が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しているのに対し、70 歳以上では 4 割近くにとどまっています。

### 性的少数者の人権について

(n=1,202)



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和 4 年 2 月）

○本市においては、平成 28 年度(2016 年度)に教育委員会が多様な性のありようについて考えるための教職員研修資料を作成し、教職員が性の多様性に対する正しい理解と対応について学んでいます。また、様々な学習会における性の多様性に関する内容を盛り込んだ市民学習資料「ともに学ぶ」等の活用や、講座や講演会を開催するなど市民への啓発を進めています。

## 〈課題〉

---

- 一人一人の多様な性のありようが尊重され、社会において排除されることのないよう、多方面で取組が求められています。
- 市民意識調査をみると、性的指向・性自認等に関する考え方には年齢による意識の差が表れており、あらゆる年代で多様な性のありように対する理解を深めていくことが大切です。
- 性的マイノリティの人々の中には、性別記載欄に「男性」か「女性」しかない場合、性自認と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と外見上の性が異なるために手続きの際に再確認されるなど、精神的な苦痛を感じる人がいます。そこで、性自認と一致する性別で自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた取組の一環として、性別記載の在り方について検討する必要があると考えます。
- 近年、トランスジェンダーへのバッシングが先鋭化しており、強い批判や嫌悪感が示される状況が起っています。少数者(マイノリティ)が権利を得ようとして主張することを逆差別や優遇と感じる人もいる現状に対し、誰もが自らの権利について声をあげることができ人権を尊重される社会を築いていくためには、多数者(マジョリティ)は自らが多数者(マジョリティ)に属することで「当たり前」、「ふつう」のこととして享受してきたことを自覚することで、少数者(マイノリティ)が直面する差別の問題を自分ごととして考えていけるよう、学校教育における「教育」と社会教育における「啓発」を行っていく必要があります。

## 〈教育及び啓発の方針〉

---

学校等において子どもの性的指向・性自認等を尊重する取組を進めるとともに、社会全体で性的指向・性自認に関する差別や偏見をなくしていくための教育・啓発に取り組めます。

## 〈事業の柱〉

---

- ①学校における取組の充実
- ②啓発活動の充実
- ③多様な性の在り方の尊重
- ④性別記載の在り方の検討

## 13 さまざまな人権課題

ここまで記載してきた人権課題のほかにも、人権教育及び啓発において視野に入れるべき多様な人権課題が存在しています。また、社会の動向や人々の意識の変容に応じて、将来的に対応すべき新たな人権課題が発生すること考えられます。

これらのさまざまな人権課題や、今後新たに生じうる人権課題についても、教育及び啓発の対象として、その解決に取り組みます。

### (1) 犯罪被害者等

#### 〈現状〉

- 犯罪被害に遭われた人やその家族及び遺族は、犯罪の行為により受けた生命、身体、財産上の直接的被害にとどまらず、二次的被害と言われる精神面での深刻な打撃を受けています。このような犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、平成 17 年(2005 年)4 月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。平成 23 年(2011 年)3 月策定の「第 2 次犯罪被害者等基本計画」では被害者の損害回復、経済的支援等が、平成 28 年(2016 年)策定の第 3 次計画では犯罪被害者支援の充実に関し、相談体制の充実等が挙げられています。令和 3 年(2021 年)3 月策定の第 4 次計画では様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援としてインターネット上の誹謗中傷等への適切な対応が掲げられています。
- 本市においては、「第 2 次犯罪被害者等基本計画」の策定により、見舞金制度を盛り込んだ「姫路市犯罪被害者等支援条例」を平成 23 年(2011 年)4 月に施行し、同条例に基づく支援を行っています。

#### 〈教育及び啓発の方針〉

国、県、警察及び公益社団法人ひょうご被害者支援センター等と連携を図りながら、犯罪被害者等に対する支援に取り組みます。

#### 〈事業の柱〉

- ①啓発活動の推進
- ②支援活動の推進

### (2) ホームレス

#### 〈現状〉

- 公園・河川・道路等を起居の場所として日常生活を営んでいる、いわゆるホームレスの人が全国的に減少傾向にあります。しかし、長期にわたり路上生活を続ける人々の高齢化の進行などで、引き続きホームレスに関する問題解決が必要となっています。
- 国においては、ホームレスの人の自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などに関し、国や地方公共団体の果たすべき責務を明らかにし、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を平成 14

年(2002年)8月に施行し、同法に基づく「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を策定して、施策を推進しています。平成27年(2015年)4月には、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行され、同法に基づく生活困窮者自立支援制度が開始されています。

○本市においても、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援し、新たなホームレスを生まない福祉社会の実現を目指し総合的に施策を進めています。なお、本市におけるホームレスの人の人数は、令和6年(2024年)の「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」で5人となっています。

### 〈教育及び啓発の方針〉

---

ホームレスに関する問題解決は、ホームレスの人の自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援を人権に配慮しながら、地域社会の理解と協力を得て推進することが重要です。広域的な対応が特に重要であるため、国・県の施策と連携を図りながら、本市の実情に応じた施策に取り組みます。

### 〈事業の柱〉

---

#### ①自立支援

### (3) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

#### 〈現状〉

---

○昭和45年(1970年)頃から昭和55年(1980年)頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。拉致問題は、わが国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

### 〈教育及び啓発の方針〉

---

拉致問題は、被害者及び被害者家族の高齢化が進んでおり、早急に解決が必要な国民的課題であり、国際社会をあげて取り組むべき課題です。この問題についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めていく教育・啓発に取り組みます。

### 〈事業の柱〉

---

#### ①啓発活動の推進

## （４）震災等の災害に起因する人権問題

### 〈現状〉

---

- 平成 7 年(1995 年) 1 月 17 日に淡路島北部を震源とする阪神・淡路大震災が発生し、本市でも震度 4 が観測されました。この地震では、県内外の各地で深刻な人的被害をはじめ建物、交通、ライフライン等に大きな被害が生じました。一方、若年層を中心とする多くのボランティアが災害の救援・復旧を支援しており、この年を「ボランティア元年」と呼んでいます。
- 平成 23 年(2011 年) 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大規模な津波の発生に伴い、東北地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、関東地方のインフラも大きな被害を受ける未曾有の大災害となりました。また地震と津波に伴い発生した原子力発電所事故により、大量の放射性物質が放出され、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が今なお避難生活を余儀なくされています。このような中、避難所での生活等に伴うプライバシーの侵害や放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。
- 平成 28 年(2016 年) 4 月 14 日及び 16 日に発生した熊本地震では、同一地域で連続して震度 7 の地震が起こり、多くの人的被害、物的被害が生じました。強い揺れが連続して起こったことや、避難所のプライバシーが確保されていないことなどから、避難所ではなく車の中で寝泊まりする車中泊避難を行う避難者も多く、エコノミークラス症候群等の健康への影響が懸念されました。
- 令和 6 年(2024 年) 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、多くの人的被害、物的被害が生じているにもかかわらず、地理的状况から救助活動や生活支援等が難航しボランティアの受入れが進まない状況等も続いたことから復興の遅れを指摘する声もあり、長期的な支援の継続が課題となっています。また、住み慣れた地域を離れた移住の検討や、県内外の地域への二次避難が続いており、安心できる生活環境の整備が求められています。

### 〈教育及び啓発の方針〉

---

風評等に基づく人権侵害事案の予防のため、国・県等とも連携し教育・啓発に取り組みます。

### 〈事業の柱〉

---

- ①啓発活動の推進

## （５）人身取引〔性的サービスや労働の強要等〕

### 〈現状〉

---

- 性的搾取、強制労働、臓器移植等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。
- 国においては、平成 16 年(2004 年)人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。以降、計画が、平成 21 年(2009 年)、平成 26 年(2014 年)に見直され、令和 4 年(2022 年)に「人身取引対策行動計画 2022」が策定されています。また、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、平成 17 年(2005



年)に刑法等の一部が改正されています。

○平成 26 年(2014 年)の犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策推進会議」の随時開催が了解されました。平成 28 年度(2016 年度)以降は毎年開催されています。

## 〈教育及び啓発の方針〉

---

人身取引をなくすために、その実態を知り、社会全体の問題として認識するための教育・啓発に取り組みます。

## 〈事業の柱〉

---

### ①啓発活動の推進

## (6) 遺伝情報・ゲノム情報に起因する差別や偏見

### 〈現状〉

---

- 個人の遺伝情報に基づき、個々人の体質や病状に適した、より効果的・効率的な疾患の診断、治療、予防が可能となる「ゲノム医療」の実現が、様々な診療領域で広がっており、病状に適した治療法の選択や迅速な診断の実現などにつながっています。
- ゲノム医療が進展し得られる恩恵が拡大する一方で、遺伝情報に基づく差別や社会的不利益が生じることが懸念されています。例えば、結婚や妊娠に際して生じる不利益や、就労における不利な取扱い、保険の加入や保険料についての不利な取扱い、遺伝情報のプライバシーが守られないことなどが考えられます。
- 平成 9 年(1997 年)の「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」では、何人も、その遺伝的特徴のいかなを問わず、その尊厳と人権を尊重される権利を有することが宣言されています。
- 国においては、令和 5 年(2023 年)に成立した「ゲノム医療推進法」において「生命倫理への適切な配慮(第 14 条)」、「ゲノム情報の適正な取扱い(第 15 条)」、「差別等への適切な対応の確保(第 16 条)」が掲げられています。しかし、この法律は差別防止のために具体的な施策や罰則等を定めたものではありません。

## 〈教育及び啓発の方針〉

---

「ゲノム医療推進法」に基づく基本計画策定に係る国の動向、遺伝情報・ゲノム情報を取り扱う可能性のある事業者の動向等を注視しつつ、遺伝情報・ゲノム情報を理由とする差別についても、教育及び啓発の対象として、その解決に取り組みます。

## 〈事業の柱〉

---

### ①啓発活動の推進

## 第Ⅱ部 実施計画

---

## 第1章 実施計画の策定について

### 1 実施計画の対象事業について

第Ⅱ部では「実施計画」として、第Ⅰ部の基本方針で定めた「計画の目標」、「計画の基本方針」、「人権教育及び啓発の推進」を踏まえた人権教育及び啓発の推進に関する具体的な事業について記載します。

### 2 実施計画の構成について

第Ⅱ部の実施計画では、第2章で本計画に基づいて実施・進捗管理を行う教育及び啓発事業の一覧を、人権課題別に定めた取組の柱に基づいて取りまとめ、計画期間内に実施を予定している内容と、担当部局を示します。また、人権課題別の取組に即した評価指標を定めます。



## 第2章 主な人権課題別の教育及び啓発事業

### 1 女性

#### 〈事業の柱〉

- ①人権尊重を目指す市民意識の醸成
- ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ③政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤生涯を通じた心身の健康づくり

#### 〈事業一覧〉

| 事業名                               | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                 | 主管課<br>(機構順)                                             |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <b>①人権尊重を目指す市民意識の醸成</b>           |                                                                                                                                                         |                                                          |
| 女性の人権についての理解促進                    | 女性であることで生じている差別について、市民に分かりやすい啓発を行うとともに、女性の人権尊重に関する情報提供を行う。また、法的・政治的に保障される自らの権利について、知識とそれを活用する能力を養う学習機会を提供する。                                            | 男女共同参画推進センター<br>人権啓発課<br>人権啓発センター<br>人権教育課               |
| 男女共同参画の推進、女性の自律・自立に向けたエンパワメント※の推進 | 男女共同参画社会の実現は女性のみならず、男性や子どももより暮らしやすくなるものであることへの理解が促進されるよう、あらゆる人を対象とした多様な施策を推進する。また、女性の自律(自分のことを自ら決定し、実行する力の確立)と自立(他者に依存することなく、はつらつと生きる力の確保)に向けた意識啓発を進める。 | 男女共同参画推進課<br>男女共同参画推進センター<br>人権啓発課<br>人権啓発センター<br>保健所健康課 |
| 「人権文化」の定着                         | 男女共同参画の意識や現状を把握するための調査や情報の収集、提供に努める。また、市の刊行物等の表現についてジェンダーに敏感な視点から点検を行うことはもちろんのこと、地域の団体や事業者等に対しても自主的な取組を促していく。                                           | 男女共同参画推進課<br>男女共同参画推進センター<br>人権啓発課<br>人権啓発センター           |
| あらゆる暴力の根絶                         | あらゆる暴力は重大な人権侵害であるという意識を醸成するため、「姫路市男女共同参画プラン」や「姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」に基づき、啓発・教育の推進、相談体制の充実、被害者の安全確保や自立支援体制の充実など総合的な支援に取り組んでいく。                          | 男女共同参画推進センター<br>福祉総務課<br>こども支援課<br>労働政策課                 |

| 事業名                               | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                  | 主管課<br>(機構順)                                                                   |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <b>②男女共同参画を推進する教育・学習の充実</b>       |                                                                                                                                          |                                                                                |
| 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進     | 乳幼児期における家庭教育や保育所・幼稚園・認定こども園での保育・教育の場面で、一人一人の能力や個性が発揮できるよう、ジェンダーに捉われない視点を養っていく。また、子どもが生まれる前の保護者に向けても意識啓発を行う。                              | 男女共同参画推進センター<br>こども支援課<br>こども保育課<br>保健所健康課<br>こどもの未来健康支援センター<br>学校指導課<br>人権教育課 |
| 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進              | 学校教育において、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導を行うとともに、隠れたカリキュラム※の見直しや教職員の研修により、男女平等の視点に立った生徒指導・進路指導を推進する。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成する。 | 学校指導課<br>人権教育課<br>教育研修課                                                        |
| 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進       | 学習活動等のリーダーとなる人材の育成、ジェンダーに捉われない講座など、誰もがいつでも参加できる教育・学習機会の提供や情報提供を充実させるとともに、ジェンダーに敏感な視点で情報を主体的に読み解き、発信する能力の向上を図る。また、若い世代に向けた意識啓発を推進する。      | 男女共同参画推進課<br>男女共同参画推進センター<br>人権啓発課<br>人権啓発センター<br>こども支援課<br>生涯学習課              |
| <b>③政策・方針決定過程への女性の参画促進</b>        |                                                                                                                                          |                                                                                |
| あらゆる分野における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 | 企業をはじめ様々な民間組織において、女性差別の積極的改善措置の浸透を支援する。また、市の審議会等方針決定の場への女性の積極的な登用、女性の管理職への登用を促進する。                                                       | 人事課<br>研修厚生センター<br>男女共同参画推進課<br>男女共同参画推進センター                                   |
| 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画       | 生活に密接に関連する地域社会において、男女が共に主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に重点的に取り組む。さらに、地域団体の方針決定に関わる場への女性の積極的な参画を進めるよう働きかけを行うとともに、地域の女性団体の活性化に向けて支援を行う。          | 市民活動推進課<br>男女共同参画推進課<br>男女共同参画推進センター<br>生涯現役推進室<br>生涯学習課                       |

| 事業名                              | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 主管課<br>(機構順)                                         |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <b>④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                      |
| 労働の場における男女平等の徹底                  | 「男女雇用機会均等法」、「ILO156号条約※」など労働と家庭的責任に関する法律やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のために事業主が配慮すべき事項について理解を広める。また、女性自身が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けてチャレンジする女性を支援する。                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 男女共同参画推進センター<br>産業振興課<br>労働政策課                       |
| 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進     | 育児休業、介護休業制度の普及定着を推進するとともに、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで、選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス※の普及に努めるほか、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発、情報提供を行う。また、多様な生き方、多様な能力発揮の場が可能になる環境づくりを支援する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 男女共同参画推進課<br>男女共同参画推進センター<br>産業振興課<br>労働政策課          |
| <b>⑤生涯を通じた心身の健康づくり</b>           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                      |
| 「性と人権」についての意識啓発                  | <p>⑦発達段階に応じた適切な性教育を行うとともに、若年層も視野に入れて、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※)と、将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合う「プレコンセプションケア※(プレコン)」の考え方の普及を図り、「性と人権」に関する意識を啓発し、デートDV予防に関する対策も講じていく。また、様々なメディアによる性や健康に関する情報提供や学習機会を提供するとともに、「性の商品化」は、女性への蔑視と差別を助長するものであることを啓発する。</p> <p>⑧就学前の幼児期を含め、発達段階に応じて、「自他の生命を大切にし、互いの生き方を認め合う子の育成」を目指した性教育を実施する。また、人間の性を科学的に学び、生理的・心理的・社会的側面から総合的に捉えるとともに、人間尊重の精神に基づいて全ての人の人権が尊重され、家庭・社会の中で共に生きる資質や能力の育成を図る。</p> <p>⑨令和6年(2024年)3月に改訂された「性教育指導の手引き」を活用し、発達段階に応じた系統立てた指導を実践していく。</p> | 男女共同参画推進課<br>男女共同参画推進センター<br>こどもの未来健康支援センター<br>健康教育課 |

| 事業名             | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                 | 主管課<br>(機構順)             |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 女性の健康の保持・増進への支援 | 女性の身体と心の健康に対応した多様な相談体制を築いていく。また、ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深め対応していけるよう、女性の身体と心の健康に対する多様な相談体制を築いていく。特に若い世代に対して、将来の自身の健康やライフプランに関心を持ち、健康づくりに取り組めるよう支援を行う。 | こどもの未来健康支援センター<br>保健所健康課 |

## 2 子ども

### 〈事業の柱〉

- ①児童虐待を防止する取組の充実
- ②いじめ問題への取組の充実
- ③体罰の根絶
- ④スクール・セクハラ根絶
- ⑤非行防止・健全育成活動の充実
- ⑥不登校児童生徒の居場所の確保
- ⑦子育て・子育てのためのより良い環境づくり
- ⑧一人一人を大切に教育・保育の充実
- ⑨障害のある幼児・児童・生徒への支援
- ⑩子どもの社会参画の促進

### 〈事業一覧〉

| 事業名             | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                      | 主管課<br>(機構順) |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ①児童虐待を防止する取組の充実 |                                                                                                                                                                                                                              |              |
| 児童虐待防止対策の推進     | ㊦姫路市要保護児童対策地域協議会の運営<br>子育て支援室を調整機関とする姫路市要保護児童対策地域協議会において、同協議会の構成機関である姫路こども家庭センター、民生委員・児童委員、医師会、警察、保健所、保育所、学校等と連携し、要保護児童等の早期発見及び早期対応に努める。<br>㊧児童虐待防止に係る普及啓発活動の推進<br>オレンジリボン※キャンペーンや児童虐待防止講演会等の広報・啓発活動を行い、関係者及び市民の理解を深める機会とする。 | 子育て支援室       |
| 子育て支援室の運営       | 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士等の福祉専門職を配置し、児童虐待及び児童養育に関する相談に応じる。                                                                                                                                                                       | 子育て支援室       |



| 事業名           | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 主管課<br>(機構順)                       |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 児童虐待への早期対応の充実 | <p>㊦保育所(認定こども園)において、子育てに困難を抱える家庭を支援するとともに、保護者からの虐待が疑われる場合には、保育所(認定こども園)長から子育て支援室長へ児童虐待相談連絡票を提出し、子育て支援室長が中心となって関係機関と連携し、支援を実施していく。また、子育て支援室からの意見書に基づき、優先的に保育所等が利用できるよう取り扱う。</p> <p>㊧幼・小・中・義務教育・高等・特別支援学校においても虐待が疑われる場合は、子育て支援室、姫路こども家庭センター、学校指導課等と連携して対応に努める。</p> <p>㊨虐待が疑われる児童については、保育所・認定こども園、学校園等の児童の在籍機関と適宜情報共有し、見守りを行う。児童の状況に応じ、姫路こども家庭センター等関係機関へのつなぎを行う。また、子どものケアについては、総合教育センターやスクールカウンセラー※と連携する。</p> | 子育て支援室<br>こども保育課<br>学校指導課<br>育成支援課 |
| ②いじめ問題への取組の充実 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                    |
| 小中一貫教育推進事業    | 各中学校ブロック・特別支援学校において、児童生徒が中心となり、小中一貫教育の理念のもと、小中合同行事や健全育成キャンペーン等、いじめ追放や仲間づくりに向けた実践活動を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 学校指導課                              |
| 教育相談の充実       | 総合教育センターに「教育相談総合窓口」を設置し、窓口一本化を行い、子どもに関わる諸問題について、電話相談や来所相談を行う。また、ポケットカードの配布等により姫路っ子悩み相談(悩み相談専用ダイヤル)の周知を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 育成支援課                              |
| メンタルスクエア推進事業  | 不登校傾向を示す児童生徒のための学校における「心の居場所」として、小・中・義務教育学校の余剰教室を改造して家庭的な雰囲気を持つメンタルスクエア(校内サポートルーム)づくりを進め、児童生徒の教室復帰を目指す。また、カウンセラーを配置し、いじめ問題や不登校等の生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒の「心のケア」を図る。                                                                                                                                                                                                                                               | 学校指導課                              |
| 学校サポート専門チーム事業 | 子どもたちの学びと育ちを保障するために、関係機関及び弁護士・医師・臨床心理士※・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー※等で構成される専門委員が、それぞれの専門性を生かし、いじめ問題等学校が抱える課題の解決に向けて適切かつ迅速に支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                              | 学校指導課                              |

| 事業名             | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 主管課<br>(機構順)  |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| いじめ防止人権<br>学習事業 | いじめの未然防止を目的として、中学生を対象に、いじめを許さない心を育むためのワークショップや講演会を実施し、いじめを生まない学級づくりやいじめの早期発見、早期対応、心のケアに寄与する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 人権教育課         |
| ③体罰の根絶          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |
| 教職員等への指<br>導の強化 | <p>⑦管理職への指導</p> <p>校長会や管理職研修会で、「No！体罰」、「いきいき運動部活動」等の資料を用いて、体罰等は児童生徒の基本的人権を著しく傷つけるものであるとの認識に立って、体罰等防止の指導を行う。</p> <p>⑧教職員への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修資料「No！体罰」、「いきいき運動部活動」等の資料を活用して体罰根絶に向けた教職員研修を全ての学校で全ての教職員に対して実施する。また、初任者研修、5年次相当研修、学校訪問等において、市教委から教職員に対し直接指導を行う。</li> <li>体罰を起こした教職員については、処分通告後、教職員の職務と法的責任、児童・生徒理解に基づく生徒指導の在り方、カウンセリングマインド等、今まで自らが行ってきた児童・生徒への指導の在り方について振り返り、体罰に頼らない指導力を身に付ける研修を実施する。</li> <li>体罰が発生し、その対応が難しいケースについては弁護士や医師、臨床心理士などを委員とした「学校サポート専門チーム」を積極的に活用し、体罰を許さない学校づくりへの支援をこれまで以上に充実させる。</li> <li>体系化された教職員研修(初任者、管理職、生徒指導等)に体罰根絶のテーマを盛り込んだ研修をさらに充実させる。また、体罰根絶や正しいスポーツ指導の在り方についての啓発のための講演会等を実施する。</li> </ul> | 教職員課<br>人権教育課 |
| ④スクール・セクハラの根絶   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |
| 教職員研修           | 研修資料「だれにとっても心安らぐ学校であるために」等を活用し、教職員のスクール・セクハラに関する意識を高めるとともに、未然防止のために校内研修の充実を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 教職員課<br>人権教育課 |

| 事業名                    | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                         | 主管課<br>(機構順)            |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <b>⑤非行防止・健全育成活動の充実</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                         |
| 補導活動の実施                | 関係機関とともに街頭補導、特別補導を実施し、ぐ犯 <sup>*</sup> ・不良行為少年の早期発見と早期指導に努め、学校・家庭・関係機関と連携協力のもと、少年や保護者・教師へのサポートを図る。                                                                                                                                                                               | 育成支援課                   |
| 教育相談の充実<br>【再掲】        | 総合教育センターに「教育相談総合窓口」を設置し、窓口一本化を行い、子どもに関わる諸問題について、電話相談や来所相談を行う。また、ポケットカードの配布等により姫路っ子悩み相談(悩み相談専用ダイヤル)の周知を図る。                                                                                                                                                                       | 育成支援課                   |
| 環境浄化活動の推進              | ㊦青少年に有害な社会環境を点検し、その改善に向けて実態調査等を関係機関と協力して推進する。<br>㊧不審者対策のための安全安心パトロールカーや広報車による巡回やスクールヘルパー制度、こども見守り隊などにより、子どもの安全確保を図る。<br>㊨スクールヘルパー制度を推進するとともに、スクールガードリーダーの巡回指導、こども見守り隊による登下校時見守り活動などと連携を図りながら、学校における安全確保に努める。                                                                    | 危機管理室<br>健康教育課<br>育成支援課 |
| 予防啓発活動の充実              | ㊩児童生徒・保護者等を対象に、薬物乱用防止教室を実施し、薬物の恐ろしさや正しい知識を伝え、薬物乱用の未然防止を啓発する。<br>㊪児童生徒・保護者や地域住民を対象にネットトラブル対策講座を実施し、子どもを取り巻くネット環境の実態把握とインターネットやスマートフォン等の正しい利用に関する啓発を行う。<br>㊫少年無職化防止対策指導員を委嘱し、職場・高校・関係機関との連携により、高校退学や離職を防止するための少年無職化防止対策を推進する。<br>㊬初発型非行の万引きを防止するため、各種量販店と関係機関・学校職員との事例研究と対策を協議する。 | 育成支援課                   |
| 健全育成活動の充実              | 健育運動事業、青少年センターでの自主活動支援などを通して、青少年の健全育成を推進する。                                                                                                                                                                                                                                     | 生涯学習課<br>(青少年センター)      |

| 事業名                          | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                         | 主管課<br>(機構順) |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>⑥不登校児童生徒の居場所の確保</b>       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |              |
| 適応教室の充実                      | 不登校児童生徒を対象とした適応教室（個別相談・小集団活動）を運営し、不登校児童生徒の社会的自立・学校復帰に向けた支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                  | 育成支援課        |
| 教育相談の充実<br>【再掲】              | 総合教育センターに「教育相談総合窓口」を設置し、窓口一本化を行い、子どもに関わる諸問題について、電話相談や来所相談を行う。また、ポケットカードの配布等により姫路っ子悩み相談(悩み相談専用ダイヤル)の周知を図る。                                                                                                                                                                                       | 育成支援課        |
| 不登校親の会<br>「あゆみの会」の開催         | 不登校児童生徒のいる保護者を対象としたグループミーティングを開催し、保護者同士の支え合いを通して、不登校児童生徒の保護者への支援を行う。                                                                                                                                                                                                                            | 育成支援課        |
| 姫路市不登校児童生徒支援員の配置             | 小・中・義務教育学校内に、不登校児童生徒が安心できる居場所として設置している校内サポートルームにおいて、不登校児童生徒への学習支援や生活支援等を行う不登校児童生徒支援員を配置する。自分の学級に入りづらい児童生徒に対して、個に応じたより柔軟できめ細やかな支援の充実に資する。                                                                                                                                                        | 学校指導課        |
| フリースクール等<br>民間施設・団体との連携      | 学校に居づらさを感じる子どもの居場所の一つとして、フリースクール等の民間施設・団体と連携し、子どもの状況に応じた支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                  | 学校指導課        |
| <b>⑦子育て・子育てのためのより良い環境づくり</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |              |
| 子育て情報相談<br>センターの機能<br>の充実    | <p>㊦子育て情報誌の発行<br/>子育てに役立つ情報誌として「子育てガイドブック」を発行する。</p> <p>㊦子育て応援サイトの運営<br/>子育てに役立つ情報を一元化したサイトを運営する。</p> <p>㊦子育て講演会の開催<br/>子育て中の保護者を対象とした子育て講演会を定期的に開催する。</p> <p>㊦子育てサークルへの支援<br/>子育て中の親で作る子育てサークルに対し活動場所の提供等の支援を行い、活動の促進や充実に図る。</p> <p>㊦子育て相談<br/>子育て中の保護者の子育てに関する悩みや負担を軽減するため、専門の相談員が相談に応じる。</p> | こども支援課       |

| 事業名                    | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                 | 主管課<br>(機構順)            |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ファミリーサポートセンター事業※の運営と拡充 | 子育ての相互支援のための会員組織であるファミリーサポートセンターを運営する。また、会員の登録を促進し事業の拡大を図るとともに、会員の資質の向上を図る。                                                                                             | こども支援課                  |
| 子育て学習センター事業の推進         | 親子で子育て学習センターに参加し、育児についての知識を得ながら親同士の交流を図り、育児力の向上を目指す。                                                                                                                    | こども支援課                  |
| イベントを通しての情報提供          | 児童センター事業、乳幼児クラブ及び小学生対象のクラブ活動などの機会を捉えて、乳幼児・学童期の子どもの親を対象に育児情報を提供する。                                                                                                       | こども支援課                  |
| 家庭教育の支援                | 子育ての発達段階別に、子育て教室を開催する。また、家庭教育講演会事業を実施し、家庭の教育力向上を図る。                                                                                                                     | 生涯学習課                   |
| 保育所・認定こども園における子育て支援    | 地域とのふれあい行事や園庭開放等を推進し、異年齢交流や保護者交流を進める。また、子育てに関する知識や技術、園児が常に存在する環境など施設の特性を生かし、在園児・地域の保護者への支援を行う。                                                                          | こども保育課                  |
| 地域子育て支援拠点事業            | 保育所等の身近な場所において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供の充実、助言その他の援助を行う。                                                                                                 | こども支援課                  |
| 子どもの「生きる力」の育成          | 子どもたちが自己肯定感や主体性を身に付け、自ら成長していこうとする力を高めていけるよう、運動やスポーツ、様々な体験活動等を通じて、健やかな体と心の育成や豊かな人権感覚の醸成を支援する。                                                                            | 学校指導課<br>人権教育課<br>健康教育課 |
| こどもの未来健康支援センターにおける支援   | こどもの未来健康支援センター「みらいえ」において、若い世代が安心して子どもを産み育て、子どもたちが明るく健やかに育つことができる社会を目指して、思春期から妊娠・出産、子育て期までを切れ目なく包括的に支援する。                                                                | こどもの未来健康支援センター          |
| ヤングケアラーの支援             | 家事や家族の世話を「お手伝いの域を超えて」日常的に行っていることで、「学校に行けない」、「自分の時間がとれない」などの課題を抱えているヤングケアラーの負担軽減のため、一定期間ヘルパーを派遣する「訪問支援事業」を実施する。                                                          | 子育て支援室                  |
| ⑧一人一人を大切にした教育・保育の充実    |                                                                                                                                                                         |                         |
| 兵庫型学習システム※の推進          | 国の加配措置を最大限に活用し、小学校(義務教育学校前期を含む)では教科担任制を、中学校(義務教育学校後期課程を含む)では少人数授業などの指導の工夫に努め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる。また、児童生徒の心の安定を図り多面的な理解に基づく指導を通して、全ての子どもたちの可能性を引き出す指導の一層の充実を図る。 | 学校指導課                   |

| 事業名                        | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                 | 主管課<br>(機構順)                              |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 「総合的な学習<br>(探究)の時間」の<br>充実 | 地域人材や専門的な知識・技能を有する者を活用した体験活動や交流活動を通して、一人一人の児童生徒が知的好奇心を原動力とし、探究のプロセスを経ながら、自分の考えや課題を更新していく「探究的な学び」を推進する。                  | 学校指導課                                     |
| 教職員等研修                     | 子どもの人権を大切にしたい保育・教育を推進するために、指導者の人権意識及び指導力の向上を目指し、教職員・保育士等の研修の充実を図る。                                                      | こども保育課<br>学校指導課<br>教職員課<br>人権教育課<br>教育研修課 |
| 多様な教育方法<br>の開発             | 様々な生活環境の子どもに個性や能力の伸長を保障する教育環境・事業の整備を学校と地域とともに協力して進める。                                                                   | 人権教育課                                     |
| ⑨障害のある幼児・児童・生徒への支援         |                                                                                                                         |                                           |
| 特別支援推進事業の充実                | 障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握して学校園での指導支援の充実を図るとともに、学校園における「合理的配慮」など、人権尊重の観点から検証を行う。また、インクルーシブ教育システム構築に向けて、国や県の動向を注視しながら取組を進める。 | 育成支援課                                     |
| 特別支援学級の充実                  | 特別支援学級に在籍する児童生徒への「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を作成し、子どもの実態に即した効果的な支援を行う。                                                         | 育成支援課                                     |
| 「交流及び共同学習」の充実              | 障害の有無にかかわらず、互いが尊重し合える仲間として認め合うことができるように、教育活動の中で意図的・計画的に位置付けて指導する。                                                       | 育成支援課                                     |
| 教職員等研修                     | 発達障害を含む障害について、個別の教育的ニーズを明らかにした取組を進めるために、的確なアセスメントやそれに基づく適切な支援・指導、保護者との連携等に関する研修を行う。                                     | 教育研修課<br>育成支援課                            |
| ⑩子どもの社会参画の促進               |                                                                                                                         |                                           |
| 「トライやる・ウィーク」の推進            | 平成10年度(1998年度)より開始している中学生の「トライやる・ウィーク」を推進し、子どもたちが地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義を学んだり、地域の一員として社会に参画する喜びや楽しさを実感できる機会をつくる。        | 学校指導課                                     |

### 3 高齢者

#### 〈事業の柱〉

- ①相談窓口の充実
- ②高齢者人権ネットワークの充実
- ③介護サービスにかかる情報提供の充実
- ④自立生活の支援と生活環境の改善
- ⑤世代間交流の推進
- ⑥社会参加の促進
- ⑦虐待の防止
- ⑧認知症高齢者等の支援

#### 〈事業一覧〉

| 事業名             | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                            | 主管課<br>(機構順)                     |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ①相談窓口の充実        |                                                                                                                                                                                    |                                  |
| 地域包括支援センター活動の充実 | 日常生活圏域の高齢者人口規模等に応じて設置している地域包括支援センター※において、高齢者のみならず家族及び養護者からの各種相談や権利擁護などの支援を行う。また、医療機関、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、ボランティアその他の地域の関係機関との連携強化や認知症施策の推進に取り組むなど、地域包括ケアシステムにおける中核機関の一つとしての取組を推進する。 | 地域包括支援課                          |
| ②高齢者人権ネットワークの充実 |                                                                                                                                                                                    |                                  |
| 地域包括支援センター機能の充実 | 基幹型地域包括支援センター、4か所の準基幹地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、医療機関やその他の地域の関係機関との連携強化や認知症施策の推進などに取り組んでいく。また、個別課題の解決や地域課題の発見、政策形成などの機能を持つ地域ケア会議を開催し、高齢者への支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図っていく。       | 地域包括支援課                          |
| 権利擁護事業の推進       | 権利擁護フォーラムの開催、各種研修の場の活用やパンフレットの配布などにより、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、地域包括支援センターにおいて、成年後見制度や高齢者虐待の相談に応じる。また、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の相談に応じるとともに、市民後見人の養成、法人後見の検討などに取り組んでいく。                        | 地域福祉課<br>(成年後見支援センター)<br>地域包括支援課 |

| 事業名                              | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                     | 主管課<br>(機構順)                             |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| <b>③介護サービスにかかる情報提供の充実</b>        |                                                                                                             |                                          |
| サービス評価体制等推進事業                    | 介護サービスにかかる情報提供や第三者評価を通して、サービスの質の確保、向上を図り、高齢者に対する人権侵害を防止する。                                                  | 介護保険課                                    |
| <b>④自立生活の支援と生活環境の改善</b>          |                                                                                                             |                                          |
| 見守り安心サポート事業の推進                   | ひとり暮らし高齢者等が緊急事態を通報したり、健康相談ができるシステムにより、高齢者の不安を解消し、日常生活の安心を確保する。                                              | 高齢者支援課                                   |
| 高齢者住宅改造助成事業の推進                   | 要介護・要支援認定を受けた高齢者が居住する住宅の改造にかかる助成をすることにより、住み慣れた住居で生活できる環境づくりを支援する。                                           | 介護保険課                                    |
| 介護保険サービス等の充実                     | 地域包括ケアシステムを深化・推進するために、「医療と介護の連携」、「認知症施策の推進」等地域支援事業の充実を図るとともに、介護の必要な高齢者の増加に伴い、在宅サービスや施設サービスの質の向上及び量の確保を推進する。 | 高齢者支援課<br>地域包括支援課<br>介護保険課               |
| 介護保険施設等の計画的な整備                   | 高齢者が住み慣れた環境に近い所での生活が継続できるよう、また、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の計画的な整備を推進する。             | 高齢者支援課                                   |
| <b>⑤世代間交流の推進</b>                 |                                                                                                             |                                          |
| 姫路市老人クラブ連合会等、地域組織団体による三世代交流活動の推進 | 高齢者の培ってきた経験等を生かして、地域の子育て支援活動として、子育て相談、支援、交流事業を進め、三世代間交流活動を推進する。また、公民館において、子どもから高齢者まで幅広い人々の交流を深める講座を実施する。    | 市民活動推進課<br>男女共同参画推進課<br>生涯現役推進室<br>生涯学習課 |
| <b>⑥社会参加の促進</b>                  |                                                                                                             |                                          |
| 高齢者福祉優待券交付事業の推進                  | 高齢者に市内公共施設の入場料が無料となる優待券を交付することにより、社会参加の促進を図る。                                                               | 高齢者支援課                                   |
| 高齢者バス等優待乗車助成事業の推進                | 高齢者に、バス、船舶、タクシーから選択できる優待乗車券を交付することにより、社会参加の促進と生きがいの増進を図る。                                                   | 高齢者支援課                                   |
| 高齢者芸能発表会・作品展の開催                  | 高齢者に文化活動に接する機会を提供し、創作・発表を通じて仲間づくりや生きがいづくりに寄与する。                                                             | 生涯現役推進室                                  |
| 高齢者スポーツ大会の開催                     | 高齢者にスポーツに接する機会を提供し、心身の健康の保持と高齢者相互の交流と親睦を図る。                                                                 | 生涯現役推進室                                  |



| 事業名                      | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                  | 主管課<br>(機構順)                        |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 生涯現役地域活動助成事業             | 高齢者と地域住民との交流・連携及び高齢者自らの健康増進による生涯現役社会の実現に資することを目的とした活動に対して、その経費の一部を助成する。                                                                                                  | 生涯現役推進室                             |
| 福祉のまちづくりの推進              | 高齢者をはじめとする全ての人々が安心して、かつ快適に生活できるように、公益的施設、共同住宅等の建築にあたり、県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリー化*整備の指導、助言を行う。                                                                         | 建築指導課                               |
| 交通バリアフリー化の推進             | 旅客施設や駅前広場、周辺道路、車両などの重点的、一体的なバリアフリー化を推進する。                                                                                                                                | 都市計画課                               |
| 学習機会の充実                  | 高齢者の健康づくり、社会貢献、生きがいをづくりのための講座を開設する。                                                                                                                                      | 好古学園大学校                             |
| ⑦虐待の防止                   |                                                                                                                                                                          |                                     |
| 高齢者虐待防止ネットワークの構築         | 高齢者虐待の防止やその普及啓発、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うことを目的とし、高齢者支援の関係機関による高齢者虐待防止ネットワークの構築を行う。                                                                         | 監査指導課<br>高齢者支援課<br>地域包括支援課<br>介護保険課 |
| ⑧認知症高齢者等の支援              |                                                                                                                                                                          |                                     |
| 認知症への理解を深めるための普及啓発       | ⑦認知症サポーターの養成を進め、学校・事業所・地域団体等様々な場面で活躍できる取組を推進する。<br>①認知症の人やその家族が「いつ」、「どこで」、「どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れ(認知症ケアパス*)を通し、家族、認知症の人の生活を支援する人へ認知症に対する理解を促進する。 | 地域包括支援課                             |
| 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供 | ⑦サロン等認知症にやさしい集いの場の取組を推進する。<br>①認知症初期集中支援チームによる早期診断後のサポート体制を充実させる。<br>⑦認知症ケアパスの定期的なブラッシュアップと活用方法を啓発する。                                                                    | 地域包括支援課                             |
| 若年性認知症施策の強化              | ⑦認知症相談センターの機能を持つ地域包括支援センターの周知を図る。<br>①若年性認知症支援センターとの連携を図る。                                                                                                               | 地域包括支援課                             |
| 認知症高齢者等を支える介護者への支援       | 認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業として、行方不明になった場合に居場所を検索するシステムの初期費用の助成や、行方不明時の情報を電子メールを用いて関係機関・協力者等に周知するネットワークを整備し、事前登録者には二次元コードシールを配布する。                                            | 地域包括支援課                             |

| 事業名                  | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                             | 主管課<br>(機構順) |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進 | ㊦認知症サポーター等、認知症に理解のある従業員等を窓口や店舗に配置し、認知症の方に適切な対応ができる事業所を増やす。<br>㊩サロン等認知症にやさしい集いの場の取組を推進する。<br>㊪認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業を推進する。<br>㊫認知症高齢者の権利擁護について周知する。 | 地域包括支援課      |
| 認知症高齢者等やその家族の視点の重視   | ㊬家族会等に対するアンケート調査等を実施する。<br>㊭認知症カフェや家族会等で、本人、家族のニーズを把握する。<br>㊮認知症本人ミーティング等、本人発信の場を設定する。                                                              | 地域包括支援課      |

## 4 障害のある人

### 〈事業の柱〉

- ①相談支援
- ②生活支援
- ③教育・保育の充実
- ④就労・社会参加の支援
- ⑤環境の整備
- ⑥合理的配慮の提供啓発など権利擁護と差別解消の促進
- ⑦施策への意見の反映

### 〈事業一覧〉

| 事業名              | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                          | 主管課<br>(機構順)    |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①相談支援            |                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |
| 福祉情報センター機能の拡充    | ㉞高齢者、障害者、子どもその他の福祉の支援を必要とされる方への相談窓口を集約し、分野横断的な相談支援を実施し、多機関連携を図る。<br>㉟福祉の情報の収集及び発信を行う。<br>㊱障害者の交流の場を提供する。<br>㊲福祉ボランティアへ活動の場を提供する。                                                                                                                                 | 総合福祉会館<br>地域福祉課 |
| ②生活支援            |                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |
| 障害福祉サービス等の充実     | 「障害者総合支援法」等による障害福祉サービスの充実や施設の整備を計画的に進める。                                                                                                                                                                                                                         | 障害福祉課           |
| 補装具、日常生活用具の給付    | 補装具、日常生活用具等の助成制度などの周知を図り、適切な給付を行う。                                                                                                                                                                                                                               | 障害福祉課           |
| 各種手当等の支給         | 姫路市障害者福祉金や各種手当等の支給により障害者の経済的負担の軽減を図る。                                                                                                                                                                                                                            | 障害福祉課           |
| ③教育・保育の充実        |                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |
| 総合福祉通園センターの機能の充実 | ㉞相談支援体制を充実させるため、発達医療センター花北診療所を中核とした発達障害に関する専門機能を強化し、関係機関と連携しながら障害児療育体制システムの構築に引き続き取り組む。<br>㉟多職種連携により保育所・幼稚園・学校への訪問助言の実施や発達障害の早期発見、支援計画の早期策定に努め、療育支援の一層の充実を図る。<br>㊱成人施設について、生活介護、自立訓練、就労移行支援等各種サービスの提供により、障害者が充実した社会生活を送れるよう、多様な日中活動の場の提供や一般就労へつなぐために必要な支援を行っていく。 | 総合福祉通園センター      |

| 事業名                | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 主管課<br>(機構順) |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 学校園における<br>支援の充実   | <p>⑦姫路市教育支援委員会を開催し、幼児・児童・生徒の適切な学びの場について審議する。</p> <p>⑧個別の教育的ニーズに応じたより良い学びの場や支援の内容について、教育相談や訪問相談、地域支援等を実施し、保護者及び学校園への助言・支援を行う。また、学校園に特別支援教育支援員を配置し、個々の実態に応じた学習支援や生活介助を行う。</p> <p>⑨書写養護学校に関しては、医療的ケアシステムの充実により、安全で安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、自然体験活動等による自立訓練の実施を通して、社会的自立につながる教育の充実に努める。</p> | 育成支援課        |
| <b>④就労・社会参加の支援</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
| 多様な外出支援<br>の推進     | 障害者バス等優待乗車助成制度等、各種交通助成事業の実施や情報提供により、障害者の外出の支援を推進する。                                                                                                                                                                                                                                     | 障害福祉課        |
| 一般就労に向けた支援         | 福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、それぞれの障害・状態に応じたサービスを提供する。また、関係機関との連携を図り、一般就労した障害者が安心して働き続けられるよう、支援の充実を図る。                                                                                                                                                                                         | 障害福祉課        |
| 生産活動品の振興           | 障害者が生産した物品を自らの手で市民に対し販売する場を提供し、市民に障害福祉への理解を深めてもらうとともに、障害者の社会参加を促す。                                                                                                                                                                                                                      | 障害福祉課        |
| 交流事業の開催            | 「障害者ジョイフルスポーツフェア」を開催し、スポーツを通じて障害者の健康増進や社会参加を促進し、交流を深める。                                                                                                                                                                                                                                 | 障害福祉課        |
| <b>⑤環境の整備</b>      |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
| 交流教育推進事業           | 学校生活において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが相互理解を深め、共に豊かな人間性を育むために、望ましい体験をさせる機会の充実に努める。                                                                                                                                                                                                               | 育成支援課        |
| 福祉のまちづくり<br>の推進    | 障害者が安心して快適な生活ができるように配慮した、公益的施設、共同住宅等の建築にあたり、県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリー化整備の指導、助言を行う。                                                                                                                                                                                                   | 建築指導課        |
| 交通バリアフリー化の推進       | 旅客施設や駅前広場、周辺道路、車両などの重点的・一体的なバリアフリー化を推進する。                                                                                                                                                                                                                                               | 都市計画課        |

| 事業名                                | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 主管課<br>(機構順)                          |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 障害福祉施策の<br>情報提供の充実                 | <p>⑦ホームページによる情報提供</p> <p>障害福祉課のホームページにより、障害福祉施策の情報提供を行う。</p> <p>⑧障害に配慮した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひめじ車いすガイドマップ」を作成し、車椅子トイレの設置場所等、障害者が外出するために必要な情報を提供する。</li> <li>・「声の広報ひめじ」の録音テープ貸与やCD配布、YouTube配信のほか、「点字広報ひめじ」を配布する。また、読み上げ機能のある多言語ユニバーサル情報配信ツールでの配信を行う。</li> <li>・市政広報番組「まるごとひめじ」、「ウィークリーひめじ」を字幕付で提供する。</li> <li>・「声の議会報ひめじ」の録音CD配布や「点字議会報ひめじ」を配布する。</li> <li>・市議会本会議に手話通訳者を配置する。</li> <li>・市議会本会議場傍聴席に聴覚障害者の聞き取りを補助するためにヒアリンググループを設置するとともに、専用の受信機の貸し出しも行っている。</li> <li>・手話通訳者2名を市役所本庁舎1階に設置し、来庁時の援助を行う。</li> </ul> | <p>議会事務局調査課・議事課<br/>広報課<br/>障害福祉課</p> |
| 住宅改造費助成<br>の活用                     | 身体状況に応じた住宅改造にかかる費用を助成することで、障害者が住み慣れた住宅で生活が続けられるよう支援する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 障害福祉課                                 |
| ⑥合理的配慮の提供啓発など権利擁護と差別解消の促進          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                       |
| 成年後見制度の<br>普及                      | リーフレット等の作成や配布・情報提供により制度の理解普及に努めるとともに、相談窓口の充実を図る。審判開始請求が期待できない場合は、市長申立ての実施など利用の支援を継続して行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 地域福祉課<br>(成年後見支援センター)                 |
| 障害者差別解消<br>への理解を深め<br>るための普及啓<br>発 | 令和6年(2024年)4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、行政機関等(国の行政機関、地方公共団体など)と同様に、事業者による障害者への「合理的配慮の提供」が義務となった。「障害者差別解消法」の制度や趣旨などについて、市民等に広く周知、啓発を図り、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を推進し、情報交換、相談等のための体制づくりに努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 障害福祉課                                 |

| 事業名           | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                 | 主管課<br>(機構順)                  |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 啓発事業の開催       | ㊦「障害者週間事業」等を開催し、障害に対する市民の理解の促進を図るため、啓発活動を積極的に推進する。<br>㊧「ルネス花北公開セミナー」(講演会等)を開催し、広く市民に障害児・障害者が抱える問題について理解を深め、障害者支援に関する最新のテーマで学習する機会を提供する。<br>㊨「こころの健康フォーラム」講演会の継続、また出前講座や支援者研修会などを通して、障害への理解や関係機関との連携を図り、地域での生活支援の体制を整える。 | 障害福祉課<br>総合福祉通園センター<br>保健所健康課 |
| ⑦施策への意見の反映    |                                                                                                                                                                                                                         |                               |
| 障害者福祉計画の着実な推進 | 3年ごとに「姫路市障害福祉推進計画」の見直しを行う。見直しにあたっては、「姫路市障害者等実態意向調査」等を通して的確なニーズの把握に努め、計画への反映を図っていく。また、諸施策の進捗状況を適切に管理し、障害者福祉の充実に努める。                                                                                                      | 障害福祉課                         |



## 5 部落差別（同和問題）

### 〈事業の柱〉

- ①人権啓発活動の充実
- ②学校・園所における取組の充実
- ③社会教育における取組の充実
- ④総合センター・集会所での取組の推進
- ⑤人権相談の充実
- ⑥インターネットモニタリングの充実
- ⑦事前登録型本人通知制度の周知
- ⑧土地忌避意識の払拭への取組

### 〈事業一覧〉

| 事業名             | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                | 主管課<br>(機構順)               |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ①人権啓発活動の充実      |                                                                                                                                                                                                                        |                            |
| 啓発活動手法の研究・開発の促進 | 効果的な啓発活動を促進するため、何を(啓発内容)、誰に(対象)、何で(メディア)、いかに(表現)、誰が(実施主体)の5つの要素が有機的かつ的確に機能する啓発手法の研究・開発を進める。                                                                                                                            | 人権啓発課<br>人権啓発センター          |
| マスメディアの活用の促進    | 市民への人権情報の周知をより一層図るため、様々なマスメディアを活用して人権番組の放送やイベントの紹介などを行う。また、ホームページを活用して、情報を提供する。                                                                                                                                        | 人権啓発課<br>人権啓発センター          |
| 啓発誌等の充実         | <p>広く市民を対象に人権意識の高揚を図るため、各種人権啓発資料を作成し配布する。</p> <p>㊦人権標語・人権ポスターを募集し、その優秀作品を掲載した「標語付ポスター」、「特選作品ポスター」を作成・配布する。</p> <p>㊧人権学習会用資料「ともに学ぶ」を作成する。</p> <p>㊨人権啓発用DVD・パネル等を人権学習会の教材として貸し出す。</p> <p>㊩人権啓発センター広報誌「ゆいばる」を作成・配布する。</p> | 人権啓発課<br>人権啓発センター<br>人権教育課 |

| 事業名               | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 主管課<br>(機構順)                              |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 人権啓発活動の<br>推進     | <p>㊦校区人権教育推進活動</p> <p>姫路市連合自治会を活動母体として校区人権教育推進委員会を組織し、同和問題を重要な柱に人権意識の高揚を図り、共生のまちづくりに向けた人権文化の醸成を図る。</p> <p>㊧カリキュラムマネジメント推進事業</p> <p>地域人材や専門的な知識・技能を有する者を活用し、様々な体験活動や交流活動を行う等、子どもの社会性や豊かな人間性の育成を目指す。また、地域社会において、子どもが主体的な活動を行うことにより、社会の一員としての自覚を深め、社会に貢献しようとする意欲や姿勢を育成する。</p> <p>㊨人権学習地域講座</p> <p>地域住民や企業従事者・教師・関係機関職員などを対象に人権啓発のための講演会を実施し、人権意識の高揚を図る。</p> <p>㊩企業人権教育研修会</p> <p>姫路商工会議所と連携のもと、企業従事者及び地域住民・教師・関係機関職員などを対象に人権研修の実施により人権意識の高揚を図る。</p> <p>㊪人権教育研究活動助成事業</p> <p>様々な人権問題の解決を目標とした、市内の各学校園所・自治会及び社会教育諸団体並びに企業などで組織される姫路市人権・同和教育研究協議会に対して、事業活動の助成をする。</p> | <p>人権啓発センター</p> <p>学校指導課</p> <p>人権教育課</p> |
| 人権啓発及び交<br>流活動の促進 | <p>自分が住んでいる地域や校区に「愛着」と「誇り」を持ち、人と人との心豊かにつながる人権尊重のまちづくりを目指して、次代を担う子どもたちが、学校・地域等において、地域に住む人たちの協力のもと、人権啓発活動や交流活動に取り組む。</p> <p>・人権啓発交流推進事業</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>人権教育課</p>                              |



| 事業名             | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 主管課<br>(機構順)              |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 啓発事業の拡充         | <p>㊦人権文化をすすめる市民運動推進月間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権文化をすすめる市民運動推進月間」活動を充実させる。</li> <li>・横断幕、のぼり、立看板、懸垂幕の作成、人権パレード及び啓発グッズの配布、ラジオ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージ※の活用等を行う。</li> <li>・行政、外郭団体、市民組織、企業、大学、学校園等、実施主体が相互に有機的な連携を強化した人権のネットワーク化を図る。</li> </ul> <p>㊧人権のつどいの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権のつどい」を「人権文化をすすめる市民運動推進月間」や「人権週間」中に開催し、講演会・コンサート・郷土芸能等を通して啓発や交流を推進する。</li> <li>・校区人権功労者表彰や人権ポスター・標語・表彰を通して人権思想の普及高揚を図る。</li> </ul> <p>㊨人権啓発展の実施</p> <p>市の関係部局・関係団体をはじめ、企業・学校等と連携して、啓発展・作品発表会等を行い、全市民を対象としたイベントを繰り広げる。</p> <p>㊩各種イベントへの参画</p> <p>市等が実施している様々なイベントに積極的に参画し、人権コーナーの設置や人権グッズの配布、街頭啓発などあらゆる機会を捉えた活動を展開する。</p> <p>㊪市民の人権作品の募集</p> <p>市民を対象として、人権ポスター・標語等を募集し、人権意識の高揚を図る。</p> | <p>人権啓発課<br/>人権啓発センター</p> |
| ②学校・園所における取組の充実 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                           |
| 学校人権啓発活動の充実     | <p>部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権課題の解消を目指して、教師・児童・生徒・保護者等の人権意識を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発担当者研修</li> <li>・人権ルーム・コーナーの設置</li> <li>・各種人権作品の募集・啓発資料の作成等</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 人権教育課                     |
| 中学校区群人権教育研修会の充実 | <p>人権尊重の精神を徹底し、様々な人権問題の解決と人権文化の創造に向けた小・中学校一貫した教育実践を積み重ね、教師としての人権意識を高めるとともに、次代を担う子どもたちの自立と共生の力を育む人権教育の充実を図る。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 人権教育課                     |

| 事業名             | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                        | 主管課<br>(機構順)               |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 児童生徒支援教員の活動の推進  | 指導上の困難度が高く、かつきめ細かな指導を必要とする児童生徒に、特別の学習指導、生徒指導、進路指導の支援を行うために「児童生徒支援教員」を配置し、人権課題の解決につなげる。                                                                                                                                                                         | 人権教育課                      |
| 指導者の研修事業の充実     | 市立幼・小・中・義務教育・高等・特別支援学校及び保育所の管理職を含む教職員を対象に人権教育についての研修会を実施し、人権意識の高揚を図る。<br>・管理職研修<br>・初任者研修<br>・パワーアップ研修講座<br>・幼稚園研修会<br>・保育所(園)研修会                                                                                                                              | こども保育課<br>人権教育課<br>教育研修課   |
| 学校訪問の充実         | ㊦計画訪問<br>全市学校園を計画的に訪問し、授業参観や学校の取組などについてのヒアリングと、授業の指導助言や人権教育課の教育方針の伝達を行うことにより、人権教育の充実を図る。<br>㊧要請訪問<br>学校の要請により、人権教育の研究授業を参観し、教職員と議論しながら授業や教材分析などについて指導助言を行うことにより、指導力の向上を図る。<br>㊨推進訪問<br>同和地区出身者等、人権課題を有する児童生徒の教育状況の把握と、社会の発展に照応した能力を身に付けられるよう教育格差解消に向けた指導助言を行う。 | 人権教育課                      |
| 高校や大学との連携       | 啓発ビデオ・人権パネル・学習資料等の貸し出しや提供のほか、各種研修会への参加案内、人権ポスター・標語等の募集・配布をする。また、学生の人権に関する意識状況の把握や学習の成果物を展示するなど、連携を強化して事業展開を図る。                                                                                                                                                 | 人権啓発課<br>人権啓発センター<br>人権教育課 |
| ③社会教育における取組の充実  |                                                                                                                                                                                                                                                                |                            |
| 講演会・研修会・学習会等の充実 | 市民及び企業などを対象に学習者のニーズに応える講演会、研修会・学習会等の充実を図り、自主的な研修会などへの支援を行う。<br>㊦研修会等への講師派遣<br>自治会・婦人会等の各種団体の研修会や出前講座への講師派遣を積極的に進め、自主学習への支援を行う。                                                                                                                                 | 人権啓発課<br>人権啓発センター          |

| 事業名                       | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 主管課<br>(機構順)   |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                           | <p>①企業等への講師派遣</p> <p>企業等の事業所に対し、研修会への講師派遣を積極的に行うとともに、姫路商工会議所・姫路経営者協会や姫路公共職業安定所と連携して、経営者及び人事労務担当者に対して啓発を行い、さらなる人権意識の高揚に努める。</p> <p>⑦学習活動</p> <p>人権啓発センターの見学と人権に関わる史跡、施設のフィールドワークを組み合わせたツアー、並びにセンターでの体験学習を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |
| <b>④総合センター・集会所での取組の推進</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |
| 人権啓発の住民交流促進               | <p>総合センター・集会所における相談活動や職員の巡回、地元各種役員などとの情報交換により地域住民の実態やニーズの把握に努め、多様で柔軟な活動が実施できるよう自治会など地域代表者を含めた運営委員会を開催する。</p> <p>○魅力ある啓発イベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流事業の拡充</li> </ul> <p>地域の歴史や文化を生かした特色あるイベントなどの事業を実施し、広く周辺地域住民を含めた市民相互の交流を深め人権意識の高揚を図る。</p> <p>○館のグループ化による共同・広域事業の充実</p> <p>○地域活動グループの育成や利用者・住民の自主的活動の支援</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 人権総務課<br>人権啓発課 |
| 地域福祉向上の活動展開               | <p>○隣保館事業等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣保館デイサービス事業の実施</li> </ul> <p>周辺地域を含んだ障害者及び高齢者が創作、軽作業、日常生活訓練等を実施し、自立の助長と生きがいを高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流講座の実施</li> </ul> <p>住民の福祉の向上に寄与する交流講座を開設し、利用者ニーズを把握しながら、参加者の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援、高齢者、障害のある人、外国人との交流会、多世代間交流などの地域福祉活動を展開する。</li> </ul> <p>○地域福祉向上の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携の強化により、アウトリーチなども含めた相談事業を充実させる。</li> <li>・関係機関と協力し健康相談・健康づくり教室等を開催する。</li> <li>・職員の研修を充実させ、地域福祉の知識を深める。</li> </ul> <p>○生活環境改善への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断的な人権施策を推進し、生活環境の改善と生活の自立を促す事業に取り組む。</li> </ul> | 人権総務課<br>人権啓発課 |

| 事業名                      | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 主管課<br>(機構順)      |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 開かれたコミュニティーセンターとしての取組    | <p>○利用者の拡大に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館の促進</li> <li>・親しみやすい愛称をつける</li> <li>・明るく利用しやすい館への工夫</li> <li>・交流講座や地域交流事業等の実施について、定期的なアンケート等を行い、利用者ニーズを把握する。</li> </ul> <p>○広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合センター・集会所広報誌の内容となる行事等の情報や人権に関する情報を充実させるとともに、総合センターのホームページについては全館の開設を目指し、広報活動を拡大する。</li> <li>・学校等と連携し、対象者に事業参加の呼びかけを行うことにより、開かれたコミュニティーセンターとしての利用を促進する。</li> <li>・総合センター・集会所の所蔵する図書等をデータベース化して管理し、総合センターのホームページに掲載する等により、より多くの市民への貸出しを行う。</li> </ul> <p>○施設の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ化の体制及び事業実績を踏まえ、引き続き休日・夜間開館及び共同・広域事業を推進する。</li> <li>・国、本市の公共施設等の総合的適正管理の推進にあわせて、今後の方向性を検討していく。</li> </ul> | 人権総務課<br>人権啓発課    |
| <b>⑤人権相談の充実</b>          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 関係機関との連携の強化              | 相談者の人権に配慮し、市の関係課をはじめ神戸地方法務局 姫路支局・姫路人権擁護委員協議会等の関係機関との連携の強化を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 人権啓発課             |
| 相談窓口のPR                  | 相談窓口の周知を図るため、マスメディアをはじめ、広報ひめじ、啓発誌などの様々な媒体によりPRするとともに、人権擁護委員の活動を積極的にPRする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 人権啓発課<br>人権啓発センター |
| <b>⑥インターネットモニタリングの充実</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| インターネットモニタリングの充実         | インターネット掲示板等における部落差別等の差別書き込みのモニタリングを行い、悪質な差別書き込みについては削除要請を行うことにより、差別書き込みの早期発見と拡散防止を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 人権啓発課             |

| 事業名                      | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                  | 主管課<br>(機構順)      |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ⑦事前登録型本人通知制度の周知          |                                                                                                                                                                                          |                   |
| 市民向けの広報、啓発の強化            | 本市では、住民票や戸籍謄本等の不正取得を防止するため、事前登録型本人通知制度を導入し、住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を本人等の代理人やその他の第三者に交付した場合に、本人(事前に登録した人)に対して、その交付した事実を通知している。本制度についてより一層の周知を図り、個人情報の不正利用の防止に取り組む。                               | 住民窓口センター          |
| ⑧土地忌避意識の払拭への取組           |                                                                                                                                                                                          |                   |
| 宅地建物の取引業者等や市民向けの広報、啓発の強化 | <p>㊦忌避意識に基づく土地差別の解消を図るため、姫路商工会議所や関係部署との連携のもと、宅地建物の取引業者や、業界団体への研修を行うほか、当該団体の総会等の機会を捉えて、直接ポスター掲示やチラシ配布の依頼を行うなど、啓発の強化を図っていく。</p> <p>㊧市民に対しては、講演会や研修会、パネル展などで土地差別問題を取り上げ、その解消に向けて啓発に努める。</p> | 人権啓発課<br>人権啓発センター |

## 6 アイヌの人々

### 〈事業の柱〉

#### ①啓発活動の充実

### 〈事業一覧〉

| 事業名      | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                             | 主管課<br>(機構順)               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ①啓発活動の充実 |                                                                                     |                            |
| 啓発活動の推進  | ㊦啓発誌や講演会などによる啓発活動を展開し、偏見や差別意識の解消を図る。<br>㊧人権啓発課や人権啓発センターにおいてパネル展の開催等、関係機関と連携し啓発を進める。 | 人権啓発課<br>人権啓発センター<br>人権教育課 |

## 7 外国人等

### 〈事業の柱〉

- ①日本語学習の機会の充実
- ②情報提供の充実
- ③人権意識の高揚
- ④児童生徒等に対する学習の支援(外国人等)
- ⑤多文化共生に向けた教育の充実
- ⑥国際交流の推進
- ⑦インターネットモニタリングの充実【再掲】

### 〈事業一覧〉

| 事業名              | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                               | 主管課<br>(機構順)      |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①日本語学習の機会の充実     |                                                                                                                                                                                                       |                   |
| 在住外国人のための日本語講座   | 地域や職場で必要な会話や生活習慣を学ぶための初級日本語学習の機会を提供し、言葉の面から生活支援を行う。                                                                                                                                                   | 文化国際課             |
| ②情報提供の充実         |                                                                                                                                                                                                       |                   |
| 日本語教育ボランティアの養成講座 | ㊦日本語を学びたい外国人を支援するボランティア指導者に、日本語教授法等についての知識を習得し能力の向上を図る機会を提供する。<br>①自主グループ指導者との情報交換や研修の場の提供など指導者間の連携を図る。                                                                                               | 文化国際課             |
| 資料、情報の収集及び提供     | ㊦生活ガイドブック等の発行<br>多言語による「外国人のための生活ガイド」等の生活ガイドブックを発行する。<br>①生活情報誌の発行<br>生活情報誌を発行し、在住外国人への生活情報を提供する。<br>㊦図書コーナーの運営<br>図書コーナーを運営し、国際交流に関する資料や情報の収集と提供を行う。<br>㊦インターネットによる情報提供<br>姫路市文化国際交流財団のホームページの充実を図る。 | 住民窓口センター<br>文化国際課 |
| 生活相談の実施          | 常設の相談窓口として「姫路市外国人相談センター」を運営し、情報提供や関係機関の紹介などの生活相談を多言語で実施し、在住外国人の生活面での問題解決を支援する。                                                                                                                        | 文化国際課             |

| 事業名                                | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                       | 主管課<br>(機構順)               |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| <b>③人権意識の高揚</b>                    |                                                                                                                                                                                               |                            |
| 市民啓発事業の促進                          | 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、異なる文化や生活習慣、価値観などを尊重する人権意識を育てることを目指して、人権のつどい、人権学習地域講座など啓発事業を推進する。とりわけ、在日韓国・朝鮮人や日本に在住するベトナム、中国などアジア諸国の人々に関わる歴史的経緯や社会的背景をはじめ、東南アジア、中南米諸国等の人々についての認識を深めるため、交流や研修を通じて、市民啓発を進める。 | 人権啓発課<br>人権啓発センター<br>人権教育課 |
| 国際交流ふれあい教室                         | 在住外国人を講師に招き、異文化紹介を通して異なる文化を持つ人々が地域に在住していることを知ってもらい、地域の国際化について考える契機をつくる。                                                                                                                       | 文化国際課                      |
| 国際化市民啓発事業                          | 市民の国際交流についての理解と関心を高めるため、国際交流、多文化共生等をテーマに講演会を実施する。                                                                                                                                             | 文化国際課                      |
| ボランティアステッパップ学習会                    | 学識経験者等を講師に招き、どのように課題を発見し解決していくかを学ぶ機会を提供する。                                                                                                                                                    | 文化国際課                      |
| <b>④児童生徒等に対する学習の支援(外国人等)</b>       |                                                                                                                                                                                               |                            |
| 児童生徒支援教員(日本語指導)による指導               | 小・中・義務教育・特別支援学校において、帰国外国人児童生徒等の学校生活の適応促進や学力の向上を図る取組などを充実させるとともに、日本語指導やその授業方法、指導体制の充実・改善を図る。                                                                                                   | 人権教育課                      |
| 子ども多文化共生サポーター派遣事業(県)               | 県の「子ども多文化共生サポーター派遣事業」を活用し、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への早期適応を促進する。                                                                                                                                      | 人権教育課                      |
| バイリンガル支援員派遣事業(市)、児童生徒等の受入れ促進(外国人等) | 日本語指導が必要な外国にルーツを持つ児童生徒等が在籍する小・中・義務教育・特別支援学校に、母語が話せるバイリンガル支援員(スタディサポーター・通訳)や、日本語指導支援員を派遣し、教員と該当児童生徒及びその保護者とのコミュニケーションの促進や、学習支援・生活支援・心のケアを図る。                                                   | 人権教育課                      |
| 就学援助、外国人学校振興助成                     | ㊦小・中・義務教育・特別支援学校に通学する就学困難な外国人を含む児童生徒を対象に学用品等の費用を援助する。<br>㊧西播朝鮮初中級学校の教育振興に対する補助や同校に通学する就学困難な児童生徒を対象に学用品等の費用を援助する。                                                                              | 学校指導課                      |



| 事業名                                | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                            | 主管課<br>(機構順)   |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ⑤多文化共生に向けた教育の充実                    |                                                                                                                                                                                                                    |                |
| 「総合的な学習(探究)の時間」、<br>「道徳科」などを利用した教育 | ㊦外国人語学講師や地域の海外生活経験者、留学生や在住外国人などをゲストティーチャーとして招き、異文化を理解し、多様な文化を持った人々と共に生きる態度を育成する。<br>㊧「総合的な学習(探究)の時間」や「道徳科」をはじめとする教科を通して、多文化共生の視点に重点を置き、学校の実態に応じて様々な国の文化にふれるとともに、共通点・相違点の理解を深め、立場や考えの違いを認めようとしたり理解しようとしたりする取組を推進する。 | 学校指導課<br>人権教育課 |
| ⑥国際交流の推進                           |                                                                                                                                                                                                                    |                |
| 海外との友好交流                           | ㊦姉妹都市でのホームステイやオンラインの交流を通して異なる文化を理解し、お互いの違いを認めながら共生できる次代を担う青少年を育成する。<br>㊧民間団体による文化交流を支援する。                                                                                                                          | 文化国際課          |
| 「ひめじ国際交流フェスティバル」の開催                | ㊦料理やステージなど多彩なイベントを通して市民に異文化を体験してもらい、在住外国人との交流を図る。<br>㊧在住外国人が自国の文化を紹介し、自己の存在やアイデンティティを表現する場を提供する。また、様々なボランティアや市民に事業への参加を通して、異文化を理解してもらう。                                                                            | 文化国際課          |
| ⑦インターネットモニタリングの充実【再掲】              |                                                                                                                                                                                                                    |                |
| インターネットモニタリングの充実                   | インターネット掲示板等におけるヘイトスピーチ等の差別書き込みのモニタリングを行い、悪質な差別書き込みについては削除要請を行うことにより、差別書き込みの早期発見と拡散防止を図る。                                                                                                                           | 人権啓発課          |

## 8 感染症

### 〈事業の柱〉

- ①H I V、エイズに対する正しい理解の醸成
- ②全ての感染症(新型コロナウイルス感染症やエムボックス等)に対する正しい理解の醸成

### 〈事業一覧〉

| 事業名                                       | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                 | 主管課<br>(機構順) |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ①HIV、エイズに対する正しい理解の醸成                      |                                                                                                                                         |              |
| 効果的な啓発活動、相談・検査体制の推進                       | ㊦対象となる集団のニーズ調査、現在行っている事業の効果的な実施方法の検討などをアンケート調査の実施等により行う。<br>㊧看護大学や看護専門学校等を中心としたボランティアによる同年代への啓発を推進する。                                   | 保健所防疫課       |
| 講演会や研修会の開催                                | 青少年・学校関係者や企業管理者、医療機関、社会福祉施設や学生、市民などを対象に講演会、研修会、出前講座を実施する。                                                                               | 保健所防疫課       |
| ポスターやリーフレットによる情報提供                        | ㊦各学校(中・義務教育・高等・大・専修学校)、市内医療機関、企業等の関係機関へ啓発用ポスター・リーフレットを配布する。<br>㊧H I V検査普及週間・世界エイズデーにおけるイベント、レッドリボン*運動の紹介、街頭キャンペーン、ポスター・パネル展や大学祭での啓発を行う。 | 保健所防疫課       |
| メディア等を活用による情報発信と啓発                        | 広報ひめじ、ミニコミ紙、デジタルサイネージ、ケーブルテレビ、FMラジオ、保健所ホームページ等を利用して情報発信し、啓発を行う。                                                                         | 保健所防疫課       |
| HIV抗体検査・相談                                | ㊦平日検査、休日迅速検査を実施する。<br>㊧電話や来所による個別相談を実施する。                                                                                               | 保健所防疫課       |
| ②全ての感染症(新型コロナウイルス感染症やエムボックス等)に対する正しい理解の醸成 |                                                                                                                                         |              |
| メディア等を活用による情報発信と啓発                        | ㊦広報ひめじ、ミニコミ紙、デジタルサイネージ、保健所ホームページ、出前講座等を利用して情報発信し、啓発を行う。<br>㊧電話や来所による個別相談を実施する。                                                          | 保健所防疫課       |
| 講演会や研修会の開催                                | 社会福祉施設や医療機関、学校、企業等に対して講演会や研修会を実施する。                                                                                                     | 保健所防疫課       |

## 9 ハンセン病患者・元患者やその家族

### 〈事業の柱〉

①ハンセン病に対する正しい理解の醸成

### 〈事業一覧〉

| 事業名                     | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                               | 主管課<br>(機構順) |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ①ハンセン病に対する正しい理解の醸成      |                                                                                                       |              |
| ポスター・リーフレットによる情報提供と相談事業 | ㊦「ハンセン病を正しく理解する週間」等を利用し、広報ひめじ、ミニコミ紙、デジタルサイネージ、保健所ホームページ、出前講座等を利用して情報発信し、啓発を行う。<br>㊧電話や来所による個別相談を実施する。 | 保健所防疫課       |



## 10 刑を終えて出所した人やその家族

### 〈事業の柱〉

- ①受入れ体制の整備
- ②再犯防止に向けた地域における包括的な支援体制への参加
- ③更生支援についての市民の理解促進のための啓発活動の充実

### 〈事業一覧〉

| 事業名                          | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                          | 主管課<br>(機構順)                 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| ①受入れ体制の整備                    |                                                                                                                                                                                                                  |                              |
| 団体等の支援                       | 更生保護と犯罪予防を目的とする団体への支援や、適当な住居がない人を引き受け、衣食住の他、生活指導、就労支援を行う更生保護施設への支援を行う。                                                                                                                                           | 市民活動推進課                      |
| 関係機関との連携                     | 再犯防止等の推進に関する取組について、国・県と情報共有を行い、関係団体、庁内各課との連携を密にし、「再犯防止推進計画」を推進する。                                                                                                                                                | 市民活動推進課                      |
| ②再犯防止に向けた地域における包括的な支援体制への参加  |                                                                                                                                                                                                                  |                              |
| 姫路市更生保護活動連携団体連絡会議への参加        | 姫路市内にある姫路少年刑務所や更生保護施設、神戸保護観察所姫路駐在官事務所、姫路市社会福祉協議会、姫路市保護司会(事務局)をはじめとする関係ボランティア団体等で組織する会議で、姫路市も当会議に参加し、姫路市内を中心とする地域の更生保護に関する情報交換や施策紹介などの研修、要望等を通じて、連携・共同して再犯の防止等を促進していくとともに、今後はより様々な司法関係機関等が参加し連携ができるよう当会議へ働き掛けていく。 | 市民活動推進課                      |
| ③更生支援についての市民の理解促進のための啓発活動の充実 |                                                                                                                                                                                                                  |                              |
| 地域の理解促進                      | 更生について理解を深め、力を合わせて、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”姫路市推進委員会の活動に取り組むとともに、啓発誌や講演会等により市民の理解促進に努める。                                                                                                              | 市民活動推進課<br>人権啓発課<br>人権啓発センター |
| 啓発活動の推進                      | 刑を終えて出所した人に対する人権擁護に資するため、啓発誌や講演会・研修会などの啓発活動を推進する。                                                                                                                                                                | 人権啓発課<br>人権啓発センター            |

## 11 インターネット上の人権侵害

### 〈事業の柱〉

- ①学校教育及び啓発活動の充実
- ②社会教育及び啓発活動の充実
- ③インターネットモニタリングの充実【再掲】

### 〈事業一覧〉

| 事業名                   | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                            | 主管課<br>(機構順)                 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| ①学校教育及び啓発活動の充実        |                                                                                                                                                                    |                              |
| 利用モラルについての啓発          | ㊦学校教育において、初任者研修等において情報モラルに関する研修を実施する。また、情報モラルに関する配信型教材を全ての端末で活用できるよう整備する。<br>㊧児童生徒・保護者や地域住民を対象にネットトラブル対策講座を実施し、子どもを取り巻くネット環境の実態把握とインターネットやスマートフォン等の正しい利用に関する啓発を行う。 | 人権教育課<br>教育研修課<br>育成支援課      |
| ②社会教育及び啓発活動の充実        |                                                                                                                                                                    |                              |
| 利用モラルについての啓発          | ㊦インターネットの掲示板やSNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用した、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現などに対し、人権侵害として啓発誌や講演会・研修会で取り上げる。<br>㊧市職員への情報セキュリティ研修を通じて、情報漏洩等に関する意識の醸成を図る。                            | デジタル戦略室<br>人権啓発課<br>人権啓発センター |
| ③インターネットモニタリングの充実【再掲】 |                                                                                                                                                                    |                              |
| インターネットモニタリングの充実      | インターネット掲示板等における差別書き込み(部落差別やヘイトスピーチ等)のモニタリングを行い、悪質な差別書き込みについては削除要請を行うことにより、差別書き込みの早期発見と拡散防止を図る。                                                                     | 人権啓発課                        |

## 12 性的マイノリティ

### 〈事業の柱〉

- ①学校における取組の充実
- ②啓発活動の充実
- ③多様な性の在り方の尊重
- ④性別記載の在り方の検討

### 〈事業一覧〉

| 事業名          | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 主管課<br>(機構順)                     |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ①学校における取組の充実 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                  |
| 学校における体制整備   | ㊦教育委員会では、「性の多様性にかかる対策懇話会」及び「性の多様性にかかる支援チーム」を組織し、性的指向・性自認等に対する正しい理解を広げ、学校園生活における幼児・児童・生徒の心と体の安定した成長の支援の方策を検討していく。<br>㊧学校園においては、幼児・児童・生徒が性的指向・性自認等について偏見や差別のない環境づくりを推進し、また相談しやすい環境を整えていく。<br>㊨令和6年(2024年)3月に改訂された「性教育指導の手引き」を活用し、発達段階に応じた系統立てた指導を実践していく。特に各中学校においては、保健所が行っている思春期出前授業で、性的マイノリティについても取り扱っていく。 | こどもの未来健康支援センター<br>健康教育課<br>人権教育課 |
| 教員研修の充実      | 令和3年度(2021年度)市教委作成の教職員研修資料や、国・県の資料を活用し、教職員に対する研修の充実を図る。                                                                                                                                                                                                                                                   | 人権教育課                            |
| ②啓発活動の充実     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                  |
| 啓発活動の充実      | ㊦性の多様性に関する内容を盛り込んだ市民学習資料「ともに学ぶ」等を校区人権教育町別学習会で活用するなど、地域住民に対する啓発を充実させる。<br>㊧講座の開催や、広報誌をはじめとする広報媒体の活用等により啓発を進める。                                                                                                                                                                                             | 人権啓発課<br>人権啓発センター<br>人権教育課       |

| 事業名                   | 事業内容<br>5年間(令和7年度～11年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 主管課<br>(機構順)                                         |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <b>③多様な性の在り方の尊重</b>   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                      |
| 姫路市パートナーシップ宣誓制度       | <p>⑦多様な性のありようが尊重され、誰もが自分らしい生き方ができる地域社会の実現を目指し、令和4年度(2022年度)より「姫路市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始し、互いを人生のパートナーとした双方またはいずれか一方が性的マイノリティである二人に対し、市では、宣誓書受領証などの掲示により市営住宅の入居申込みが可能になるなど、性的マイノリティの方の日常生活の困りごとや不安が解消されるよう取組を進めている。</p> <p>⑧兵庫県でも令和6年度(2024年度)から同制度の運用を開始したが、同時期に本市とともに兵庫県内外の同制度を運用する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、宣誓者の転居時の負担の軽減を図っている。</p> | 人権啓発課                                                |
| 「性与人権」についての意識啓発【一部再掲】 | 就学前の幼児期を含め、発達段階に応じて、「自他の生命を大切にし、互いの生き方を認め合う子の育成」を目指した性教育を実施する。また、人間の性を科学的に学び、生理的・心理的・社会的側面から総合的に捉えるとともに、人間尊重の精神に基づいて全ての人の人権が尊重され、家庭・社会の中で共に生きる資質や能力の育成を図る。                                                                                                                                                                            | 男女共同参画推進課<br>男女共同参画推進センター<br>こどもの未来健康支援センター<br>健康教育課 |
| <b>④性別記載の在り方の検討</b>   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                      |
| 性別記載の在り方の検討           | <p>⑦性自認が多様であることを踏まえた上で、性別に関する情報の取得が必要である場合の、それぞれの状況に応じた適切な文言や選択肢について専門家などの意見を聴取し、本市における性別記載の在り方について検討する。</p> <p>⑧本市の申請書等について、不要な性別記載の削除や記載方法の見直しを進める。</p>                                                                                                                                                                             | 人権啓発課<br>人事課<br>住民窓口センター                             |

## 13 さまざまな人権課題

### (1) 犯罪被害者等

#### 〈事業の柱〉

①啓発活動の推進

②支援活動の推進

| 事業名     | 事業内容 5年間(令和7年度～11年度)                                                                                  | 主管課(機構順)                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 啓発活動の推進 | ㊦国、県、警察及び公益社団法人ひょうご被害者支援センターと連携し、犯罪被害者等に対し、各種の情報提供を行う。<br>㊧犯罪被害者等の人権擁護に資するため、啓発誌や講演会・研修会などの啓発活動を推進する。 | 危機管理室<br>人権啓発課<br>人権啓発センター |
| 支援活動の推進 | 一時的な経済支援として見舞金を支給する。                                                                                  | 危機管理室                      |

### (2) ホームレス

#### 〈事業の柱〉

①自立支援

| 事業名  | 事業内容 5年間(令和7年度～11年度)                              | 主管課(機構順) |
|------|---------------------------------------------------|----------|
| 自立支援 | 姫路市ホームレス自立支援連絡協議会を開催し、関係機関が連携してホームレスの自立支援の推進に努める。 | 生活援護室    |

### (3) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

#### 〈事業の柱〉

①啓発活動の推進

| 事業名     | 事業内容 5年間(令和7年度～11年度)                                           | 主管課(機構順)          |
|---------|----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 啓発活動の推進 | 国・県等と連携し、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるため、各種の広報、啓発活動を推進する。 | 人権啓発課<br>人権啓発センター |

### (4) 震災等の災害に起因する人権問題

#### 〈事業の柱〉

①啓発活動の推進

| 事業名     | 事業内容 5年間(令和7年度～11年度)                                                                       | 主管課(機構順)          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 啓発活動の推進 | 原子力発電所事故に伴う風評被害に基づく差別的扱い等、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等に伴って起きた様々な人権問題に対処し、偏見や差別を解消するための広報、啓発活動を推進する。 | 人権啓発課<br>人権啓発センター |



## （５）人身取引〔性的サービスや労働の強要等〕

### 〈事業の柱〉

#### ①啓発活動の推進

| 事業名     | 事業内容 ５年間(令和７年度～１１年度)  | 主管課(機構順)          |
|---------|-----------------------|-------------------|
| 啓発活動の推進 | 人身取引に関する広報、啓発活動を推進する。 | 人権啓発課<br>人権啓発センター |

## （６）遺伝情報・ゲノム情報に起因する差別や偏見

### 〈事業の柱〉

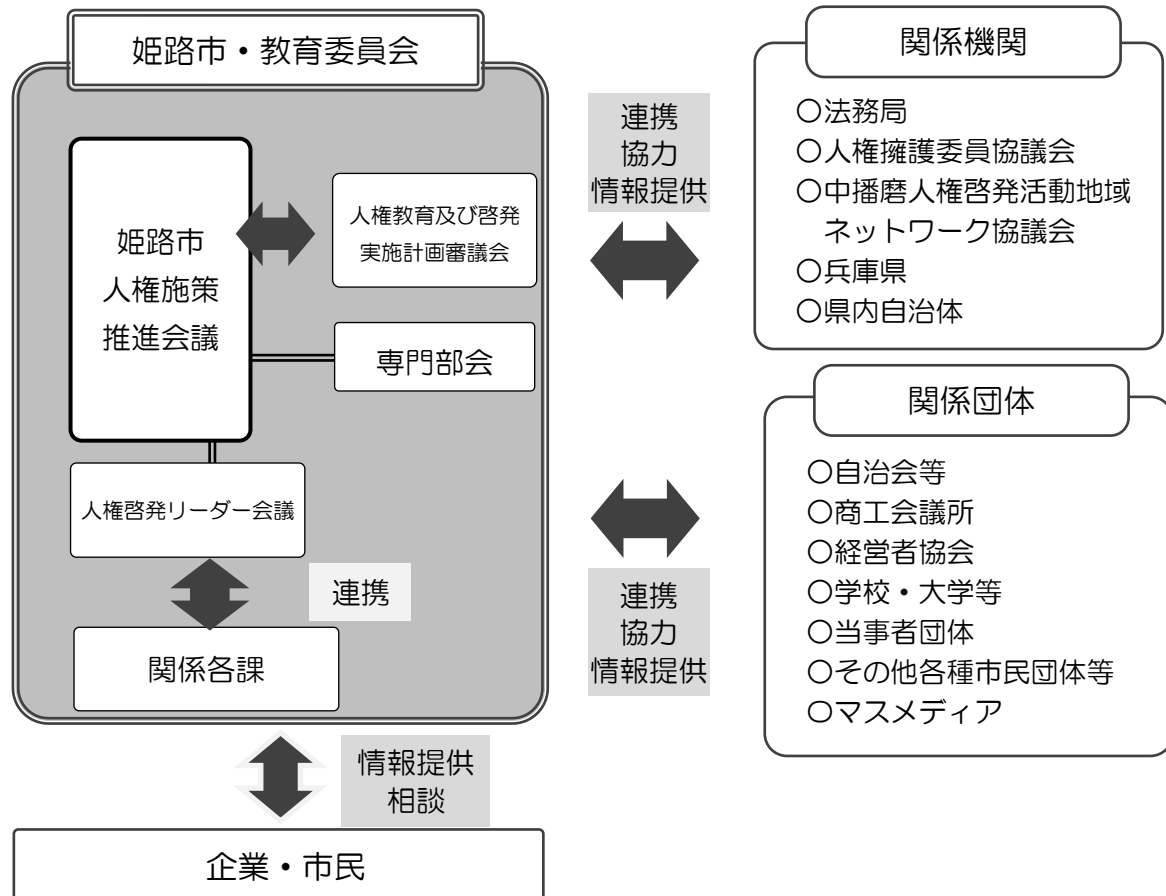
#### ①啓発活動の推進

| 事業名     | 事業内容 ５年間(令和７年度～１１年度)                                                      | 主管課(機構順)          |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 啓発活動の推進 | 近年研究が進んでいる遺伝情報・ゲノム情報を用いた医療について、正しい情報に基づき、その効果と生じうる差別や偏見について市民に分かりやすく啓発する。 | 人権啓発課<br>人権啓発センター |

## 第3章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、国、県、学校・教育機関、市の関係各課、人権擁護委員協議会等関係団体等と情報交換、連携強化を図りながら、計画に掲げる施策を実施します。



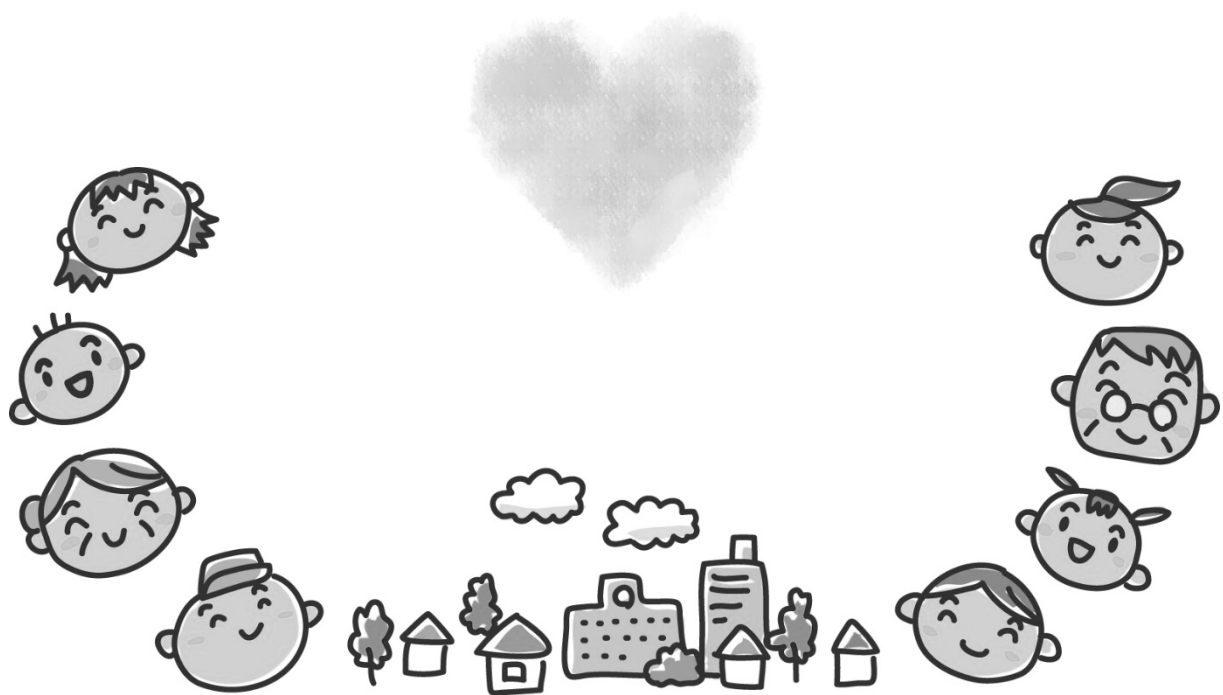
| 姫路市の体制             |                                                                         |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 姫路市人権施策推進会議        | 局長級で構成し、「姫路市人権教育及び啓発実施計画」案の策定、計画の実施、その他計画にかかる重要事項に関することを所掌する。           |
| 姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会 | 学識経験者、市民、民間各種団体代表、関係行政機関職員で構成し、姫路市人権教育及び啓発実施計画の策定について審議する。              |
| 専門部会               | 課長級で構成し、各部会の調査審議事項について計画案の策定に必要な調査及び審議を行い、計画案の骨子の作成、姫路市人権施策推進会議への報告を行う。 |
| 人権啓発リーダー会議         | 局庶務担当課長等で構成し、計画に基づき人権尊重の理念を市の各施策に反映させるため、計画の進捗管理を行い、各局で人権啓発の指導的役割を担う。   |

| 関係機関・関係団体等とのネットワーク |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関係機関               | <p>国・県をはじめとする関係機関のネットワークにより、啓発・研修・研究・相談の効果的・効率的な推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の共有</li> <li>・啓発事業の共同開催</li> <li>・人材や施設の相互活用</li> </ul>                                                                                                                                        |
| 関係団体               | <p>地域団体・経済団体・教育機関・当事者団体・市民団体・マスメディア等と連携し、人権教育及び啓発に関する情報の提供や効果的な取組の推進に向けた双方向の意見交流を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供・情報の共有</li> <li>・啓発事業の支援・共同開催</li> <li>・人権施策推進会議等を通じた双方向の意見交流</li> </ul>                                                                                      |
| 地域・企業              | <p>社会の各方面において指導的な役割を果たせるよう、人材の養成を積極的に推進します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 市民・ボランティア          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民へ情報提供を積極的に行い、各種啓発事業におけるアンケート調査等を通して市民意識の把握に努めます。</li> <li>・市民意識を踏まえた教育・啓発事業を実施します。</li> <li>・人権教育及び啓発の課題を明らかにするため、人権についての市民意識調査を実施し、市民意識の把握と分析等に努めます。</li> <li>・市民の自主的活動に対し、情報提供及び講師派遣等積極的な支援を行います。</li> <li>・啓発事業等は、ボランティアとともに市民への人権意識の向上に努めます。</li> </ul> |

## 2 計画の推進と評価

本計画に基づく人権課題別の取組については、各課で設定した進捗評価指標と目標値に基づく自己評価を実施し、「姫路市人権施策推進会議」で全体の実施状況を把握します。

それにより、計画の進捗管理を行い、以降の施策に適正に反映させ一体的・総合的な推進を図ります。



### 3 計画の進捗評価指標

#### (1) 女性

| 〈事業名〉<br>指標                                            | 基準値                | 目標値<br>(令和 11 年度) | 目標設定理由                                                                       |
|--------------------------------------------------------|--------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 〈あらゆる暴力の根絶〉<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の認知度 | 73.9%<br>(令和 3 年度) | 90%               | DV防止法を広く周知しDVに対する理解を深めることにより、女性に対する暴力を根絶する。<br>(5年に1度の「男女共同参画に関する市民意識調査」で確認) |
| 〈あらゆる分野における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進〉<br>審議会等委員の女性比率     | 36.3%<br>(令和 5 年度) | 40~60%            | 姫路市男女共同参画推進条例に定められた審議会等委員の女性比率の順守に取り組み、男女共同参画を推進する。                          |
| 〈あらゆる分野における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進〉<br>女性委員がいない審議会等の割合 | 5.6%<br>(令和 5 年度)  | 0%                | 姫路市男女共同参画推進条例に定められた審議会等委員の女性比率の順守に取り組み、男女共同参画を推進する。                          |

#### (2) 子ども

| 〈事業名〉<br>指標                                  | 基準値                                         | 目標値<br>(令和 11 年度)                         | 目標設定理由                                                                   |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 〈姫路市不登校児童生徒支援員の配置〉<br>姫路市不登校児童生徒支援員の配置校数     | 小学 18 校<br>中学 36 校<br>(令和 6 年度)<br>義務教育学校含む | 小学 69 校<br>中学 36 校<br>全ての小・中・義務教育学校に配置する。 | 不登校児童生徒支援員を配置することで、小・中・義務教育学校に在籍する学級に入りづらい児童生徒に対する個に応じた支援を等しく受けられるようにする。 |
| 〈ファミリーサポートセンター事業の運営と拡充〉<br>ファミリーサポートセンター会員数  | 2,562 人<br>(令和 5 年度)                        | 2,810 人                                   | ファミリーサポートセンターの登録会員数を増やすことにより、市民が子育てしやすい環境を整える。                           |
| 〈「交流及び共同学習」の充実〉<br>「交流教育推進事業」を実施している学校数と実施回数 | 47 校 58 回実施<br>(令和 5 年度)                    | 107 校 150 回                               | 交流教育推進事業を実施する学校を増やすことにより、障害の有無にかかわらず、互いを尊重できる教育を推進する。                    |

| 計画改定で目指すべき成果指標                                     | 成果指標の測定方法                                                                                            | 主管課                          |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(D V 防止法)」の認知度を 90%とする。 | 令和 3 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」で D V 防止法の認知度が 73.9%であった。<br>令和 8 年度に実施予定の同調査で 90%を目標とする。              | 男女共同参画推進課<br>福祉総務課<br>こども支援課 |
| 審議会等委員の女性委員比率を 40～60%とする。                          | 市民活動推進課が取りまとめる附属機関等調査(令和 6 年 3 月 31 日現在)で審議会等委員総数における女性委員の比率が 36.3%であった。<br>次年度以降の同調査で 40～60%を目標とする。 | 男女共同参画推進課                    |
| 女性委員がいない審議会等を 0%とする。                               | 市民活動推進課が取りまとめる附属機関等調査(令和 6 年 3 月 31 日現在)で女性委員がいない審議会等の割合が 5.6%であった。<br>目標年度までの同調査で 0%を目指す。           | 男女共同参画推進課                    |

| 計画改定で目指すべき成果指標                                                                                      | 成果指標の測定方法                                           | 主管課    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------|
| 全ての小・中・義務教育学校に配置する。                                                                                 | 担当課の把握                                              | 学校指導課  |
| 令和 11 年度の活動件数を、3,441 件にする。                                                                          | 毎月月末に提出される活動件数を基に測定する。<br>令和 5 年度の活動件数は 3,102 件だった。 | こども支援課 |
| 特別支援学校や特別支援学級の児童生徒との交流や共同学習、居住地校交流を通じて、障害のある児童生徒の理解がよく深まったと答える教職員の割合(%)<br>小学校 87.5%      中学校 77.5% | 市立学校の教員への調査                                         | 育成支援課  |

### (3) 高齢者

| 〈事業名〉<br>指標                                                       | 基準値                   | 目標値<br>(令和 11 年度)     | 目標設定理由                                                    |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------|
| 〈権利擁護事業の推進〉<br>権利擁護フォーラムの参加者数                                     | 50 人<br>(令和 5 年度)     | 260 人                 | 権利擁護フォーラムの参加者数を増やすことにより、認知症の人への成年後見制度の理解促進と制度普及を図る。       |
| 〈見守り安心サポート事業の推進〉<br>緊急通報機器(安心コール)の設置台数                            | 1,080 台<br>(令和 5 年度)  | 1,200 台               | 固定電話回線を有さない携帯型端末の導入を検討中。導入に伴い設置件数の増加が見込まれるため。             |
| 〈地域包括支援センター活動の充実〉<br>一般高齢者が地域包括支援センターを知っている割合                     | 55.4%<br>(令和 4 年度)    | 75%                   | 地域包括支援センターの認知度を増加させることにより、高齢者や家族が必要な相談につながるよう努める。         |
| 〈地域包括支援センター機能の充実〉<br>地域包括支援センターと関係機関の連携回数(地域の関係機関と情報交換・相談等を行った回数) | 4,681 回<br>(令和 5 年度)  | 5,500 回               | 関係機関との連携を密にすることにより、ネットワーク機能を充実させ、高齢者の人権擁護を進める。            |
| 〈認知症への理解を深めるための普及啓発〉<br>認知症サポーターの養成者数                             | 48,957 人<br>(令和 5 年度) | 60,000 人<br>(令和 8 年度) | 認知症サポーターを増やすことにより、地域や職場での認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深める。 |

| 計画改定で目指すべき成果指標                                                                                                                    | 成果指標の測定方法                                                       | 主管課              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------|
| 成年後見制度に関する相談件数を2,000件以上にする。                                                                                                       | 令和5年度の相談件数は約1,500件であった。令和11年度には、実際に相談行動に移す人の件数を2,000件以上にする。     | 地域福祉課<br>地域包括支援課 |
| 安心コールの設置により、ひとり暮らし高齢者等の緊急事態等に対する不安を解消するとともに、的確で迅速な救急搬送につなげることで命を守ることを目的としていることから、命を危機から救った件数、すなわち救急搬送を要請した件数を成果指標に設定し、前年度比で増を目指す。 | 安心コールの通報により救急搬送に至った件数。<br>令和5年度実績は81件で、設置台数の増加に伴い当該件数も増加が見込まれる。 | 高齢者支援課           |
| 地域包括支援センターを知っている一般高齢者の割合を増やす。                                                                                                     | 一般高齢者が地域包括支援センターを知っている人の割合(高齢者実態意向調査)                           | 地域包括支援課          |
| 地域包括支援センターが関係機関との連携を図る機会を増やす。                                                                                                     | 地域包括支援センターと関係機関の連携回数(地域の関係機関と情報交換・相談等を行った回数)                    | 地域包括支援課          |
| 認知症に関する正しい知識と認知症の人を正しく理解する認知症サポーターの数を増やす。                                                                                         | 認知症サポーター養成講座受講者数                                                | 地域包括支援課          |



#### (4) 障害のある人

| 〈事業名〉<br>指標                                                                   | 基準値                                         | 目標値<br>(令和 11 年度)          | 目標設定理由                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------|
| <p>〈障害者差別解消への理解を深めるための普及啓発〉</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の認知度」</p> | <p>38.5%</p> <p>(令和 3 年度)</p>               | <p>50%</p>                 | <p>姫路市が取り組む各種事業を推進することによって、障害者差別解消法の認知度の向上を図る。</p>         |
| <p>〈啓発事業の開催〉</p> <p>市政出前講座・研修会等の開催数及び参加者数</p>                                 | <p>37 回</p> <p>2,928 人</p> <p>(令和 5 年度)</p> | <p>48 回</p> <p>3,300 人</p> | <p>市政出前講座・研修会等の開催数及び参加者数を増やすことにより、障害者への理解を深める。</p>         |
| <p>〈成年後見制度の普及〉</p> <p>権利擁護フォーラムの参加者数</p>                                      | <p>50 人</p> <p>(令和 5 年度)</p>                | <p>260 人</p>               | <p>権利擁護フォーラムの参加者数を増やすことにより、認知症の人への成年後見制度の理解促進と制度普及を図る。</p> |

| 計画改定で目指すべき成果指標                                                          | 成果指標の測定方法                                                                                                                                                                                                          | 主管課        |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の認知度」の指標を 1.3 倍にする。                    | <p>「人権についての姫路市民意識調査結果報告書」の「人権に関する法律等の知識」について、以下の事業等を推進することによって、障害者差別解消法の周知を図り、認知度を上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姫路市ホームページによる周知(パンフレット、合理的配慮事例集)</li> <li>・ 「市政出前講座」を活用し、障害者差別解消法を周知</li> </ul> | 障害福祉課      |
|                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合福祉通園センターが実施する啓発事業公開セミナーにおいて、障害者差別解消法認知度を高めるようなテーマの講演を開催する。</li> <li>・ 各種啓発事業(公開セミナー、地域交流事業、各種講座、成人施設行事等)において、アンケートを実施し、障害者差別解消法の周知を図る。</li> </ul>                       | 総合福祉通園センター |
| こころの健康フォーラムの再開、こころのサポーター及びゲートキーパー研修の実施により、400 名/年の市民が障害について理解する機会を提供する。 | 新型コロナウイルス感染症の影響で中止しているこころの健康フォーラムの再開、こころのサポーター等の研修を開催し、目標値達成を目指す。                                                                                                                                                  | 保健所健康課     |
| 成年後見制度に関する相談件数を 2,000 件以上にする。                                           | 令和 5 年度の相談件数は約 1,500 件であった。令和 11 年度には、実際に相談行動に移す人の件数を 2,000 件以上にする。                                                                                                                                                | 地域福祉課      |

## (5) 部落差別（同和問題）

| 〈事業名〉<br>指標                                                 | 基準値                    | 目標値<br>(令和 11 年度) | 目標設定理由                                                        |
|-------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------|
| 〈人権啓発活動の推進〉<br>校区人権教育推進事業への参加者数                             | 110,451 人<br>(令和 5 年度) | 120,000 人         | 校区人権教育推進事業の参加者数を維持することにより、市民の人権意識の高揚を図る。                      |
| 〈人権啓発活動の推進〉<br>校区人権教育学習会に参加して良かったと考える参加者の割合                 | 79.8%<br>(令和 5 年度)     | 80%               | 校区人権教育学習会の満足度を確認することにより、学習会の内容の充実を図る。                         |
| 〈啓発事業の拡充〉<br>市民啓発活動(人権のつどい・人権啓発展)への参加者数                     | 2,022 人<br>(令和 5 年度)   | 3,000 人           | 人権イベントの参加者数を増やすことにより、市民の人権意識の高揚を図る。                           |
| 〈人権啓発の住民交流促進〉<br>地域交流事業(人権研修事業・市内ふれあい事業・市外交流事業・グループ事業)の参加者数 | 43,684 人<br>(令和 5 年度)  | 60,000 人          | 地域交流事業の参加者数を増やすことにより、市民の交流促進を図る。                              |
| 〈相談窓口のPR〉<br>姫路市人権啓発センター(ゆいぱる)の認知度                          | 21.9%<br>(令和 3 年度)     | 50%               | 人権啓発の拠点施設として、姫路市人権啓発センター(ゆいぱる)の認知度を高めることにより、人権意識の高揚と差別の解消を図る。 |

| 計画改定で目指すべき成果指標                         | 成果指標の測定方法                                  | 主管課      |
|----------------------------------------|--------------------------------------------|----------|
| 令和 11 年度の参加者数を 12 万人以上とする。             | 毎年度末に、校区人権教育庶務担当から提出される合計参加者数を基にして測定する。    | 人権教育課    |
| 人権学習会に参加者の令和 11 年度の満足度を 80%以上とする。      | 校区人権教育学習会における電子アンケート等において測定する。             | 人権教育課    |
| 人権のつどい、人権啓発展の参加者の令和 11 年度の満足度を 95%とする。 | 人権のつどい、人権啓発展における来場者アンケートにおいて測定する。          | 人権啓発課    |
| 令和 11 年度の参加者数を 6 万人以上とする。              | 毎年度末までに、総合センター・集会所から提出される合計参加者数を基にして測定する。  | 人権啓発課    |
| 姫路市人権啓発センターの認知度を 50%とする。               | 令和 8 年度に実施予定の「人権についての姫路市民意識調査」で、50%を目標とする。 | 人権啓発センター |

## (6) 外国人等

| 〈事業名〉<br>指 標                               | 基準値                | 目標値<br>(令和 11 年度) | 目標設定理由                                                                           |
|--------------------------------------------|--------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 〈日本語教育ボランティアの養成講座〉<br>日本語教育ボランティア養成講座の修了者数 | 24 人<br>(令和 5 年度)  | 50 人              | 日本語教育ボランティアを増やすことにより、日本語学習支援の担い手を増やし、外国人に日本語学習の機会を提供することにより、言葉の問題による外国人への差別をなくす。 |
| 〈「ひめじ国際交流フェスティバル」の開催〉<br>ボランティア参加人数        | 700 人<br>(令和 5 年度) | 700 人             | ボランティアの参加人数を維持することで、フェスティバルの開催継続を図り、来場者が多文化共生について考える機会を提供する。                     |

## (7) 感染症

| 〈事業名〉<br>指 標                                   | 基準値                | 目標値<br>(令和 11 年度) | 目標設定理由                                                             |
|------------------------------------------------|--------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 〈H I V 抗体検査・相談〉<br>H I V 抗体検査受検者数              | 90 人<br>(令和 5 年度)  | 150 人             | H I V 抗体検査を受検しやすい体制を構築し、受検者数を増やすことにより、H I V への理解促進を図り、感染者への差別をなくす。 |
| 〈講演会や研修会の開催〉<br>感染症対策研修(管理者研修・専門職研修)への参加者数(実数) | 304 人<br>(令和 5 年度) | 450 人             | 感染症の正しい知識を持つ人を増やすことにより、感染症への理解促進を図り、感染者への差別をなくす。                   |

## (8) インターネット上の人権侵害

| 〈事業名〉<br>指 標                              | 基準値                | 目標値<br>(令和 11 年度) | 目標設定理由                                                         |
|-------------------------------------------|--------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------|
| 〈インターネットモニタリングの充実〉<br>インターネットモニタリングの実施時間数 | 92 時間<br>(令和 5 年度) | 100 時間            | インターネット上の差別的な書き込みの監視を実施し、早期発見と拡散防止を図り、悪質な差別的な書き込みについては削除要請を行う。 |

| 計画改定で目指すべき成果指標                                    | 成果指標の測定方法                                                           | 主管課   |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 養成講座受講者数を目標値に近づけることにより、最終的に学習支援ボランティアの新規登録者数を増やす。 | 毎年最終受講者数の2割程度がボランティア登録を行っている。令和5年度のボランティア登録者数は12名であった。次回も12名を目標とする。 | 文化国際課 |
| ボランティアの参加人数を維持し、ひめじ国際交流フェスティバルの開催を継続する。           | 令和11年度のボランティアの参加人数700人を目標値とし、年1回ペースでのフェスティバルの開催を継続する。               | 文化国際課 |

| 計画改定で目指すべき成果指標          | 成果指標の測定方法  | 主管課    |
|-------------------------|------------|--------|
| 初回受検者率を80%以上にする。        | 受検者アンケート集計 | 保健所防疫課 |
| 研修内容の施設職員周知割合を30%以上にする。 | 受講者アンケート集計 | 保健所防疫課 |

| 計画改定で目指すべき成果指標                    | 成果指標の測定方法                                     | 主管課   |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 同和地区や同和地区を含む小学校区を避ける忌避意識を3割以下にする。 | 「人権についての姫路市民意識調査」において、当該忌避意識を持つ人の割合を30%以下にする。 | 人権啓発課 |



## 第Ⅲ部 参考資料

---



# 1 人権に関する略年表

## (1) 人権全般

|                | 世界の動き                                                                                      | 国の取組                                             | 兵庫県及び他自治体の取組                           | 本市の取組                                         |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 昭和 22 (1947) 年 |                                                                                            | 「日本国憲法」施行<br>「教育基本法」施行                           |                                        |                                               |
| 23 (1948) 年    | 「世界人権宣言」採択                                                                                 |                                                  |                                        |                                               |
| 26 (1951) 年    | 「難民の地位に関する条約（難民条約）」採択                                                                      |                                                  |                                        |                                               |
| 27 (1952) 年    |                                                                                            |                                                  |                                        | 「姫路市同和民主協議会」発足                                |
| 29 (1954) 年    |                                                                                            |                                                  |                                        | 「第三回全国同和教育研究大会」が本市で開催                         |
| 39 (1964) 年    |                                                                                            |                                                  |                                        | 「第 11 回兵庫県同和教育振興大会」が本市で開催                     |
| 40 (1965) 年    | 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択                                                       |                                                  |                                        |                                               |
| 41 (1966) 年    | 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約/A 規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約/B 規約）」及びその「選択議定書」（国際人権規約）採択 |                                                  |                                        |                                               |
| 43 (1968) 年    | 「国際人権年」                                                                                    |                                                  |                                        | 「同和教育基本方針」策定                                  |
| 44 (1969) 年    |                                                                                            |                                                  |                                        | 「姫路市同和对策基本要綱」策定                               |
| 46 (1971) 年    |                                                                                            |                                                  |                                        | 「校区同和教育推進委員会」設置                               |
| 54 (1979) 年    |                                                                                            | 「国際人権規約」一部批准                                     |                                        |                                               |
| 56 (1981) 年    |                                                                                            | 「難民条約」批准                                         |                                        |                                               |
| 59 (1984) 年    | 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）」採択                                         |                                                  |                                        |                                               |
| 61 (1986) 年    |                                                                                            |                                                  | 「共生ネットワーク社会づくり」を基本理念とする「兵庫 2001 年計画」策定 |                                               |
| 平成 2 (1990) 年  | 「国際識字年」                                                                                    |                                                  |                                        |                                               |
| 3 (1991) 年     |                                                                                            |                                                  | 「兵庫県人権啓発協会」設立                          |                                               |
| 7 (1995) 年     | 「人権教育のための国連 10 年」（～2004 年）                                                                 | 「人種差別撤廃条約」批准<br>「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置          |                                        |                                               |
| 9 (1997) 年     |                                                                                            | 「人権擁護施策推進法」施行<br>「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」策定 |                                        |                                               |
| 10 (1998) 年    |                                                                                            |                                                  | 「人権教育基本方針」策定                           |                                               |
| 11 (1999) 年    |                                                                                            | 「拷問等禁止条約」批准                                      |                                        |                                               |
| 12 (2000) 年    |                                                                                            | 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行                          |                                        |                                               |
| 13 (2001) 年    |                                                                                            |                                                  | 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定              |                                               |
| 14 (2002) 年    |                                                                                            | 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定                              |                                        |                                               |
| 15 (2003) 年    | 「国連識字の 10 年」（～2012 年）                                                                      |                                                  |                                        |                                               |
| 16 (2004) 年    |                                                                                            | 「人権教育の指導方法等の在り方について（第 1 次とりまとめ）」                 |                                        | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」基本方針策定                       |
| 17 (2005) 年    | 「人権教育のための世界計画」第 1 フェーズ開始（～2009 年）                                                          |                                                  |                                        | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」策定                           |
| 18 (2006) 年    |                                                                                            | 「人権教育の指導方法等の在り方について（第 2 次とりまとめ）」<br>「改正教育基本法」施行  |                                        |                                               |
| 20 (2008) 年    |                                                                                            | 「人権教育の指導方法等の在り方について（第 3 次とりまとめ）」                 |                                        |                                               |
| 21 (2009) 年    |                                                                                            |                                                  |                                        | 「ふるさと・ひめじプラン 2020」策定                          |
| 22 (2010) 年    | 「人権教育のための世界計画」第 2 フェーズ開始（～2014 年）                                                          |                                                  |                                        | 「姫路市人権啓発センター」開設<br>「姫路市人権教育及び啓発実施計画」（第 1 次改定） |
| 23 (2011) 年    | 「人権教育及び研修に関する宣言」採択                                                                         | 「人権教育・啓発に関する基本計画」見直し                             |                                        | 「人権についての姫路市民意識調査」実施                           |
| 27 (2015) 年    | 「人権教育のための世界計画」第 2 フェーズ開始（～2019 年）                                                          |                                                  |                                        | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」（第 2 次改定）                    |

|                              | 世界の動き                                       | 国の取組                             | 兵庫県及び他自治体の取組              | 本市の取組                    |
|------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 28 (2016) 年                  |                                             |                                  | 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」改定 | 「人権についての姫路市民意識調査」実施      |
| 29 (2017) 年<br>令和 元 (2019) 年 | 「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約（ハラスメント撤廃条約）」採択 | 「教育機会確保法」施行                      |                           | 「姫路市総合福祉会館」開館            |
| 2 (2020) 年                   | 「人権教育のための世界計画」第4フェーズ開始（～2024 年）             | 『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」策定 |                           | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」（第3次改定） |
| 4 (2022) 年                   |                                             |                                  |                           | 「人権についての姫路市民意識調査」実施      |
| 5 (2023) 年                   |                                             |                                  |                           | 「姫路市立あかつき中学校」開校          |
| 6 (2024) 年                   |                                             | 「孤独・孤立対策推進法」施行                   |                           |                          |

## （２）女性

|                | 世界の動き                                                                      | 国の取組                                            | 兵庫県及び他自治体の取組                       | 本市の取組                     |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------|
| 昭和 28 (1953) 年 | 「婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約）」採択                                                  |                                                 |                                    |                           |
| 30 (1955) 年    |                                                                            | 「婦人参政権条約」批准                                     |                                    |                           |
| 50 (1975) 年    | 国際婦人年                                                                      |                                                 |                                    |                           |
| 51 (1976) 年    | 国連婦人の 10 年（～1985 年）                                                        |                                                 |                                    |                           |
| 52 (1977)      |                                                                            | 「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画」策定                       |                                    |                           |
| 54 (1979) 年    | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択                                     |                                                 |                                    |                           |
| 60 (1985) 年    |                                                                            | 「国籍法」「戸籍法」改正（父母両系主義）<br>「女子差別撤廃条約」批准            | 「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定                 |                           |
| 61 (1986) 年    |                                                                            | 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行  |                                    |                           |
| 平成 2 (1990) 年  |                                                                            |                                                 | 「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定                |                           |
| 4 (1992) 年     |                                                                            | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」施行 | 「県立女性センター」開設                       |                           |
| 5 (1993) 年     |                                                                            |                                                 |                                    | 「姫路市女性行動計画～女性いきいきプラン姫路」策定 |
| 7 (1995) 年     | 「第4回世界女性会議」において「北京宣言」「行動綱領（女性のエンパワメントに関するアジェンダ）」採択                         |                                                 |                                    |                           |
| 9 (1997) 年     |                                                                            | 「労働基準法」改正（女子保護規定の撤廃）                            |                                    |                           |
| 11 (1999) 年    |                                                                            | 「男女共同参画社会基本法」施行                                 |                                    |                           |
| 12 (2000) 年    | 「第23回国連特別総会（女性2000年会議）」において「政治宣言」「北京宣言および行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択 | 「男女共同参画基本計画」策定<br>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行        |                                    |                           |
| 13 (2001) 年    |                                                                            | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行            | 「ひょうご男女共同参画プラン21」策定                | 「姫路市男女共同参画プラン」策定          |
| 14 (2002) 年    |                                                                            |                                                 | 「男女共同参画社会づくり条例」施行                  |                           |
| 15 (2003) 年    |                                                                            |                                                 | 「第1次男女共同参画兵庫県率先行動計画（ひょうごアクション8）」策定 |                           |
| 17 (2005) 年    |                                                                            | 「男女共同参画基本計画（第二次）」策定                             |                                    |                           |
| 18 (2006) 年    |                                                                            |                                                 | 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（第1期計画）策定      | 「姫路市男女共同参画プラン（改訂版）」策定     |
| 20 (2008) 年    |                                                                            | 「DV防止法」改正                                       |                                    |                           |
| 21 (2009) 年    | 「国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会」最終見解（日本の課題を指摘）                                    |                                                 | 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（第2期計画）改定      |                           |

|              | 世界の動き                                                 | 国の取組                                         | 兵庫県及び他自治体の取組                                        | 本市の取組                    |
|--------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------|
| 22 (2010) 年  | 「第54回国連婦人の地位委員会」開催（「北京宣言及び行動綱領」と「成果文書」の実施状況の評価が主要テーマ） | 「第3次男女共同参画基本計画」策定                            |                                                     |                          |
| 23 (2011) 年  | 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」発足            |                                              | 「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定                               |                          |
| 24 (2012) 年  |                                                       |                                              |                                                     | 「姫路市DV対策基本計画」策定          |
| 25 (2013) 年  |                                                       |                                              |                                                     | 「姫路市男女共同参画プラン 2022」策定    |
| 26 (2014) 年  |                                                       | 「DV防止法」改正（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律へ名称変更」） | 「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（第3期計画）。兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画からの改称）策定 |                          |
| 27 (2015) 年  | 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」                  | 「第4次男女共同参画基本計画」策定                            |                                                     |                          |
| 28 (2016) 年  |                                                       | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行          | 「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定                              | 「姫路市男女共同参画推進条例」策定        |
| 29 (2017) 年  |                                                       | 「改正育児・介護休業法」施行                               |                                                     | 「姫路市DV対策基本計画（第2期）」改定     |
| 30 (2018) 年  |                                                       | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行                  |                                                     | 「姫路市男女共同参画プラン 2022」改訂版策定 |
| 令和元 (2019) 年 |                                                       | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」施行        | 「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（第4期計画）改定                          |                          |
| 2 (2020) 年   |                                                       | 「第5次男女共同参画社会基本法」策定                           |                                                     |                          |
| 3 (2021) 年   |                                                       |                                              | 「ひょうご男女いきいきプラン 2025」策定                              |                          |
| 4 (2022) 年   |                                                       |                                              |                                                     | 「姫路市DV対策基本計画（第3期）」改定     |
| 5 (2023) 年   |                                                       |                                              |                                                     | 「姫路市男女共同参画プラン 2027」策定    |
| 6 (2024) 年   |                                                       | 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行                    | 「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（第5期計画）改定                          |                          |

### (3) 子ども

|               | 世界の動き                                      | 国の取組                                                                      | 兵庫県及び他自治体の取組           | 本市の取組          |
|---------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------|
| 昭和23 (1948) 年 |                                            | 「児童福祉法」施行                                                                 | 兵庫県立姫路児童相談所設置          |                |
| 24 (1949) 年   |                                            | 「少年法」施行                                                                   |                        |                |
| 26 (1951) 年   |                                            | 「児童憲章」制定                                                                  |                        |                |
| 34 (1959) 年   | 「児童の権利に関する宣言」採択                            |                                                                           |                        |                |
| 54 (1979) 年   | 国際児童年                                      |                                                                           |                        |                |
| 平成元 (1989) 年  | 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択                  |                                                                           |                        |                |
| 6 (1994) 年    |                                            | 「子どもの権利条約」批准<br>「エンゼルプラン」策定                                               |                        |                |
| 9 (1997) 年    |                                            |                                                                           | 「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」策定 |                |
| 10 (1998) 年   |                                            |                                                                           |                        | 「姫路市子育て支援計画」策定 |
| 11 (1999) 年   |                                            | 「新エンゼルプラン」策定<br>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」施行 |                        |                |
| 12 (2000) 年   | 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 | 「児童虐待の防止等に関する法律」施行<br>「少年法」改正                                             |                        |                |
| 15 (2003) 年   |                                            | 「次世代育成支援対策推進法」施行                                                          | 「ひょうご子ども未来プラン」策定       |                |

|              | 世界の動き | 国の取組                                                                                       | 兵庫県及び他自治体の取組                    | 本市の取組                                           |
|--------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------|
| 17 (2005) 年  |       | 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准                                                 |                                 | 第2期「姫路子育て支援計画」策定                                |
| 22 (2010) 年  |       | 「子ども・若者育成支援推進法」施行                                                                          | 「新ひょうご子ども未来プラン」策定               | 第3期「姫路子育て支援計画」策定                                |
| 24 (2012) 年  |       | 「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）の成立 |                                 |                                                 |
| 25 (2013) 年  |       | 「いじめ防止対策推進法」施行                                                                             |                                 |                                                 |
| 26 (2014) 年  |       | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行<br>「子どもの貧困対策に関する大綱」策定                                                | 「兵庫県いじめ防止基本方針」策定                | 「姫路市いじめ防止基本方針」策定                                |
| 27 (2015) 年  |       | 「子ども・子育て支援新制度」開始                                                                           | 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定            | 「姫路市子ども・子育て支援事業計画」策定                            |
| 29 (2017) 年  |       |                                                                                            |                                 | 子どもの貧困対策に係るワーキンググループの設置                         |
| 30 (2018) 年  |       |                                                                                            |                                 | 「姫路市子どもの生活に関する実態調査」実施                           |
| 令和元 (2019) 年 |       | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正<br>「子どもの貧困対策に関する大綱」改定                                                |                                 | こども家庭総合支援室を姫路市総合福祉会館内に設置（平成31年4月）               |
|              |       | 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」成立（令和元年5月10日）により、幼児教育・保育の無償化を開始（令和元年10月1日）                           |                                 |                                                 |
| 2 (2020) 年   |       | 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行                                                      | 「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024）」策定 | 「姫路市子ども・子育て支援事業計画」策定<br>子どもの貧困対策に係る連携会議の設置      |
| 5 (2023) 年   |       | 「こども家庭庁」発足<br>「こども基本法」施行                                                                   |                                 | こどもの未来健康支援センター「みらいえ」開設<br>「姫路市子どもの生活に関する実態調査」実施 |
| 6 (2024) 年   |       | 「子ども・若者育成支援推進法」改正<br>「日本版 DBS」を導入するための法律の成立                                                |                                 |                                                 |

## （４）高齢者

|                | 世界の動き                             | 国の取組                         | 兵庫県及び他自治体の取組         | 本市の取組          |
|----------------|-----------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------|
| 昭和 38 (1963) 年 |                                   | 「老人福祉法」施行                    |                      |                |
| 44 (1969) 年    |                                   |                              | 高齢者大学講座「兵庫県いなみ野学園」開設 |                |
| 45 (1970) 年    |                                   |                              |                      | 姫路市老人大学校好古学園開校 |
| 57 (1982) 年    | 「高齢者問題世界会議」において「高齢化に関する国際行動計画」を採択 |                              |                      |                |
| 平成 元 (1989) 年  |                                   | 「高齢者保健福祉推進10カ年戦略（ゴールドプラン）」策定 |                      |                |

|               | 世界の動き  | 国の取組                                        | 兵庫県及び他自治体の取組              | 本市の取組                              |
|---------------|--------|---------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 6 (1994) 年    |        | 「新高齢者保健福祉推進 10 力年戦略（新ゴールドプラン）」策定            |                           |                                    |
| 7 (1995) 年    |        | 「高齢社会対策基本法」施行                               |                           |                                    |
| 9 (1997) 年    |        |                                             | 高齢者大学講座「兵庫県阪神シニアカレッジ」開設   |                                    |
| 10 (1998) 年   |        | 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行                       |                           |                                    |
| 11 (1999) 年   | 国際高齢者年 |                                             |                           |                                    |
| 12 (2000) 年   |        | 「介護保険制度」開始<br>「成年後見制度」開始                    | 「兵庫県老人福祉計画(介護保険事業支援計画)」策定 | 第 1 期「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」策定 |
| 13 (2001) 年   |        | 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行                       |                           |                                    |
| 16 (2004) 年   |        |                                             |                           | 姫路市老人大学校好古学園から姫路市立好古学園大学校に校名変更     |
| 18 (2006) 年   |        | 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 | 「少子・高齢社会ビジョン」策定           | 「生涯現役プロジェクトの実現に向けて」とりまとめ           |
| 19 (2007) 年   |        |                                             | 「ひょうご長寿社会プラン」策定           |                                    |
| 20 (2008) 年   |        | 「後期高齢者医療制度」開始                               |                           |                                    |
| 21 (2009) 年   |        |                                             |                           | 「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」策定      |
| 22 (2010) 年   |        |                                             |                           | 「姫路市生涯現役推進計画」策定                    |
| 23 (2011) 年   |        |                                             | 「兵庫県高齢者居住安定確保計画」策定        |                                    |
| 24 (2012) 年   |        | 「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」策定                 | 「少子高齢社会福祉ビジョン」改訂          |                                    |
| 26 (2014) 年   |        |                                             |                           | 「成年後見支援センター」の開設                    |
| 27 (2015) 年   |        | 「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）策定                   |                           | 「姫路市生涯現役推進計画」（改訂版）策定               |
| 30 (2018) 年   |        |                                             |                           | 「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」の設置            |
| 令和 元 (2019) 年 |        | 「認知症施策推進大綱」策定                               |                           | 姫路市総合福祉会館の開館（平成 31 年 4 月）          |
| 3 (2021) 年    |        |                                             |                           | 「姫路市生涯現役推進計画」策定                    |
| 4 (2022) 年    |        |                                             | 「兵庫県高齢者居住安定確保計画」改定        |                                    |
| 6 (2024) 年    |        | 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行                   |                           |                                    |

## （５）障害のある人

|                | 世界の動き  | 国の取組                           | 兵庫県及び他自治体の取組 | 本市の取組 |
|----------------|--------|--------------------------------|--------------|-------|
| 昭和 23 (1948) 年 |        | 「優生保護法」施行                      |              |       |
| 35 (1960) 年    |        | 「身体障害者雇用促進法」施行<br>「精神薄弱者福祉法」施行 |              |       |
| 45 (1970) 年    |        | 「心身障害者対策基本法」施行                 |              |       |
| 56 (1981) 年    | 国際障害者年 |                                |              |       |

|               | 世界の動き                             | 国の取組                                                                                             | 兵庫県及び他自治体の取組                         | 本市の取組                                                                                     |
|---------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 57 (1982) 年   |                                   |                                                                                                  | 「兵庫県国際障害者年長期計画」策定                    |                                                                                           |
| 58 (1983) 年   | 国連障害者の十年(～1992 年)                 |                                                                                                  |                                      |                                                                                           |
| 62 (1987) 年   |                                   | 「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」施行                                                                   |                                      |                                                                                           |
| 63 (1988) 年   |                                   | 「精神保健法」施行                                                                                        |                                      |                                                                                           |
| 平成 5 (1993) 年 | アジア太平洋障害者の十年(～2002 年)             | 「障害者基本法」施行                                                                                       |                                      |                                                                                           |
| 6 (1994) 年    |                                   | 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行                                                 |                                      |                                                                                           |
| 7 (1995) 年    |                                   |                                                                                                  | 「"すこやかひょうご"障害者福祉プランー兵庫県障害者福祉長期計画ー」策定 |                                                                                           |
| 8 (1996) 年    |                                   | 優生保護法による優生手術に関する規定の削除                                                                            |                                      |                                                                                           |
| 10 (1998) 年   |                                   |                                                                                                  |                                      | 「姫路市障害者福祉計画」策定                                                                            |
| 11 (1999) 年   |                                   | 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行                                                                 |                                      |                                                                                           |
| 12 (2000) 年   |                                   | 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行                                            |                                      |                                                                                           |
| 13 (2001) 年   | 世界保健機構(WHO)において「国際生活機能分類(ICF)」を採択 |                                                                                                  | 「兵庫県障害者福祉プラン」策定                      |                                                                                           |
| 14 (2002) 年   |                                   | 「身体障害者補助犬法」施行                                                                                    |                                      |                                                                                           |
| 15 (2003) 年   | 第2次アジア太平洋障害者の十年(～2012 年)          | 「支援費制度」開始                                                                                        |                                      |                                                                                           |
| 17 (2005) 年   |                                   | 「発達障害者支援法」施行                                                                                     | 「"すこやかひょうご"障害者福祉プラン」策定               |                                                                                           |
| 18 (2006) 年   | 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択         | 「障害者自立支援法」施行<br>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行                                          |                                      |                                                                                           |
| 19 (2007) 年   |                                   |                                                                                                  |                                      | 「姫路市障害福祉計画」策定                                                                             |
| 22 (2010) 年   |                                   |                                                                                                  | 「ひょうご障害者福祉プランーみんなが元気なひょうごをめざしてー」策定   |                                                                                           |
| 23 (2011) 年   |                                   | 「障害者基本法」改正                                                                                       |                                      | 「姫路市バリアフリー基本構想」策定                                                                         |
| 24 (2012) 年   |                                   | 「障害者虐待防止法」施行                                                                                     |                                      | 「姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福祉計画」策定                                                                 |
| 25 (2013) 年   |                                   | 「障害者総合支援法」施行<br>「障害者雇用促進法」改正<br>「障害者優先調達推進法」施行                                                   |                                      |                                                                                           |
| 26 (2014) 年   |                                   | 「障害者権利条約」批准                                                                                      |                                      |                                                                                           |
| 27 (2015) 年   |                                   |                                                                                                  | 「ひょうご障害者福祉計画」策定                      |                                                                                           |
| 28 (2016) 年   |                                   | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行<br>「改正障害者雇用促進法」施行                                           |                                      |                                                                                           |
| 29 (2017) 年   |                                   | 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定                                                                  |                                      | 「姫路市手話言語条例」施行<br>「姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」作成<br>「障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン」作成 |
| 30 (2018) 年   |                                   |                                                                                                  |                                      | 「姫路市障害者福祉推進計画」策定                                                                          |
| 令和 元 (2019) 年 |                                   | 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」施行<br>(平成31年4月)<br>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」施行 |                                      | 姫路市総合福祉会館の開館(平成31年4月)                                                                     |
| 3 (2021) 年    |                                   | 「障害者差別解消法」改正                                                                                     |                                      | 「姫路市障害者福祉推進計画」策定                                                                          |

|            | 世界の動き | 国の取組                                                 | 兵庫県及び他自治体の取組         | 本市の取組            |
|------------|-------|------------------------------------------------------|----------------------|------------------|
| 4 (2022) 年 |       | 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行                     | 「第 2 期ひょうご障害者福祉計画」策定 |                  |
| 6 (2024) 年 |       | 合理的配慮の提供の義務化（事業者）<br>旧優生保護法訴訟に対する最高裁判決（国の損害賠償責任を認める） |                      | 「姫路市障害者福祉推進計画」策定 |

## （6）部落差別（同和問題）

|                | 世界の動き | 国の取組                                                 | 兵庫県及び他自治体の取組                         | 本市の取組                                                                                |
|----------------|-------|------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 27 (1952) 年 |       |                                                      |                                      | 「姫路市同和民主協議会」発足                                                                       |
| 29 (1954) 年    |       |                                                      |                                      | 「第 3 回全国同和教育研究大会」が本市で開催                                                              |
| 33 (1958) 年    |       |                                                      | 「兵庫県同和対策協議会」設置                       |                                                                                      |
| 38 (1963) 年    |       |                                                      |                                      | 「姫路市隣保館条例」施行                                                                         |
| 39 (1964) 年    |       |                                                      |                                      | 「第 11 回兵庫県同和教育振興大会」が本市で開催                                                            |
| 40 (1965) 年    |       | 同和対策審議会答申※                                           |                                      |                                                                                      |
| 43 (1968) 年    |       |                                                      | 「兵庫県同和対策基本要綱」及び「兵庫県同和教育基本方針」制定       | 「同和教育基本方針」策定<br>「同和教育実践要領」策定                                                         |
| 44 (1969) 年    |       | 「同和対策事業特別措置法※」施行                                     |                                      | 「姫路市同和対策基本要綱」策定                                                                      |
| 45 (1970) 年    |       |                                                      | 「兵庫県同和対策長期計画」策定                      | 「姫路市同和教育協議会（姫同協）」発足<br>「姫路市同和地区実態調査」実施<br>「同和教育推進ブロック別研修」開始                          |
| 46 (1971) 年    |       |                                                      | 「差別を許さない県民運動」開始                      | 「姫路市校区同和教育推進委員会」設置<br>同和教育推進教員の配置開始                                                  |
| 48 (1973) 年    |       | 「全国高等学校統一応募用紙」の採用                                    |                                      |                                                                                      |
| 50 (1975) 年    |       |                                                      |                                      | 「差別をなくそう市民運動推進月間」開始（8 月）<br>「姫路市解放会館条例」に隣保館条例から名称変更<br>「姫路市同和教育研究協議会（姫同教）」に姫同協から名称変更 |
| 51 (1976) 年    |       |                                                      | 「県立同和研修センターのじぎく会館」開設                 |                                                                                      |
| 53 (1978) 年    |       |                                                      | 「差別を許さない県民運動」の呼称を「差別をなくそう県民運動」に変更    |                                                                                      |
| 57 (1982) 年    |       | 「地域改善対策特別措置法」施行                                      | 「兵庫県立同和研修センターのじぎく会館」を「兵庫県立のじぎく会館」に改称 | 「姫路市地域環境と住民意識に関する調査」実施<br>「姫路市地区総合センター条例」に解放会館条例から名称変更                               |
| 62 (1987) 年    |       | 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行<br>「えせ同和行為※対策大綱」策定 | 「えせ同和行為対策関係機関連絡会」設置                  | 「姫路市中学校区群同和教育研修会」開始                                                                  |
| 平成 3 (1991) 年  |       |                                                      | 「財団法人兵庫県人権啓発協会」設立                    |                                                                                      |

|               | 世界の動き | 国の取組                                          | 兵庫県及び他自治体の取組                                              | 本市の取組                                                                                |
|---------------|-------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 (1992) 年    |       |                                               |                                                           | 「姫路市地域環境と住民意識に関する調査」実施                                                               |
| 8 (1996) 年    |       | 地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」 |                                                           |                                                                                      |
| 10 (1998) 年   |       |                                               | 「人権教育基本方針」策定                                              |                                                                                      |
| 12 (2000) 年   |       |                                               |                                                           | 「姫路市中学校区群人権教育研修会」に姫路市中学校区群同和教育研修会から名称変更<br>「姫路市人権・同和教育研究協議会（姫同教）」に姫路市同和教育研究協議会から名称変更 |
| 13 (2001) 年   |       |                                               | 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定                                 |                                                                                      |
| 14 (2002) 年   |       | 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効             |                                                           |                                                                                      |
| 16 (2004) 年   |       |                                               | 「差別をなくそう県民運動」の呼称を「人権文化をすすめる県民運動」に変更                       | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」基本方針策定                                                              |
| 17 (2005) 年   |       |                                               |                                                           | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」の策定                                                                 |
| 18 (2006) 年   |       |                                               |                                                           | 「姫路市校区人権教育推進委員会」（姫路市校区同和教育推進委員会からの名称変更）                                              |
| 22 (2010) 年   |       |                                               |                                                           | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」（第1次改定）                                                             |
| 27 (2015) 年   |       |                                               |                                                           | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」（第2次改定）<br>「インターネットモニタリング事業」開始                                      |
| 28 (2016) 年   |       | 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行               |                                                           | 「姫路市皮革関連産業対策推進協議会」設置                                                                 |
| 30 (2018) 年   |       |                                               | 「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」施行（県内初）<br>兵庫県が「インターネットモニタリング事業」を開始 |                                                                                      |
| 令和 2 (2020) 年 |       |                                               |                                                           | 「姫路市人権教育及び啓発実施計画」（第3次改定）                                                             |

## （7）アイヌの人々

|                | 世界の動き                           | 国の取組                                                       | 兵庫県及び他自治体の取組                                                                                                                                                                          | 本市の取組 |
|----------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 明治 32 (1899) 年 |                                 | 「北海道旧土人保護法」制定                                              | ※土人とは、「その土地に生まれ住む人」という意味の言葉ですが、未開の地で原始的な生活をしている原住民という意味を持たせ、軽蔑する言葉として用いられることがあります。現代では土人は差別用語であるという認識のもと一般に用いられることはありませんが、北海道旧土人保護法制定時は、北海道の開拓により和人が移り住む中、当時の日本はアイヌ民族を「旧土人」と呼び差別しました。 |       |
| 昭和 21 (1946) 年 |                                 | 「北海道アイヌ協会」設立                                               |                                                                                                                                                                                       |       |
| 平成 5 (1993) 年  | 「世界の先住民の国際年」                    |                                                            |                                                                                                                                                                                       |       |
| 7 (1995) 年     | 「世界の先住民の国際の 10 年」（～2004 年）      |                                                            |                                                                                                                                                                                       |       |
| 9 (1997) 年     |                                 | 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行<br>「北海道旧土人保護法」廃止 |                                                                                                                                                                                       |       |
| 17 (2005) 年    | 「第 2 次世界の先住民の国際の 10 年」（～2014 年） |                                                            |                                                                                                                                                                                       |       |
| 19 (2007) 年    | 「先住民の権利に関する国際連合宣言」採択            |                                                            |                                                                                                                                                                                       |       |



|               | 世界の動き | 国の取組                                             | 兵庫県及び他自治体の取組 | 本市の取組              |
|---------------|-------|--------------------------------------------------|--------------|--------------------|
| 20 (2008) 年   |       | 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」                          |              |                    |
| 令和 元 (2019) 年 |       | 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ支援法）」施行 |              |                    |
| 2 (2020) 年    |       | 「民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）開業                             |              |                    |
| 3 (2021) 年    |       |                                                  |              | 人権啓発センターにおいて企画展の実施 |

## (8) 外国人等

|                | 世界の動き                                             | 国の取組                                                          | 兵庫県及び他自治体の取組         | 本市の取組                              |
|----------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------|
| 昭和 26 (1951) 年 |                                                   | 「出入国管理令」施行                                                    |                      |                                    |
| 27 (1952) 年    |                                                   | 「サンフランシスコ平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務処理について」策定<br>「外国人登録法」施行 |                      |                                    |
| 40 (1965) 年    | 「人種差別撤廃条約」採択                                      |                                                               |                      |                                    |
| 48 (1973) 年    |                                                   |                                                               |                      | 市職員採用試験から国籍条項を廃止                   |
| 50 (1975) 年    | 「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約と勧告」(ILO) |                                                               |                      |                                    |
| 54 (1979) 年    |                                                   |                                                               |                      | 「インドシナ難民姫路定住促進センター」開設(平成8年閉鎖)      |
| 57 (1982) 年    |                                                   | 「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法」に名称変更                                  |                      |                                    |
| 平成 2 (1990) 年  | 「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択                   |                                                               |                      |                                    |
| 5 (1993) 年     |                                                   | 「改正外国人登録法」施行(永住者の指紋押捺廃止と家族登録制度導入)                             |                      |                                    |
| 6 (1994) 年     |                                                   |                                                               | 「地域国際化推進基本指針」策定      |                                    |
| 7 (1995) 年     |                                                   | 「人種差別撤廃条約」批准                                                  |                      |                                    |
| 9 (1997) 年     |                                                   |                                                               |                      | 「姫路市国際化推進大綱」策定                     |
| 10 (1998) 年    |                                                   |                                                               |                      | 無年金の外国人重度障害者・高齢者に対する特別給付金制度の実施     |
| 12 (2000) 年    |                                                   |                                                               | 「外国人児童生徒にかかわる教育指針」策定 |                                    |
| 16 (2004) 年    |                                                   |                                                               | 「兵庫国際新戦略」策定          |                                    |
| 24 (2012) 年    |                                                   | 「外国人登録法」廃止<br>「住民基本台帳法」「出入国管理法」改正                             |                      |                                    |
| 28 (2016) 年    |                                                   | 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行          | 「ひょうご多文化共生社会推進指針」策定  |                                    |
| 29 (2017) 年    |                                                   |                                                               |                      | 「ベトナム語生活相談」窓口開設<br>「姫路市国際化推進プラン」策定 |

|               | 世界の動き | 国の取組                                                                | 兵庫県及び他自治体の取組                                         | 本市の取組         |
|---------------|-------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------|
| 令和 元 (2019) 年 |       | 「改正出入国管理法」施行<br>(新たな在留資格の創設)<br>(平成 31 年 4 月)<br>「日本語教育の推進に関する法律」施行 | 川崎市でヘイトスピーチ禁止規定への違反者に刑事罰を科す「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が成立 | 「外国人相談センター」設置 |
| 2 (2020) 年    |       | 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」策定                           |                                                      |               |
| 3 (2021) 年    |       |                                                                     | 「ひょうご多文化共生社会推進指針」改定                                  |               |
| 6 (2024) 年    |       | 「技能実習制度」改正                                                          |                                                      |               |

## (9) 感染症

|                | 世界の動き                   | 国の取組                             | 兵庫県及び他自治体の取組 | 本市の取組 |
|----------------|-------------------------|----------------------------------|--------------|-------|
| 昭和 63 (1988) 年 | 「第 1 回世界エイズデー」          |                                  |              |       |
| 平成 元 (1989) 年  |                         | 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行          |              |       |
| 8 (1996) 年     |                         | 「H I V 薬害訴訟 (東京地裁・大阪地裁)」和解成立     |              |       |
| 11 (1999) 年    |                         | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行   |              |       |
| 13 (2001) 年    | 国際連合「H I V / エイズ特別総会」開催 |                                  |              |       |
| 令和 3 (2021) 年  |                         | 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行 |              |       |

## (10) ハンセン病患者・元患者やその家族

|                | 世界の動き                   | 国の取組                                                                     | 兵庫県及び他自治体の取組 | 本市の取組 |
|----------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|
| 昭和 28 (1953) 年 |                         | 「らい予防法」施行                                                                |              |       |
| 平成 8 (1996) 年  |                         | 「らい予防法」廃止                                                                |              |       |
| 13 (2001) 年    | 国際連合「H I V / エイズ特別総会」開催 | 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟 (熊本地裁)」原告勝訴判決 (確定)<br>「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 |              |       |
| 21 (2009) 年    |                         | 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行                                                  |              |       |
| 22 (2010) 年    | 「ハンセン病差別撤廃決議」採択         |                                                                          |              |       |
| 令和 元 (2019) 年  |                         | 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行<br>改正「ハンセン病問題基本法」施行                      |              |       |
| 6 (2024) 年     |                         | 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行                                        |              |       |

## (11) 刑を終えて出所した人やその家族

|                | 世界の動き | 国の取組                | 兵庫県及び他自治体の取組          | 本市の取組 |
|----------------|-------|---------------------|-----------------------|-------|
| 平成 24 (2012) 年 |       |                     | 「更生保護協力雇用主応援事業」開始     |       |
| 25 (2013) 年    |       |                     | 「兵庫県再犯防止対策関係機関連絡会議」設置 |       |
| 26 (2014) 年    |       |                     | 「保護観察対象者等定着支援事業」開始    |       |
| 28 (2016) 年    |       | 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 |                       |       |

|               | 世界の動き | 国の取組            | 兵庫県及び他自治体の取組                     | 本市の取組           |
|---------------|-------|-----------------|----------------------------------|-----------------|
| 29 (2017) 年   |       | 「再犯防止推進計画」策定    |                                  |                 |
| 30 (2018) 年   |       |                 | 「平成 30 年度地域再犯防止推進モデル事業」実施        |                 |
| 令和 元 (2019) 年 |       |                 | 「地域安全まちづくり推進計画 (第 5 期)」策定        |                 |
| 4 (2022) 年    |       |                 | 「地域安全まちづくり推進計画 (第 6 期)」策定        | 「姫路市再犯防止推進計画」策定 |
| 5 (2023) 年    |       | 「第二次再犯防止推進計画」策定 |                                  |                 |
| 6 (2024) 年    |       |                 | 尼崎市が神戸保護観察所・尼崎市保護司会と連携協定締結 (全国初) |                 |

## (12) インターネット上の人権侵害

|                | 世界の動き | 国の取組                                      | 兵庫県及び他自治体の取組                                   | 本市の取組               |
|----------------|-------|-------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------|
| 平成 12 (2000) 年 |       | 「不正アクセス行為の禁止に関する法律」施行                     |                                                |                     |
| 14 (2002) 年    |       | 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 |                                                |                     |
| 15 (2003) 年    |       | 「個人情報保護に関する法律」施行                          |                                                |                     |
| 21 (2009) 年    |       | 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行  |                                                |                     |
| 26 (2014) 年    |       | 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行            |                                                |                     |
| 27 (2015) 年    |       |                                           |                                                | 「インターネットモニタリング事業」開始 |
| 30 (2018) 年    |       |                                           | 「インターネットモニタリング事業」開始                            |                     |
| 令和 4 (2022) 年  |       | 「プロバイダ責任制限法」改正<br>「侮辱罪」の法定刑の引き上げ          |                                                |                     |
| 6 (2024) 年     |       | 「情報流通プラットフォーム対処法」公布                       | 「たつの市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」施行 (県内初) |                     |

## (13) 性的マイノリティ

|                | 世界の動き                                | 国の取組                                         | 兵庫県及び他自治体の取組                            | 本市の取組 |
|----------------|--------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------|-------|
| 平成 16 (2004) 年 |                                      | 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行                  |                                         |       |
| 23 (2011) 年    | 国連人権理事会において性的指向と性同一性に関する初の国連決議を採択    |                                              |                                         |       |
| 26 (2014) 年    | I O C がオリンピック憲章を改訂 (性的指向による差別の禁止を記載) |                                              |                                         |       |
| 27 (2015) 年    |                                      | 文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (通知)」 | 渋谷区が条例に基づき「パートナーシップ証明書」を発行する制度を開始 (全国初) |       |
| 28 (2016) 年    |                                      |                                              | 宝塚市で「パートナーシップ宣誓制度」開始 (県内初)              |       |

|             | 世界の動き                                        | 国の取組                                          | 兵庫県及び他自治体の取組      | 本市の取組               |
|-------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------|---------------------|
| 令和 元（2019）年 | WHO総会において「国際疾病分類」改定版承認（性同一性障害を「精神障害」の分類から除外） |                                               |                   |                     |
| 2（2020）年    |                                              |                                               |                   |                     |
| 3（2021）年    |                                              |                                               |                   |                     |
| 4（2022）年    |                                              |                                               |                   | 「姫路市パートナーシップ宣誓制度」開始 |
| 5（2023）年    |                                              | 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 |                   |                     |
| 6（2024）年    |                                              |                                               | 「兵庫県パートナーシップ制度」開始 |                     |

## （14）さまざまな人権課題

|             | 世界の動き                                  | 国の取組                                                              | 兵庫県及び他自治体の取組                            | 本市の取組                                           |
|-------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 平成 7（1995）年 |                                        | 【震】阪神・淡路大震災                                                       |                                         |                                                 |
| 14（2002）年   |                                        | 【ホ】「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行                                      |                                         |                                                 |
| 15（2003）年   |                                        | 【ホ】「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定<br>【北】「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 |                                         |                                                 |
| 16（2004）年   |                                        | 【人】「人身取引対策行動計画」策定                                                 | 【ホ】「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定          |                                                 |
| 17（2005）年   |                                        | 【犯】「犯罪被害者等基本法」施行                                                  |                                         |                                                 |
| 18（2006）年   | 【人】「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」採択 | 【北】「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行                            |                                         |                                                 |
| 21（2009）年   |                                        | 【人】「強制失踪条約」批准<br>【人】「人身取引対策行動計画 2009」策定                           |                                         |                                                 |
| 22（2010）年   |                                        |                                                                   | 【ホ】「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」策定（計画から見直し） |                                                 |
| 23（2011）年   |                                        | 【震】東日本大震災<br>【犯】第2次「犯罪被害者等基本計画」策定                                 |                                         | 【犯】「姫路市犯罪被害者等支援条例」施行<br>【ホ】「姫路市ホームレス自立支援実施計画」策定 |
| 26（2014）年   |                                        | 【人】「人身取引対策行動計画 2014」策定                                            |                                         |                                                 |
| 27（2015）年   |                                        | 【ホ】「生活困窮者自立支援法」施行                                                 |                                         |                                                 |
| 28（2016）年   |                                        | 【犯】第3次「犯罪被害者等基本計画」策定<br>【震】熊本地震                                   |                                         | 【ホ】「姫路市ホームレス自立支援実施計画」改訂                         |
| 29（2017）年   |                                        | 【ホ】「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」期限延長                                    |                                         |                                                 |
| 令和 3（2021）年 |                                        | 【犯】第4次「犯罪被害者等基本計画」策定                                              |                                         | 【ホ】「姫路市ホームレス自立支援実施計画」改訂                         |
| 4（2022）年    |                                        | 【人】「人身取引対策行動計画 2022」策定                                            |                                         |                                                 |

|            | 世界の動き | 国の取組                                                         | 兵庫県及び他自治体の取組                            | 本市の取組 |
|------------|-------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------|
| 5 (2023) 年 |       | 【遺】「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」施行 | 【犯】「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」施行 |       |
| 6 (2024) 年 |       | 【震】能登半島地震                                                    | 【犯】「兵庫県犯罪被害者等支援計画」策定                    |       |

※【犯】は「犯罪被害者等」、【ホ】は「ホームレス」、【北】は「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」、【震】は「震災等の災害に起因する人権問題」、【人】は「人身取引〔性的サービスや労働の強要等〕」、【遺】は「遺伝情報・ゲノム情報に起因する差別や偏見」に関する項目。

## 2 世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国際連合総会採択)

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放

されることはない。

#### 第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教による

いかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

外務省仮訳



### 3 日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布 昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

#### 第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共

の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本

として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

## 第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議

員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布施行

(平成 12 年法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する

施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

平成 25 年 6 月 26 日公布 平成 28 年 4 月 1 日施行

令和 3 年 5 月改正 令和 6 年 4 月 1 日施行

（平成 25 年法律第 65 号）

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁とな

るような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等（略）

四 国の行政機関（略）

五 独立行政法人等（略）

六 地方独立行政法人（略）

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の

構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する

事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

#### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とす

る差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則(以下略)

## 6 本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日公布施行

(平成 28 年法律第 68 号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽(せん)動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域

外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

#### (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第二章 基本的施策



(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取

組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## 7 部落差別の解消の推進に関する法律 平成 28 年 12 月 16 日公布施行

(平成 28 年法律第 109 号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じ

た施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

○衆議院法務委員会における附帯決議(平成 28 年 11 月 16 日)  
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議(平成 28 年 12 月 8 日)  
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について各段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

## 8 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）

令和元年 5 月 22 日公布 令和元年 5 月 24 日施行

（平成 31 年法律第 16 号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が

民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

#### （基本理念）

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項

二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

三 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

四 第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策

の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県方針)

第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の目標に関する事項

二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針

三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

## 第三章 (以下略)

## 9 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日公布施行

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨と

して行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生

徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の

関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に

当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 10 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針（改定版）

（平成 28 年 3 月）

### 1 人権をめぐる国内外の動き

#### （1）国際社会の取り組み

20 世紀における 2 度の世界大戦を経て、第 2 次世界大戦後、国連を中心として様々な人権関係の条約や宣言が決議・採択され、今日では、人権の尊重が世界共通の理念となっています。

昭和 23 年（1948 年）12 月、すべての国と人民の共通基準として世界人権宣言が採択されてから、国連等が中心となって多くの人権関係条約が採択されました。日本が当事者となり国内で効力を持っているものとしては、国際人権規約（昭和 41 年（1966 年））、人種差別撤廃条約（昭和 40 年（1965 年））、女子差別撤廃条約（昭和 54 年（1979 年））、児童の権利に関する条約（平成元年（1989 年））、障害者の権利に関する条約（平成 18 年（2006 年））等が挙げられます。

さらに、平成 6 年（1994 年）の国連総会においては、人権教育を通じて人権文化を世界中に築くことを目的として、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、平成 17 年（2005 年）からは「人権教育のための世界計画」として行動計画が定められ、人権という普遍的な文化を構築するための取り組みが続けられています。

21 世紀は、「人権の世紀」とも言われています。戦争や環境破壊・汚染を繰り返した 20 世紀の経験を踏まえ、これまでの人権をめぐる様々な努力を一斉に開花させることにより、21 世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められており、すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え、人権の尊重があらゆる行動の基準となることが

期待されています。

#### （2）日本の取り組み

日本は、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、人権関係の多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わるとともに、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進を図ってきました。

関係施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成 9 年（1997 年）7 月には、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定され、日本において人権という普遍的文化を構築することを目的に、国の各省庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供の実施や、重要な人権課題に対する積極的な取り組みが行われてきました。

また、平成 8 年（1996 年）には、人権擁護施策の推進を目的とする人権擁護施策推進法が制定され、翌年、同法に基づき人権教育・啓発及び人権救済に関する施策について審議する人権擁護推進審議会が設置されたのに続いて、平成 12 年 12 月には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律に基づき、国は「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画などを踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成 14 年 3 月に閣議決定（平成 23 年 4 月一部変更）し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する一方、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する虐待防止等の、女性、障害者に対する雇用の平等や差別の解消といった、個別の人権課題に関する法整備を行うなど、人権尊重社会の実現に向けた取り組みを進めています。

#### （3）本県の取り組み



本県においては、兵庫 2001 年計画における「共生ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、“こころ豊かな兵庫づくり”を県政の目標に掲げ、県民の生涯学習の充実や青少年の健全育成、福祉施策や家庭施策の推進、コミュニティづくりなど、「こころ豊かな人づくり」、「すこやかな社会づくり」を目指す様々な施策を展開し、人権の尊重される社会づくりに努めてきました。とりわけ、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの復旧・復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人のつながりの大切さなどの貴重な教訓を生かした様々な取り組みを進めているところです。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等の各人権課題については、各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策の推進に努めるとともに、国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の変化等に伴う人権問題の複雑・多様化に対応し、県と市町が共同で設置している、兵庫県人権啓発協会を中心に、男女共同参画センターや女性家庭センター、こども家庭センター等の県の機関や国際交流協会、社会福祉協議会等の関係団体などと連携を図りつつ、同和問題をはじめとする人権問題全般について、研修、啓発、研究事業等を全県的に展開しています。

また、それら施策をより効果的なものとするため、平成 10 年から「人権に関する県民意識調査」を 5 年毎に実施し、人権全般に関する基礎資料の収集と県民意識の動向把握に努めています。

学校教育や社会教育においては、平成 10 年に、県教育委員会において「人権教育基本方針」を策定し、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さなど震災から学んだ教訓を生かすとともに、人権教育や多文化共生社会の実現をめざす教育を中心とする、人権意識の高揚のための教育の充実に取り組んでいます。

さらに、平成 16 年からは、県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動で表すことが文化として定着している社会の実現に向け、各市町や関係団体とともに、県民や「ひょうご人権大使」の参加によるフェスティバルや、人権週間のつどいを開催するなど様々な取り組みを「人権文化をすすめる県民運動」として展開しています。

今後とも、人権の尊重をめぐる国内外の動向や、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえながら、すべての県民の「共生の心」を培うことにより、不当な差別がないことを実感できる、人権の尊重される社会づくりを目指して、これまで以上の積極的な取り組みを進めていきます。

## 2 人権尊重の理念

すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利である人権は、社会を構成する人々が平等な個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ（11 条、97 条）、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（13 条）とともに、法の下での平等が保障され、政治的、経済的、社会的関係において差別されない（14 条）とし、様々な個別、具体的な人権が憲法で保障されています。そして、国際人権条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに

当たって、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

### 3 指針の基本的考え方

#### (1) 指針の基本理念

国際化、情報化、少子・高齢化などが進展する成熟社会においては、人々の価値観や生き方の多様化に伴い様々な権利が交錯し衝突する機会が多くなっています。このような社会では、同質性を優先させる考え方よりもむしろ、異質性を認め合い、共存していく考え方が重要になってきます。

「21世紀兵庫長期ビジョン」においても、兵庫の目指す社会像の一つとして「創造的市民社会」が提示されています。具体的には、人と人のつながりで自立と安心を育む社会の実現のため、「共生の心」を培う人権意識の高揚を図る「人権文化をすすめる県民運動」を推進すること。さらに、兵庫らしい健康で充実した生涯が送れる社会を実現するため、年齢や性別、障害の有無、国籍、文化の違いなどにかかわらず、誰もがいつまでも主体的に地域や社会で活躍できる社会づくりを行う、などの取り組み方針が示されています。それはまさに、人権尊重の理念に基づく共に生きる社会の創造を目指しているものです。

その意味で、県民すべてが、人権尊重の理念について理解を深め、人権の尊重を基本とする社会づくりを進めること、さらに、それを次代へと継承していくことは、県及び県民が果たすべき極めて重要な責務です。

このため、人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重の理念に関する県民

の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指します。

#### (2) 指針の性格

本指針は、人権の尊重される共に生きる社会づくりに向けて、県が進める人権尊重のための教育及び啓発にかかわる施策の総合的な推進について基本的な方向を示す指針としての性格を持つものです。

県の施策の推進に当たっては、市町をはじめ県民、企業、団体等様々な主体の参画と協働の下に進めることが大切です。このため、市町は、県の施策と連携を図りながら主体的に必要な施策を展開するとともに、他の各主体にあっては、この指針の趣旨に沿った自主的な取り組みを期待するものです。

### 4 あらゆる場における教育及び啓発

人権は、概念としてだけではなく、具体性をもって捉えていくことが大切です。日常の身の回りの出来事に対して、人権の視点から捉え、自らのものとして意識し、日常の行動に結び付いていくことによって、人権の尊重が文化として根付いていくものです。

このため、人権尊重のための教育及び啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることが大切であり、また、子どもはもちろん大人になってからも生涯にわたって継続されることが大切です。

県は、このような観点から、家庭、学校、地域、職場といった県民生活のあらゆる場において、県民一人ひとりのライフステージに合わせた教育及び啓発を進めるとともに、これらが相互に連携しそれぞれの役割を担いつつ、県民一人ひとりが暮らしの中で人権を尊重した生き方の基礎を培う営みと豊かな人間関係づくり

を進めるための積極的な支援を行います。

#### (1) 家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。

なかでも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭で、遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会ルールなどを教えていくことが大切です。

また、こうした家庭における子どもへの教育は、温かい家族関係のもとで、親子の絆を深め、親等が自ら模範を示していく中で進めていくことが大切です。

しかし、近年、都市化、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化などに伴い、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭の持つ教育力を高めていくための取り組みが必要です。

このため、こども家庭センターや幼稚園、保育所、認定こども園、子育て学習センターのほか市町保健センター等における子育てに関する相談・支援体制の充実や子育てに関する学習の支援をはじめ、親自らが人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援を行うとともに、親と子の体験学習の促進等温かい親子関係を育み、親子が共に学んでいけるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。また、家庭においては、男女が、それぞれの責任を担って共に協力し合うことが大切であることから、男女共同参画センター等における啓発活動を通じ、これまで家庭へのかかわりが希薄だった男性の家事、育児、介護への積極的な参加を促します。

さらに、啓発資料や広報等により、人権問題について家族の間で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるよう促します。

#### (2) 学校等

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校教育です。

学校教育においては、いじめが深刻な問題となっており、近年ではインターネット上のいじめが増加するなど、そのかたちも複雑・多様化しています。このような状況の中、その学校の主体性や教育の中立性を堅持しながら、特に、子どもの発達段階に十分配慮しつつ、家庭や地域社会と連携し、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切です。

幼稚園、保育所、認定こども園においては、乳幼児期が人間形成の基礎が培われる大切な時期であるため、乳幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努めることが大切です。

小学校、中学校及び高等学校等においては、子ども一人ひとりが、生命を大切にする心、自他の人格を尊重しお互いの個性を認め合う心、他人の痛みがわかる心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。また、身近な生活にも結び付けながら、人権にかかわる歴史等を正しく理解するとともに、人権の意味や内容等への理解を深め、人権尊重の意欲や態度を培っていくことが大切です。

このため、保育所においては、「保育所保育指針」に基づき、人に対する愛情と信頼感、互いに尊重する心などを育てるとともに、乳幼児の人権に十分配慮した保育を行います。

公立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校においては、県教育委員会が策定した「人権教育基本方針」にのっとり、「生きる力」を育むという観点から、人権教育を子どもの発達段階

に応じてあらゆる教育活動に位置付けるとともに、自然や地域での体験学習、高齢者や障害者、外国人等との交流活動等を取り入れるなど、体験を通して、子どもが相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができる教育を進めます。さらに、教職員の人権尊重の意識を高め人権感覚を養うことなどにより、人権を尊重した学習環境の整備を進めます。

大学等においては、幅広い知識と豊かな人間性のかん養を図るとともに、社会のあらゆる分野で必要とされる人権感覚を確立するため、自治の精神にも十分配慮しつつ、学生や教職員の人権尊重の理念についての理解を更に深めるよう努めます。

また、独自の教育方針にのっとり特色ある教育を展開する私立学校及び私立専修学校・各種学校については、同様の趣旨に沿った教育及び啓発を奨励します。

### (3) 地域

地域は、県民が、日常の学習活動や地域活動等を通じて、様々な人権問題などについて理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。また近年では、少子高齢化、核家族化、過疎化などの地域課題に対応するため、人と人のつながりやコミュニティの再生に向けた様々な取り組みが展開されており、それらの活動を通じて「共生の心」を培う場としても期待されます。

このことから、地域においては、公民館等における社会教育活動や隣保館における学習・交流活動、大学等における公開講座、行政主催のセミナー等の開催をはじめ、青少年団体、子ども会、自治会、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPO、NGO等、多様な主体による学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による社会奉仕活動、福祉体験活動、

交流活動、文化活動、スポーツ活動や、共生の心を培う人権意識の高揚を図るための自主的な取り組みが活発に行われることが大切です。

このため、「人権教育基本方針」を基本として、人権教育を生涯学習体系に位置付け、人権に関する具体的な課題に即しつつ、多様な学習情報・教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど県民の自主的な学習活動を行います。

また、人権感覚等は、主として地域における日常の付き合いや地域活動の中で個人が自然に会得していくものであることから、地域の教育力を高め、住民の主体的な教育及び啓発活動が活発な展開を図れるよう、教育及び啓発リーダーの育成や交流の促進等のために市町等が実施する事業への支援を行います。

さらに、まちの子育てひろばや子どもの冒険ひろばの運営による子育て応援や、介護予防の推進や認知症カフェによる高齢者を支える取り組みなど、住民や様々な主体による地域づくりの実践活動を支援していきます。

### (4) 職場（企業等の事業所）

多様な人たちにより構成される企業等の事業所においては、出身地や国籍等による不公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらには職場での悪質ないじめ、セクシュアル・ハラスメントなど、性別や出身地、国籍、年齢、障害の有無等による人権問題が起こることが懸念されます。また、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントや長時間労働による過労死などの発生が社会問題となっているほか、女性や障害者等が能力を十分に発揮するための職場環境の整備についても十分であるとはいえない状況です。さらには、企業も社会を構成する一員であり、地球環境や人権に配慮した行動を行うべきであるとする「企業の社会的責任」という考え方が広まっています。

このため、企業等の事業所においては、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に

根ざした企業活動を進めるために、法令遵守のもと、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、多様性を尊重した人材の採用、評価の公正や機会均等の確保、さらにはハラスメント防止の取り組みなどについて、積極的に従業員等の研修などに努めることが大切です。

さらに、企業等の事業所には、事業所内の研修だけでなく、イベントへの協賛などをはじめ、地域における社会貢献活動としての積極的な人権啓発活動への参加、障害者や学生等の就業体験の受け入れなどが期待されます。

県は、こうした企業等の事業所内研修や地域における実践活動等の自主的な取り組みを促進するため、啓発資料の配布をはじめ、経営者・人事労務担当者等に対する研修などを、ひょうご仕事と生活センター等において積極的に実施するとともに、事業所内研修に際して、人材や施設、情報、教材の提供等の支援を行います。

#### (5) 広域的な教育及び啓発活動

県は、これら家庭、学校、地域、職場のそれぞれに対応した教育及び啓発にかかわる施策を進めるとともに、市町の取り組みへの支援も含め、広域的な観点に立った啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

このため、人権にかかわるイベントや講演会の開催、啓発冊子やポスターの作成・配布など広域的な啓発活動をはじめ、研修等による市町職員等の人材の育成、人権にかかわる広域的・専門的な情報の収集と提供、学習・研修教材の作成、広域的・専門的な内容をテーマとする調査・研究などについて、県の主管課をはじめ、男女共同参画センターや女性家庭センター、こども家庭センター、兵庫県人権啓発協会、その他人権関係機関等による多様な教育及び啓発活動を積極的に展開します。

また、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のマスメディアと連携を図りつつ、これらの広報媒体を活用した広域的な啓発を積極的

に推進します。

#### 5 県職員等への啓発

人権尊重の理念に根ざした県政を推進するため、公権力を行使する業務や人権問題にかかわりのある業務、あるいは直接県民と接する業務に携わる者はもとより、すべての職員が、人権尊重の理念について理解し業務に当たり、常に人権尊重の視点から自ら担当する事務・事業等について見直していくことが大切です。

このため、県では、以下の取り組みを積極的に進め、職員等の人権意識の高揚を図るとともに、施策への反映に努めます。

##### (1) 全庁的な職員研修の充実

すべての職員について、それぞれの職務に応じ、人権意識を高めるための研修の充実に努めるとともに、直接県民と接する業務や人権問題にかかわりのある業務を所掌する部局をはじめ、すべての部局において、施策・事業ごとに人権尊重の視点に立った課題の整理と周知を図るとともに、それら課題の解決に向けた取り組みを推進するため、今日的課題に即した研修や教材を活用した全庁的な職場での啓発・研修の充実に努めます。

##### (2) 特定職業従事者に対する研修の充実

以下に掲げる特に人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する研修の充実に努めます。また、私立学校、私立専修学校・各種学校や民間の医療施設、福祉施設、医療・保健・福祉関係者の養成機関等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実を促します。

###### ①教職員

教職員は、学校におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒等の人権尊重の理念に関する理解を深めるという重要な役割を担っています。このため、教職員の人権意識の高揚と指導

力の向上のため、いじめ、児童虐待、インターネットによる人権侵害、障害のある子どもへの教育的支援や性同一性障害等、性別に起因する困難な状況におかれている児童生徒への理解促進等、今日的な人権課題を取り上げるなど研修の充実に努めます。

また、家庭や地域社会との連携を深め、人権問題の解決に積極的な役割を果たせるよう、教職員の資質の向上に努めるとともに、体罰や威圧的な言動に頼る指導はいかなる場合においてもあってはならないとの認識でその根絶を目指します。

#### ②警察職員

警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護する立場にあり、公共の安全と秩序の維持に当たる責務を有していることから、その職務の遂行に当たっては、犯罪被害などの県民からの様々な相談に対して適切に対応するとともに、個人の権利及び自由の干渉にわたるなどその権限を濫用することのないよう、人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

#### ③消防職員

消防職員は、火災をはじめとする各種災害等から県民の生命、身体、財産を守ることを職務としており、人権に配慮した行動が求められることから、消防学校や職場等において、人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

#### ④医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行に当たっては、生命の尊厳を重んじるとともに、患者等の立場を考慮し、プライバシーに配慮した対応が求められます。また、臓器移植や医療過誤等に対しても医療機関における適切な対応が求められています。このため、これら関係者の人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めます。

#### ⑤福祉関係者

福祉事務所等の専門職員、社会福祉協議会や福祉施設の職員をはじめ、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、その他福祉関係業務の従事者は、高齢者や障害者等の介護や相談等の業務に携わっており、人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシーへの配慮という点においても、高い人権意識が必要です。

また、高齢者の単身世帯や認知症高齢者の増加、障害者の地域移行が進む中、誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、権利擁護の取り組みの強化が求められています。このため、これら関係者の人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

### 6 身近な人権課題

人権尊重の理念に関する理解を深めるためには、法の下での平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を現実社会の中で具体的な問題として捉え、身近な課題に積極的に取り組んで解決していこうとする視点とのアプローチが大切です。理念の理解を常に現実の問題に結び付けなければなりません。その意味で、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」においても個別の人権課題として挙げられている、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等の人権課題について、各課題ごとの施策にかかわる個別計画等に基づきこれまで進められてきた人権尊重の視点からの取り組みや今後の方針等を踏まえつつ、以下のように教育及び啓発を進めます。

#### (1) 女性

憲法には、両性の平等がうたわれており、その実現に向け、「女子差別撤廃条約」（昭和 54 年（1979 年）国連採択、昭和 60 年（1985 年）日本批准）等を契機として、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年（1999 年）6 月）をはじめ「男

女雇用機会均等法」(昭和61年(1986年)4月、平成11年(1999年)4月改正)や「女性活躍推進法(平成27年(2015年)8月)」などの法律の整備等により、女性を取り巻く環境の整備が進んできました。

しかし、日本の現状は、職場や地域における女性の政策・方針決定への参画や能力発揮のための環境整備が十分ではないほか、女性の家事、育児、介護における負担が重く、また今日、非正規雇用労働者の割合が女性雇用者の半数を占めるなど、様々な面で男女共同参画が諸外国と比較しても不十分な状況にあります。さらに、性犯罪、売買春、夫・パートナー等からの暴力(いわゆるドメスティック・バイオレンス※)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する人権侵害も問題となっています。

これらの背景には、男女の役割を固定的に捉える意識等が依然として根強く社会に残っていることがあり、様々な場面で女性が不利益を受ける原因にもなっています。男女が社会の対等な構成員として、その違いを認めつつ互いに尊重し、ともにいきいきと生活できる社会を目指していくため、こうした意識の解消を図っていく必要があります。

このため、本県では「男女共同参画社会づくり条例」(平成14年3月)を制定し、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指した施策を推進してきました。

今後も、「兵庫県男女共同参画計画」に基づき、男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会を目指して、県民、地域団体、NPO、NGO、企業、行政等の参画と協働により、女性の能力発揮の促進と環境整備に向けた取り組みを推進するとともに、学校教育においても、すべての教職員が男女共同参画の理念を十分に認識し、学校の教育活動全体を

通じて、生命や個性の尊重を基盤とする男女の平等を推進する教育等の充実を図ります。

さらに、ドメスティック・バイオレンスについては、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」(平成26年4月)に基づき、女性家庭センターや男女共同参画センターをはじめとした関係機関の連携を強化するなど支援体制の充実に努めるほか、その防止に向けた意識啓発等を行います。

## (2) 子ども

近年、大量の物や情報が氾濫する一方で、少子化や核家族化、地域社会の関係の希薄化、高度情報化やグローバル化の進展、個人主義的な考えや学歴偏重の社会風潮などにより、子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化は著しいものがあります。

このような状況において、児童虐待、家庭内暴力や学校でのいじめ、少年非行の低年齢化、児童ポルノの氾濫などの性の商品化、ソーシャル・ネットワーキングサービス(SNS)や掲示板を介したインターネット上のいじめ、貧困問題など、子どもの人権をめぐる問題が深刻化しています。

こうした子どもの人権問題の背景には、家庭、社会環境などの変化という要因のほか、大人が、子どもを未成熟な存在として支配的な意識を持ったり保護や教育の対象としてのみ捉えたりすることや、また、そのことによって子どもの自律心や社会性の欠如を招いていることも要因として存在していると考えられます。

こうした中、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として認めている「児童の権利に関する条約」(平成元年(1989年)11月国連採択、平成6年(1994年)5月日本批准)や「児童買春・児童ポルノ禁止法」(平成11年(1999年)5月)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年(2000年)5月)などの法的整備が進められてきました。

本県では、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」(平成 27 年 3 月)に基づき、子育てや児童の虐待、子どもの非行等に関して、こども家庭センターやひょうごっ子悩み相談センターを中心とする相談や支援機能の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域、関係団体等の相互の連携による青少年の健全な育成や地域活動への参加を促進するほか、貧困家庭の子どものための学習支援、生活支援などの施策を展開するなど、子ども・子育て支援新制度に沿った総合的な対応を行うとともに、学校でのいじめについては、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年(2013 年) 9 月)を踏まえた「兵庫県いじめ防止基本方針」(平成 26 年 3 月)に基づき、県民総がかりでいじめに対峙するとともに、教職員の資質能力の向上を図り、家庭や地域、関係機関等と連携協力して問題克服のための取り組みを進めます。

さらに、児童の虐待問題については、関係機関及び民間団体による連携した支援体制の充実に努めるとともに、社会全体の関心と理解を深めるため、県・市町・関係団体が協働し、その防止に向けた意識啓発等を行います。

### (3) 高齢者

日本では、全人口に占める高齢者人口の割合が 21%を越える超高齢社会を迎えており、高齢者が社会の重要な構成員として家族や社会の中で、健やかで充実した生活を過ごすことができるよう、国民の意識や社会のシステムを改革する様々な取り組みが行われています。

高齢者については、働きたいという意志や能力があるにもかかわらず、高齢であるということのみをもって就労の機会が奪われるなど、社会参加し自己実現を図る権利が十分に保障されていないことがあります。また、心身上の機能の衰え等から介護等が必要になった際に、人格やプライバシーを無視された扱いをされたり、ややもすれば虐待や遺棄、財産侵害を被る

など、高齢者の「人間としての尊厳」が否定されるケースが見られるなどの問題が生じています。

本県では、超高齢社会に対応して、「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな豊かさの創造～」(平成 24 年 3 月)や、「老人福祉計画(介護保険事業支援計画)」(平成 27 年 3 月)等により、施設整備や在宅サービスの充実など介護サービス基盤の強化、生きがい・健康づくり対策、高齢者等にやさしい住まいやまちづくりなど高齢者の総合的な福祉の増進に努めてきました。また、地域総合支援センター(地域包括支援センター)を設置し、総合相談・支援や介護予防マネジメントを行うとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年(2005 年)11 月)の趣旨を踏まえ、高齢者の権利擁護や虐待防止に努めています。さらに、認知症相談センターにおいて、認知症に対する相談を行うなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、医療や介護などのサービスが必要に応じて提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし施策を推進します。

また、元気高齢者が社会の一翼を担う社会の実現に向け、長年培った知識、経験、技能等が正しく評価され活躍できる機会が増え、高齢者が豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられるよう、マスメディアの活用も図りながら研修の実施に努めるなど、県民各層における認識を高めていくとともに、定年延長や雇用継続、再就職など一人ひとりの意思と能力に応じた雇用・就業の機会の確保が図られるよう進めていきます。

さらに、学校教育においても、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会における介護・福祉などの課題に対する理解を深める教育を推進するほか、高齢者自らも社会の構成員として積極的に役割を担えるよう、高齢者の学習機会の充実や意識啓発にも努めま



す。

#### (4) 障害者

障害者が地域社会の中で暮らしていく上で様々な障壁があります。すなわち、道路の段差や階段、駅舎エレベータの不備などの「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、差別や偏見等の「心理的な障壁」、点字図書が不足していることなどの「文化・情報面の障壁」などであり、これらを総括して「社会的障壁」と呼んでいます。今日では、これらの障壁に加え、障害者に対する企業や施設内等での虐待や暴行、さらには、財産侵害などの人権問題が生じています。

本県では、従来の障害者施策の基本的考え方である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を踏まえ、障害の有無や年齢にかかわらず、だれもが、同じ地域社会のなかで生活するものとして主体的に生き、社会の支えになる「ユニバーサル社会」を構築するべく、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」（平成 17 年 4 月）を策定するとともに、幅広い分野の障害者施策について、「ひょうご障害者福祉計画～自分で決める 自分の生き方 みんなでつなぐ 共生の社会～」(平成 27 年 3 月)に基づき、障害者の生活基盤づくりをはじめ、教育・社会参加、しごと支援、くらし支援、安全安心のための諸施策を展開し、だれもが使いやすいものづくり、サービスの提供、情報発信を推進するとともに、一人ひとりの状況や能力に応じた多様な働き方の推進や障害者雇用の拡大、障害者を支える人材育成等を行います。

学校教育においても、「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」（平成 26 年 3 月）に基づき、自立と社会参加の促進に取り組むとともに、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通じて豊かな人間性と多様性を尊重する心を育み、相互理解を促進します。

今後とも、「障害者の権利に関する条約」（平

成 18 年(2006 年) 12 月国連採択、平成 26 年(2014 年) 1 月)日本批准)や「障害者差別解消法」（平成 25 年(2013 年) 6 月公布)の趣旨を踏まえ、障害のある人が合理的な配慮を受け、社会に包摂されて暮らせるとともに、県民全てが障害のある人の権利や多様性を尊重し、差別の解消を通じて相互の信頼が確立された住みよい社会の実現を目指し、教育及び啓発に努めます。

#### (5) 同和問題

同和対策審議会答申(昭和 40 年 8 月)では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置付け、その早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。こうした同和問題の解決に向けて、これまで、三度にわたり制定された特別法に基づき特別対策が実施され、その結果、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善されたことから、平成 14 年 3 月をもって特別法に基づく対策は終了しましたが、今なお残る差別意識の解消に向けた教育及び啓発は着実に推進されてきています。

今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業面でなお存在している較差の是正などであるとされています。

本県においては、同和問題の解決に向けた取り組みを戦後早くから県政の重要課題として位置付け、同和地区における生活環境等の基盤整備を進めるとともに、昭和 46 年からは「差別をなくそう県民運動」を実施するなど人権意識の高揚を図るための教育及び啓発にも努めてきました。この結果、同和地区における生活環境等の基盤整備についてはおおむね完了し、較差は大きく改善されてきています。また、同和問題についての県民の理解と認識は着実に

定着しつつありますが、人々の差別意識については、結婚問題、就職問題等を中心に課題も残っているほか、インターネットを悪用して差別を助長する行為など、新たな問題も発生しています。

今後は、こうした差別意識の解消を図るため、これまでの人権教育及び啓発の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び啓発として発展的に再構築し、学習教材や研修手法、啓発手法などに工夫を凝らしつつ、学校における取り組みをはじめ、地域、職域などでの様々な機会を捉えた人権教育及び啓発に取り組んでいきます。

その際、同和問題は今もなお意識面を中心に残る、県民一人ひとりが自ら解決すべき身近な課題として捉えられるよう、この問題の固有の経緯を踏まえ、具体的な課題に即して、現状の正しい理解と認識を深める教育及び啓発を進めていくことが大切です。また、行政の主体的な取り組みにより、県民の信頼を高めていくとともに、えせ同和行為の排除や自由な意見交換のできる環境づくりを進めていくことが大切です。

#### (6) 外国人

国際化の進展に伴い、多数の外国人県民が生活する中で、阪神・淡路大震災の被災直後にみられたように、国籍を越えて助け合い、共に生きることの大切さは県民の誰もが認識したところです。しかし、日常生活においては、異なる言語や習慣、文化等への理解不足などから、労働や住宅、教育などの分野において、外国人県民が、差別的な待遇を受けたり、様々な不便を強いられるなどの問題が依然として生じています。

また、従来から国内に生活の本拠を有する在日韓国・朝鮮人等の永住者については、日本人県民との生活・文化、スポーツの交流などを通

して相互理解が深まりつつありますが、歴史的経緯から差別意識は依然として残っており、いわゆる「ヘイトスピーチ」などの新たな問題も生じています。

外国人県民に対する理解やその人権の尊重に関する理解を深めていくためには、日常生活の中で異なる歴史や文化、生活習慣、価値観などの多様性を受け入れ、互いに尊重する気持ちを育み、共に生きる環境づくりを進め、日本人県民の「こころの国際化」を図ることが大切です。

このため、本県では、全ての兵庫県民が豊かで暮らしやすい国際性豊かな共生社会の実現を推進するために、外国人県民に関わる諸課題について、行政と外国人県民等が協議する「兵庫県外国人県民共生会議」での意見を反映させるなど、外国人県民の人権尊重を基本に据えた諸施策を実施しています。また、県教育委員会において「外国人児童生徒にかかわる教育指針」（平成12年8月）の策定や、子ども多文化共生センターの設置により、外国人の子どもの自己実現を支援するとともに、国籍や民族等の「違い」を認め合い豊かに共生する、人権尊重を基盤とした多文化共生社会の実現を目指す教育を推進します。

今後も、啓発パンフレットの作成配布や異文化理解の学習、各種の交流事業やイベントの開催等を通じて、異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、異なる文化、生活習慣や価値観、外国人県民が抱える課題等への理解を深めるなど、日本人県民の国際感覚の醸成に努めるとともに、グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働し、交流していくために必要な力を培う教育及び啓発についても推進します。

また、いわゆる「ヘイトスピーチ」については、法令等による規制の動きや、県内の状況を踏まえながら関係機関とともに適切な対応に努めます。

#### (7) 難病患者、H I V感染者等

難病は、原因不明で治療法が確立されていない、慢性的経過をたどる疾患です。そのため、患者・家族にかかる経済的、身体的、精神的な負担が大きいほか、それぞれの疾患に関する情報の不足や無理解からの差別や偏見が見受けられます。

また、エイズについては、これまで正しい知識の普及啓発を行ってきましたが、今なお感染を理由とした解雇や医療機関での診療拒否など、誤った知識や理解不足により患者・感染者が差別を受ける事例が生じています。

そして、ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、国立ハンセン病療養所に一律に隔離され、患者やその家族は多大な精神的苦痛を強いられました。

難病は症状や程度に個人差が大きくみられますが、多くの方が治療を継続し、体調管理に配慮することで社会生活を送っておられます。また、エイズについては、感染力が弱く日常生活では感染しないことや、発病を遅らせる治療薬が開発されています。また、ハンセン病も感染力が弱く発病は極めてまれで、容易に治癒する病気となっています。

そのため、患者等に対する偏見や差別をなくすには、これらの疾患に対する正しい知識を広めるとともに、患者等の方々の多くは、普通の社会生活を営みながら就労を継続することも可能であり、かつ、その権利を有していることなどについて、幅広く理解を深めていくことが大切です。

本県でも、世界エイズデー、ハンセン病を正しく理解する週間などを中心として、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、学校教育においても、発達段階に応じて正しい知識を身につけることにより、感染者等に対する差別・偏見の解消に努めています。

今後も、ポスターやビデオによる広報、街頭啓発や講演会をはじめ、あらゆる機会を活用した幅広い教育及び啓発を推進します。

#### (8) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件による生命や健康、財産を奪われるなどの被害(一次的被害)に加え、再被害の不安や捜査・公判過程での精神的負担や経済的負担、さらには一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な生活の侵害(二次的被害)などの人権問題が生じています。

そのため、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図ることを目的として、「犯罪被害者等基本法」や「犯罪被害者等基本計画」(平成17年(2005年)12月)が策定され、それらに基づき、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉や生活への配慮の重要性について理解を深めることを目的とした活動が展開されています。

本県では、「地域安全まちづくり条例」(平成18年4月)に犯罪被害者等に対する支援を盛り込み、被害者支援センターなどの関係機関や民間団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の支援を行うとともに、学校教育においても、誰もが犯罪被害者等になる可能性を認識させ、自らの問題として考えさせる取り組みを推進するなど、教育や啓発に努めます。

#### (9) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。このうち兵庫県関係者は2名であり、他にも北朝鮮当局により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

拉致問題は国民の生命と安全に関わる重大

な人権の侵害であり、国は北朝鮮に対し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明等を強く要求してきました。北朝鮮は平成14年9月に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局からの問題の解決に向けた具体的行動はありません。

このような状況に対し、平成18年(2006年)に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されるとともに、国及び地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとし、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

また、平成23年4月には「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、拉致問題等の解決に向けた、幅広い国民各層及び国際社会の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布や各種の広報活動が展開されています。

本県では、拉致問題の真相解明及び解決に向けて、県民の関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせた広報事業などを実施するとともに、幅広い県民が協力し拉致被害者の生存と救出を願う「ブルーリボン運動」や署名活動などを進めるほか、学校教育においても、発達段階に応じて拉致問題に対する理解を深めるなど、教育や啓発に努めます。

#### (10) インターネットによる人権侵害

インターネットは、誰でも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、社会経済活動や日常生活に必要不可欠なものになっています。

その反面、匿名性に対する誤った認識や、どのような情報でも簡単かつ気軽に入手し発信できることから、インターネット上で他人を誹

謗中傷する行為や、子ども同士によるいわゆるネットいじめが発生しているほか、同和地区とされる地域の地名、画像や差別を助長する表現が掲載されたり、個人の実名や写真などの個人情報流出し回収が不可能になるなど、人権に関する様々な問題が発生しています。さらに、スマートフォンの急速な普及やソーシャル・ネットワーキングサービス(SNS)の利用拡大により、青少年が人権侵害の加害者や被害者になる事例も多発しています。

これらを防ぐためには、インターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動や学校教育の充実に努める必要があります。

このため、本県では、「青少年愛護条例」の改正(平成21年)により、18歳未満の青少年の携帯電話契約時にフィルタリングを義務付け(保護者からの申し出がある場合を除く)ているほか、学校教育においても、ネット上の誹謗中傷・いじめ、不適切な投稿など、ネットトラブル等を防止するため、関係機関と連携して情報モラルの指導を徹底するとともに、スマートフォンやSNS等を利用する際の学校や家庭でのルールづくりなど、情報社会を生きる上での子どもの自主的・主体的な取り組みを推進していきます。

また、悪質な人権侵犯事案に対しては、法務局と連携してプロバイダー等にその情報の削除を求めるなど、適切な対応に努めます。

#### (11) 様々な人権課題

このほか、刑を終えて出所した人たちの問題をはじめ、ホームレスの人たち、被災された人たち、アイヌの人々など、様々な人権にかかる課題があります。また、性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々など、新たに取り組むべき課題も生じており、これらの解決を図るための教育及び啓発を進める必要があります。

## 7 指針の総合的・効果的な推進

人権尊重の理念に関する理解を深めるための教育及び啓発は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等といった具体的な人権課題にかかわる施策だけでなく、県の施策全般を通じて行われることが大切であり、また、そのため、すべての県職員が高い人権意識を持って行動していく必要があります。

このため、指針に基づく施策の推進に当たっては、「21世紀兵庫長期ビジョン」の基本姿勢である参画と協働を基本として、全庁的な体制により各部局が相互に連絡・調整し、総合的な対応を図るとともに、この指針が幅広く県民の理解と支持を得るため、学識者等から専門的な意見等を取り入れつつ、県民の立場からの意見を反映させていきます。さらに、より総合的・効果的な人権啓発の推進を図るため、兵庫県人権啓発協会をはじめ、県内の人権にかかわる機関等とのネットワークを強化するとともに、人権尊重の理念のより広範な普及を目指し、NPOやNGO、民間団体との連携を進めていきます。

### (1) 「兵庫県人権施策推進会議」による施策の総合的な推進

各部局においては、この指針の趣旨に沿って、人権尊重の視点から個々の施策を展開するとともに、各部長等で構成する「兵庫県人権施策推進会議」において各施策のフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図ります。

### (2) 「兵庫県人権擁護推進懇話会」での意見聴取など施策への反映

学識者等で構成する「兵庫県人権擁護推進懇話会」において、専門的見地、県民の立場からの意見を聴き、積極的に施策に反映させます。

### (3) (公財) 兵庫県人権啓発協会の機能の充実

兵庫県人権啓発協会を人権啓発推進の中核として位置付け、様々な人権課題についての啓発、研修をはじめ、研究や情報提供、相談等の事業を一層充実するとともに、関係機関との連携を強化するなど人権啓発センターとしての機能の充実強化を図ります。

### (4) 人権関係機関のネットワークの構築

県の主管課をはじめ、男女共同参画センター、女性家庭センター、こども家庭センター等の県の関係機関、神戸地方法務局等の国の関係機関、市町、さらには兵庫県人権啓発協会、兵庫県国際交流協会、兵庫県人権教育研究協議会、地域総合支援センター、兵庫県人権擁護委員連合会、兵庫県弁護士会、兵庫県保護司会連合会等の人権関係団体のネットワークを構築し、情報の共有化、イベントの共同開催、啓発事業の共同実施、人材・施設の相互活用等を図ることにより、啓発、研修、研究、相談等の効果的、効率的な推進を図ります。

### (5) 県民意見等の反映

県民参加のフォーラム等における県民の直接的な意見をはじめ、人権擁護にかかわる団体等の多様な意見を幅広く聴き、施策の推進等に反映させます。

### (6) 県民のボランティア活動の促進

NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、県民がそれぞれの自発性や個別性に基づいて展開する人権尊重のためのボランティア活動を支援し協力していくことにより、人権尊重の理念の全県的な広がりを図っていきます。

## 11 姫路市附属機関設置条例

平成 26 年 3 月 26 日  
条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担件事務)

第 2 条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担件事務の欄に掲げるとおりとする。

(守秘義務)

第 3 条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(姫路市立学校校区審議会条例の廃止)

2 姫路市立学校校区審議会条例（昭和 42 年姫路市条例第 47 号）は、廃止する。

3 〔略〕

別表（第 2 条関係）

| 執行機関 | 附属機関               | 担件事務                      |
|------|--------------------|---------------------------|
| 市長   | (略)                |                           |
|      | 姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会 | 姫路市人権教育及び啓発実施計画の策定についての審議 |
|      | (略)                |                           |

## 12 姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会規則

平成 26 年 3 月 26 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、姫路市附属機関設置条例（平成 26 年姫路市条例第 3 号）第 4 条の規定に基づき、姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 民間各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員（特別職に属する者を含む。）

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱し、又は任命された日から当該日の属する年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 最初に召集される会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 13 姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

| 区 分               | 氏 名     | 団 体 名 等                              |
|-------------------|---------|--------------------------------------|
| 会 長               | 道 谷 卓   | 姫路獨協大学学長補佐                           |
| 副会長               | 和 田 幸 司 | 姫路大学教育学部こども未来学科教授                    |
| 委 員<br>(学識経験者)    | 竹 内 和 雄 | 兵庫県立大学環境人間学部教授                       |
|                   | 東 優 子   | 大阪公立大学現代システム科学院教授                    |
|                   | 榎 井 縁   | 藍野大学医療保健学部教授                         |
|                   | 竹 中 隆 一 | 姫路市議会議員                              |
|                   | 駒 田 かすみ | 姫路市議会議員                              |
|                   | 前 田 きみ代 | 姫路人権擁護委員協議会副会長                       |
|                   | 堀 晶 子   | 姫路市立飾磨中部中学校校長                        |
|                   | 吉 田 善太郎 | 姫路市人権啓発センター運営推進委員<br>(元姫路市立琴丘高等学校校長) |
| 委 員<br>(市民)       | 松 尾 弘 子 | 公募委員                                 |
|                   | 高 橋 朗   | 公募委員                                 |
| 委 員<br>(民間各種団体代表) | 北 川 博 康 | 姫路市連合自治会会長                           |
|                   | 岩 田 稔 恵 | 姫路市連合婦人会会長                           |
|                   | 松 本 智   | 姫路市身体障害者福祉協会事務局長                     |
|                   | 道 元 有 希 | 姫路経営者協会事業推進部                         |
|                   | 國 部 伸 也 | 一般社団法人姫路市医師会会長                       |
|                   | 平 田 元 秀 | 兵庫県弁護士会姫路支部                          |
|                   | 鑛 隆 志   | 神戸新聞社姫路本社代表                          |
| 委 員<br>(関係行政機関職員) | 吉 田 公 香 | 神戸地方法務局姫路支局長                         |



## 14 姫路市人権施策推進会議要綱

(目的)

第1条 人権教育及び啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、姫路市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 姫路市人権教育及び啓発実施計画(以下「計画」という。)の案を策定すること。

(2) 第6条の規定により策定された計画を実施すること。

(3) その他実施計画に係る重要事項に関すること。

2 計画案を策定しようとするときは、別に定める姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会における意見を考慮するものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市民局を担当する副市長、副会長は当該副市長以外の副市長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員でない者を推進会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じ推進会議を招集し、これを主宰する。

(報告及び計画の策定)

第6条 会長は、必要に応じ会議の結果を市長に報告する。

2 市長は、前項の規定により計画案の策定についての審議結果の報告があったときは、速やかに計画を策定するものとする。

(専門部会)

第7条 推進会議に、別表第2部会名の欄に掲げる専門部会を置く。

2 各部会長は、人権推進部長をもって充てる。

3 会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 各部会長は、必要に応じて各専門部会の会議を招集し、これを主宰する。

5 各専門部会は、それぞれ別表第2調査審議事項の欄に掲げる事項について、計画案の策定に必要な調査及び審議を行い、当該事項にかかる計画案の骨子を作成し、当該骨子の人権推進部長から推進会議に報告する。

6 各部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民局人権推進部人権啓発課及び教育委員会事務局学校教育部人権教育課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 29 日から施行する。  
 この要綱は、平成 20 年 5 月 14 日から施行する。  
 この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、平成 22 年 4 月 22 日から施行する。  
 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、令和元年 8 月 20 日から施行する。  
 この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。  
 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

|    |                                                                                                                           |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員 | 教育長、代表監査委員、医監、総合教育監、政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、農林水産環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、観光経済局長、都市局長、建設局長、会計管理者、デジタル戦略本部副本部長、上下水道事業管理者、消防局長、議会事務局長 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第 2（第 7 条関係）

| 部会名    | 調査審議事項         | 会 員                                                                                                    |
|--------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 部会 | 同和問題<br>アイヌの人々 | 人権総務課長 人権啓発課長<br>人権啓発センター館長 人権教育課長<br>学校指導課長                                                           |
| 第 2 部会 | 女性の人権          | 人権啓発課長 人権啓発センター館長<br>人権教育課長 男女共同参画推進課長<br>福祉総務課長 こども支援課長<br>学校指導課長                                     |
| 第 3 部会 | 子どもの人権         | 人権教育課長<br>こども支援課長<br>子育て支援室主幹<br>こども保育課長 教職員課長<br>学校指導課長<br>総合教育センター教育研修課長<br>総合教育センター育成支援課長<br>生涯学習課長 |

|       |                        |                                                                                  |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 第4部会  | 高齢者の人権                 | 生涯現役推進室主幹<br>好古学園大学校事務長 高齢者支援課長<br>地域包括支援課長 介護保険課長                               |
| 第5部会  | 障害のある人の人権              | 障害福祉課長 総合福祉会館長<br>総合福祉通園センター事務長<br>保健所健康課長                                       |
| 第6部会  | 外国人の人権                 | 人権教育課長 住民窓口センター所長<br>文化国際課長 学校指導課長                                               |
| 第7部会  | 公務員等への研修               | 職員倫理課長 研修厚生センター所長<br>福祉総務課長 監査指導課長<br>教育委員会事務局総務課長                               |
| 第8部会  | HIV感染者・ハンセン病患者等の人権     | 保健所防疫課長                                                                          |
| 第9部会  | インターネットによる人権侵害         | 人権総務課長 人権啓発課長<br>人権啓発センター館長 人権教育課長<br>デジタル戦略室主幹<br>学校指導課長<br>総合教育センター教育研修課長      |
| 第10部会 | 性的指向・性自認等              | 人権総務課長 人権啓発課長<br>人権啓発センター館長 人権教育課長<br>男女共同参画推進課長<br>住民窓口センター所長 保健所健康課長<br>健康教育課長 |
| 第11部会 | その他の人権問題<br>刑を終えて出所した人 | 人権啓発課長 人権啓発センター館長<br>人権教育課長 安全安心推進室長<br>市民活動推進課長 生活援護室主幹                         |

## 15 過去の計画改定と会議の開催状況

| 年 月 日          | 項 目                      |
|----------------|--------------------------|
|                | -----過去の計画改定-----        |
| 平成 16 年 3 月    | 姫路市人権教育及び啓発実施計画の基本方針策定   |
| 平成 17 年 3 月    | 姫路市人権教育及び啓発実施計画の計画策定     |
| 平成 22 年 3 月    | 姫路市人権教育及び啓発実施計画（第 1 次改定） |
| 平成 27 年 3 月    | 姫路市人権教育及び啓発実施計画（第 2 次改定） |
| 令和 2 年 3 月     | 姫路市人権教育及び啓発実施計画（第 3 次改定） |
|                | -----会議の開催状況-----        |
| 令和 6 年 8 月 5 日 | 令和 6 年度第 1 回姫路市人権施策推進会議  |
| 8 月 23 日       | 第 1 回姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会  |
| 10 月 7 日       | 第 2 回姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会  |
| 11 月 14 日      | 第 3 回姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会  |
| 11 月 22 日      | 令和 6 年度第 2 回姫路市人権施策推進会議  |
| 令和 7 年 2 月 6 日 | 第 4 回姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会  |
| 2 月 7 日        | 令和 6 年度第 3 回姫路市人権施策推進会議  |
| 3 月            | 姫路市人権教育及び啓発実施計画（第 4 次改定） |

## 16 用語解説

### 【あ行】

#### ILO156号条約 (P61)

正式名称を「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(家族的責任条約)」といい、家族などの面倒をみながら就労する労働者に対し、その労働機会と待遇の平等を実現し、家族的責任・職業的責任の両立を図るため、各種の保護や便宜を提供することを求める条約。

#### アイヌ (P4)

北海道を中心に日本列島北部に先住している少数民族。アイヌとは「人間」を意味する言葉。明治期以降の同化政策により、人口が減少し、独自の言語や文化を継承する機会を奪われてきた。

#### いじめ防止対策推進法 (P3)

いじめの防止、早期発見、対処のための対策に関し、いじめの定義、基本理念、関係者の責務、いじめ防止基本方針の策定や基本的施策等について定めた法律。

#### インクルーシブ教育システム (P27)

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り地域の学校で共に学ぶことができる教育のこと。そのためには、障害のある一人一人の子どもの実態に応じて、きめ細かな支援とその支援を可能とする環境整備の充実が必要となる。

#### インターネットモニタリング (P5)

インターネット上の掲示板等における差別的な書き込みを監視し、悪質な書き込みに対しては、プロバイダ(インターネットへの接続サ

ービスを提供する事業者)等に対して削除要請を行うことで、拡散防止を図る取組。

#### ウェルビーイング (P6)

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念と定義されている。

幸福に必要な不可欠と特定している物質的な生活条件と生活の質から算出されている。

#### エイズ (P43)

後天性免疫不全症候群。HIVの感染によって、人体に備わっている抵抗力が弱まり、様々な感染症や悪性腫瘍などが引き起こされる病気。

#### HIV (P43)

ヒト免疫不全ウイルスのこと。Human(ヒト) Immunodeficiency (免疫不全) Virus (ウイルス) の略。ヒトの体を様々な細菌やウイルスなどの病原体から守るために重要な役目を持つ免疫機能を破綻させるウイルス。

#### SNS (P48)

Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

#### えせ同和行為 (P118)

部落差別(同和問題)を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為。

## NGO (P20)

Non-Governmental Organization の略で、非政府組織という意味。貧困・飢餓・難民・環境などの地球的規模の問題に、非政府・非営利の立場から取り組む市民レベルの国際協力組織。

## NPO (P20)

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織という意味。営利を目的としない民間団体の総称とされる。平成 10 年 (1998 年) には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPO の活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法 (NPO 法) が施行されている。

## エムボックス (P44)

エムボックスウイルスによる感染症。発疹、発熱、倦怠感、リンパ節の腫れなどが典型的な症状であり、感染から通常 7～14 日 (短い場合 5 日、長い場合 21 日のこともある) の潜伏期間 (感染してから症状があらわれるまでの期間) の後、多くは 2～4 週間ほど症状が続いた後自然に回復するが、稀に重症化することがある。

## LGBT (P4)

レズビアン (Lesbian: 女性同性愛者)、ゲイ (Gay: 男性同性愛者)、バイセクシュアル (Bisexual: 両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender: 出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認を持つ人々) の英語の頭文字を組み合わせた言葉。近年では「LGBT など」という意味で、LGBTQ や LGBTQ+ という表現もよく用いられている。

## エンパワーメント (エンパワメント) (P59)

一人一人がその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況等を変えていく力を身に付けることを意味する。例えば、女性の場合、ジェンダー意識により発揮すること

を妨げられていた潜在的能力を開発し、経済力のみならず、政治的・社会的な意思決定の場における発言力など、様々な場面で自己決定できる力を持つことを意味する。

## オレンジリボン (P63)

子ども虐待防止のシンボルマーク。子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、との願いが込められている。

## 【か行】

## 外国人等 (P9)

「外国人」という言葉は、一般には「日本国籍を有しない人」という意味で用いられているが、近年では日本国籍を有していても本人や家族が外国出身で、生活や教育に支援を必要とする人も少なくない。そこで本計画においては、人権課題として捉えるにあたり、保護者が外国出身で日本国籍を有していても支援が必要な子ども (教育現場では「外国にルーツを持つ」という表現も広く用いられている) 等を含め、国籍にかかわらず共通する課題として捉えていくという観点から、「外国人等」と表現している。

## 介護保険制度 (P29)

40 歳以上の人が被保険者となって、保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護サービスを利用する制度。主な介護サービスとして、訪問介護や通所介護などの居宅サービスと介護福祉施設等に入所する施設サービスがある。

## 隠れたカリキュラム (P60)

教育する側が意図する、しないにかかわらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄をいう。

#### カスタマー・ハラスメント (P4)

顧客等からのクレーム・言動のうち、そのクレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、それを実現するための手段や態様が社会通念上不相当なものであって、それにより労働者の就業環境が害されるものをいう。

#### 企業の社会的責任 (CSR) (P17)

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のこと。

#### 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (教育機会確保法) (P9)

平成 29 年 (2017 年) 2 月施行。不登校等により、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない場合に、当事者の意思を尊重しつつ、年齢・国籍・その他の事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにすることを定めた法律。

#### 旧優生保護法 (P31)

昭和 23 年 (1948 年) に制定され、平成 8 年 (1996 年) に母体保護法へと改正されるまで施行されていた法律。「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」(第 1 条) ことを目的として、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障害がある人等に対し、本人の同意がない中絶手術や不妊手術の実施を認めていた。令和 6 年 (2024 年) 7 月 3 日、最高裁において「子を産み育てるか否かについて意思決定をする自由及び意思に反して身体への侵襲を受けない自由を明らかに侵害するとともに、特定の障害等を有する者に対して合理的な根拠のない差別的取扱いをするもので、明らかに憲法 13 条、14 条 1

項に反して違憲である」と判決が下された。国は令和 7 年 (2025 年) 1 月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」を施行し、被害者本人らに対する補償を行う。

#### ぐ犯 (P66)

罪を犯すおそれのあること。

#### 合理的配慮 (P9)

障害者権利条約第 2 条において定められ、障害者が他の人との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場合において必要とされるもの。合理的配慮を否定することは差別に含まれるとされている。

#### 固定的な性別役割分担意識 (P23)

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

#### 孤独・孤立対策推進法 (P4)

「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し、日常生活や社会生活において孤独を覚えること、または、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等に関する取組の基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定めた法律。令和 6 年 (2024 年) 施行。

## こども基本法（P9）

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に定められた法律。令和5年（2023年）施行。

## こども食堂（P6）

地域において、経済的な理由や家庭の事情などにより食事を十分にとれない子どもの支援や、一人で食事をする孤食の解消等を目的に、無料または低額で食事を提供する活動で、市民団体やNPO法人等により運営されている。

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律（P3）

生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障されるよう、子どもの貧困対策に関し、国等の責務を明らかにし、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に制定された法律。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）（P4）

女性が日常生活や社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定める法律。困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することにより、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を図る。令和6年（2024年）施行。

### 【さ行】

## ジェンダー（P3）

男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業などに関して、「男（女）」とはこういうもの

だ」、「女（男）」はこうあるべきだ」など、社会で共有されている考え方や価値観、社会規範や社会意識、あるいはそれらに関連する社会制度や社会構造のありようのこと。

## ジェンダー・ギャップ指数（P22）

世界経済フォーラムが公表している、各国における男女格差を測る指数。「経済」、「政治」、「教育」、「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。

## 持続可能な開発（P3）

将来の世代の欲求を満たしつつ現在の世代の欲求も満足させるような開発のこと。環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとして捉え、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つもの。

## 持続可能な開発のための2030アジェンダ（P3）

平成27年（2015年）に国連で採択された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標のこと。令和12年（2030年）までに貧困を撲滅し、持続可能な未来を追求する17の目標と169のターゲットが示されている。

## 社会的障壁（P4）

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などを指す。

## 社会モデル（P31）

障害者の権利条約や、これを受けた改正障害者基本法において採用されている考え方で、障害の定義の基礎を、心身の機能に障害があること自体に置くのではなく、障害があるためにあたり前の生活ができなくなる社会の在り方が問題であるとする考え方。障害がある人の生活の障壁となるような事物・制度・慣行・観念そ



の他一切のものを「社会的障壁」と呼び、これをなくしていくことが求められている。

### 手話 (P31)

手指動作と非手指動作を同時に使う視覚言語。日本語や英語などの音声言語と同様に、独自の文法を持つ独立した言語であり、主に生まれつき聴覚障害のある人を中心に使用されている。日本で主に使われている手話を日本手話と呼び、日本語を手指動作等を用いて表現する日本語対应手話とは区別されている。

### 障害 (P3)

「障害」の表記については、「障害」のほかに、「障がい」、「障碍」など様々あり、それぞれの表記においても、肯定、否定等の様々な意見がある。国の法令等における表記については、当面、現状の「障害」との表記を使用することとなっており、本計画書においても「障害」の表記を使用している。

### 人権意識 (P6)

人権意識とは、人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする意識のこと。

### 人権感覚 (P14)

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような感受性のこと。

### 人権教育基本方針 (P15)

兵庫県教育委員会は、平成 10 年(1998 年) 3 月に「人権教育基本方針」を策定し、来るべき 21 世紀に「人権という普遍的文化」を築く

ことを目標に、人権に関わる課題を総合的に解決するための方向を示した。その内容の概略は、次のとおりである。

「同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、人権という共通の価値に立脚し、「人権という普遍的文化」を構築することを目標に、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育を推進する必要がある。そのため、人権教育を 4 つの内容に構成し、課題が残存するかぎり継続して取り組まなければならない同和問題をはじめ、女性、子ども、障害のある人、外国人などの人権に関わる今日的な課題の解決に向け、相互の関連を図りながら総合的に推進するものとする。」

### 人権教育の四つの側面 (P14)

人権教育について考える上で、共通して考慮すべき側面として、「人権としての教育(education as a human rights)」、「人権についての教育(education on or about human rights)」、「人権を通じた教育(education in or through human rights)」、「人権のための教育(education for human rights)」の四つがあるという考え方。

### 人権文化 (P4)

人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて、生活文化として定着していること。つまり、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着した生活のありようそのものをいう。

#### スクールカウンセラー（P64）

子どもたちの心の相談にあたることにより、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止や、早期発見・早期解決を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、高校に配置された心の専門家。

#### スクール・セクハラ（P28）

学校において、職員が他の職員、児童生徒等及び関係者を不快にさせる性的な言動、並びに児童生徒等及び関係者が職員を不快にさせる性的な言動を行うこと。

#### スクールソーシャルワーカー（P64）

社会福祉士や精神保健福祉士の専門的な知識・技能を有し、教育相談体制の充実に資するとともに、迅速かつ適切な問題解決および学校園の教育力・組織力の向上を図る。中学校に配置されている。

#### ステップファミリー（P14）

再婚（事実婚含む）により、夫婦のいずれかと生物学的には親子関係のない子ども（養子縁組をしている場合は、法的には親子関係が存在する）がともに生活する家族形態のこと。

#### 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（P4）

政治分野における男女共同参画の推進に向け、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを基本原則として定めた法律。

#### 性同一性障害（P50）

体の性別と本人が自覚する性が一致しないため違和感を持ち、社会生活に支障がある状態。もともとは医学用語。新しい国際疾病分類（I

CD）に基づき、「性別不合」へ名称が変更される（令和9年（2027年）予定）。

#### 成年後見制度（P29）

認知症や知的障害、精神障害等の理由で、物事を判断する能力が十分でない方に、財産の管理・身上監護等本人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援するもの。

#### 世界人権宣言（P7）

昭和23年（1948年）12月に国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定める。なお、採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、わが国では、12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のため啓発活動を全国的に展開している。

#### セクシュアル・ハラスメント（P4）

「性的嫌がらせ」のこと。略してセクハラと言われる。相手が不快と思う性的な言動によって、個人の尊厳を傷つけ、就労等の遂行を困難にすること。大きく分けて＜対価型＞＝性的要求や身体への不必要な接触等と、＜環境型＞＝「ふしだら」といった噂を流したり、性的な会話、職場にヌードポスターを貼るなど、不愉快に感じる職場の状況等がある。最近では、雇用の場だけでなく、あらゆる就業の場、教育の場、地域社会等でのセクハラも問題になっている。また、平成19年（2007年）4月施行の「改正男女雇用機会均等法」では、男性に対するセクハラについてもその保護の対象とすることになっている。

### 総合的な学習(探究)の時間 (P15)

小・中・義務教育・高校・特別支援学校での総合的な学習(探究)の時間で、各学校が地域や学校、児童・生徒の実態等に応じ、創意工夫を生かした教育活動を行うようにしている。

なお、総合的な学習の時間は、小・中ともに平成14年(2002年)4月1日より施行された。また、高等学校における総合的な探究の時間は、令和4年(2022年)4月1日より施行されている。

### SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) (P50)

性的指向 (Sexual Orientation: 性愛の対象がどの性別に向かうか) と性同一性 (Gender Identity) の英語のアルファベットの頭文字をとった略称。LGBTのみならず、全ての人に当てはまる概念。なお、性的指向と性同一性は無関係である。

### 【た行】

### ダイバーシティ (P10)

集団において様々な属性や能力を持つ人(多様な人材)が集まった状態のこと。性別、年齢、人種や国籍、障害の有無、性的指向、宗教・信条、価値観といった表層的な多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方などの深層的な多様性も含む。

### 団塊の世代 (P29)

昭和22年から24年(1947年から1949年)に生まれた世代のこと。高学歴化、サラリーマン化、都市化といった戦後の変化の象徴であり、消費文化の中で育った。人口構造上大きな割合を占めており、令和7年(2025年)には団塊の世代にあたる全ての人が75歳以上となる。

### 地域包括ケアシステム (P29)

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。

### 地域包括支援センター (P70)

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を持続けられるよう支援を行うため、介護保険法に基づき設置された機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が配置されている。

### デジタルサイネージ (P80)

電子看板のこと。動画を表示させたり、複数の画像を切り替えて表示させたりすることができ、より多くの情報を伝えられる。街中や駅、大型ショッピングモール、ホテル、病院、イベント等で活用されている。

### 同和対策事業特別措置法 (P118)

同和地区における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上などに寄与することを目的とする時限立法。昭和44年(1969年)7月に公布。国及び地方公共団体が実施すべき諸々の事業を掲げている。その後、何度か法律の内容と名称の変更を伴いながら、33年間にわたり「特別措置法」に基づく施策を行ってきたが、平成14年(2002年)3月31日で失効した。

### 同和対策審議会答申 (P118)

昭和35年(1960年)に発足した同和対策審議会が、昭和40年(1965年)8月に提出した総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対する答申。答申は、同和問題の解決を「国の責務」、「国民的課題」とうたい、環境改善、社会福祉、産業・職業、教育啓発、人権問題等差別解消の

ための事業の必要性を述べ、これに基づいて昭和 44 年（1969 年）から「同和対策事業特別措置法」による、国、地方自治体の取組が始まった。

#### **特定技能制度（P41）**

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れていく仕組みのこと。

#### **ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）（P150）**

DVとも呼ばれる。配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力。身体的な暴力だけではなく、暴言等による精神的な暴力、相手の社会関係を妨害する社会的な暴力、生活費を奪ったり渡さなかったりするなどの経済的暴力、性行為の強要等の性暴力等が含まれる。

#### **【な行】**

#### **日本語教育の推進に関する法律（P39）**

令和元年（2019 年）6 月施行。日本語教育の推進が、外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう、国・地方公共団体・外国人等を雇用する事業主のそれぞれの責務を定めた法律。

#### **認知症ケアパス（P72）**

認知症の人やその家族が「いつ」、「どこで」、「どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサー

ビスの流れを整理し、分かりやすくまとめたものの。

#### **【は行】**

#### **ハラスメント（P4）**

性別や年齢、職業、宗教、社会的出身、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティといった属性や広く人格に関する言動等により、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。

#### **バリアフリー化（P72）**

障害のある人が社会生活をしていく上で、障害（バリア）となるものを除去するということ。もともと住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去として用いられることが多いが、より広い障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味で用いられる。また、バリアフリーの考え方をさらに進めて、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、はじめから、だれもが使いやすく、便利なものを広めるユニバーサルデザインの考え方がある。

#### **パワー・ハラスメント（P4）**

仕事上での上下関係を利用した上司による部下への嫌がらせ。ひどい罵倒・中傷・暴力・執拗かつ無理な要求などがこれにあたる。部下に対する指導姿勢や業務上の命令などを名目として行われるため、表面化しにくいという問題がある。

#### **ハンセン病（P12）**

らい菌による慢性の感染症で末梢神経や皮膚が侵される病気。かつては「らい病」と呼ばれ、誤った知識や偏見に基づいた差別によって、患者、回復者やその家族を苦しめてきた。もともとハンセン病の感染力や発病力は非常に弱く、今では多剤併用療法が広く行われ、早期発

見と適切な治療によって、後遺症を残すことなく治る。しかし、ハンセン病に対する偏見や差別はいまだに解消されていない。

#### **ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025) (P13)**

企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まる中、国連人権理事会では「ビジネスと人権に関する指導原則」(国連が平成23(2011)年に採択した原則であり、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つを柱として、あらゆる国家及び企業に、その規模、業種、所在地、所有者、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊重への取組を促すもの)が支持され、また、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にあたっては、人権の保護・促進が重要な要素と位置付けられている。関係府省庁が協力し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、令和2年(2020年)に策定された計画。

#### **姫路市再犯防止推進計画(P5)**

本市において、「再犯防止推進法」の趣旨を踏まえ、市民誰もが身近な生活において安全・安心を実感できるまちづくりの実現に向け、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定した計画。

#### **姫路市障害福祉推進計画(P5)**

本市において、「障害者基本法」に基づく、障害者雇用の促進、公共的施設のバリアフリー化等、障害者福祉に関する取組を示した計画と、「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する取組を示した計画を一体的に策定した計画。

#### **兵庫型学習システム(P68)**

国の制度変更による従来の「新学習システム」【平成13年度(2001年度)～】の良さを生かした新たな学習システムのこと。兵庫県教育委員会が令和4年度(2022年度)より、全ての子ども達の可能性を引き出す指導の一層の充実を図るため、国の加配措置を最大限に活用し、各学校において「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童生徒の心の安定を図り多面的な理解に基づく指導を推進しているもの。これまでの実践研究において、専門性の高い授業や、子ども達の意欲・学力の向上や子ども達一人一人に応じたきめ細かな指導により、子ども達の多面的理解につながっている等の効果が報告されている。システムの例として、学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を行い指導体制の充実を図る教科担任制(算数・理科・体育・外国語)、学習指導の充実や基本的な生活習慣の確立を図る35人学級編成(1学年を上限)等がある。

#### **ファミリーサポートセンター事業(P68)**

乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の保護者や、子育ての経験のある者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員が、会員同士で相互援助を行う地域の子育て支援システムのこと。

#### **フードドライブ(P6)**

家庭で余っている食品を回収拠点(スーパーや自治体など)やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設やこども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動のこと。

#### **フードバンク(P6)**

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する

「フードバンク」と呼ばれる団体・活動がある。まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（いわゆる食品ロス）を削減するための取組。

### プレコンセプションケア（P61）

プレ（pre）は「～の前の」、コンセプション（conception）は「受精・懐妊」で、プレコンセプションケアは「妊娠前の健康管理」という意味で用いられる。プレコンセプションケアには①若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現する、②若い世代の男女が将来、より健康になる、③ ①の実現によって、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にする、という目的がある。

### ヘイトスピーチ（P3）

「憎悪表現」と訳されている。人種、民族、国籍、宗教、思想、性別、性的指向、障害などを理由に、特定の個人や集団、とりわけマイノリティ（少数者）の人々をおとしめ、暴力や差別、排除をあおる憎悪に満ちた言動のこと。近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動が公然と行われて社会問題となっている。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにつながりかねない。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」において解消のための相談体制の整備や教育・啓発の必要性について規定されている。

### 北海道旧土人保護法（P38）

明治32年（1899年）制定。アイヌの人たちを日本国民に同化させることを目的に、土地を付与して農業を奨励することをはじめ、医療、生活扶助、教育などの保護対策を行うものであったが、和人の移住者に大量の土地を配分したあとで、新たに付与する良好な土地は少なく、

付与された土地もその多くは、開墾できずに没収されたり、戦後の農地改革では他人に貸していた土地が強制買収されたりした。また、土人とは、「その土地に生まれ住む人」という意味の言葉だが、未開の地で原始的な生活をしている原住民という意味を持たせ、軽蔑する言葉として用いられることがある。現代では土人は差別用語であるという認識のもと一般に用いられることはないが、北海道旧土人保護法制定時は、北海道の開拓により和人が移り住む中、当時の日本はアイヌ民族を「旧土人」と呼び差別した。

### 本人通知制度（P37）

住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を本人等の代理人やその他の第三者に交付した場合に、本人（事前に登録した人）に対して、その交付した事実を通知する制度。住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としている。

### 【ま行】

### マタニティ・ハラスメント（P17）

妊娠や出産をした仕事を持つ女性が、職場で嫌がらせを受けたり、異動・降格・減給・自主退職の強要・雇止めなどの不当な扱いを受けたりすること。

また、不妊や子どもがいない女性への心ない言葉や嫌がらせ、不当な扱いも、問題となっている。

### モラル・ハラスメント（P17）

言葉や態度、文書などによって、人の心を傷つける精神的な暴力・嫌がらせのこと。無視などの態度や人格を傷つけるような言葉など、精神的な嫌がらせ・迷惑行為を含む。

## 【や行】

### 夜間中学 (P6)

市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校のことで、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための学校。なお、公立の夜間中学以外に、市民の自主的な活動として行われる夜間の学習の場を「自主夜間中学」と呼ぶこともある。

### ヤングケアラー (P4)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。令和6年(2024年)に改正された子ども・若者育成支援推進法では「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども」と定義されており、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としている。

### ユニバーサル社会 (P5)

年齢・性別・障害の有無等の違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人一人が持てる力を発揮し元気に活動できる社会のこと。

## 【ら行】

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (P25、P61)

リプロダクティブ・ヘルスとは、一般に「性と生殖に関する健康」と訳され、性や出産に関して身体的にも精神的にも健康で本人の意思が尊重されること。またその際に、自分の身体に関すること（子どもを産むかどうか、産むとすれば何人までを産むかを決定する自由など）を自分で決められる権利のことをリプロダクティブ・ライツと言う。

### リベンジポルノ (P48)

別れた交際相手や配偶者らに対する報復として、交際時に撮影したプライベートな性的写真や動画を、インターネットなどで不特定多数に公開、拡散させるなどの嫌がらせ行為やその画像のこと。

### 良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律(ゲノム医療推進法) (P4)

ゲノム医療の総合的な推進と、その延長線上で発生するかもしれない生命倫理の問題や、差別の防止をするための基本計画の策定について定めている。また、基本理念としてゲノム医療の推進とともに生命倫理への配慮と個人のゲノム情報の保護、ゲノム情報による不当な差別の禁止が明記されている。令和5年(2023年)施行。

### 臨床心理士 (P64)

臨床心理学に基づいた知識や技術を用いて、様々な心理的問題を検査・診断して心理療法を行う専門家。なお、先行する民間資格であった臨床心理士と専門職としての内容の近い新たな国家資格として、「公認心理師」が、平成29(2017)年に施行された「公認心理師法」に基づき創設されている。

### レッドリボン (P89)

エイズに苦しむ人々への理解と支援を表すシンボル。赤いリボンをつけることで、「私はエイズを知る努力をします」とか「差別や偏見を持っていません」という意思を表すことができる。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス（P61）

仕事と生活の調和。性別・年齢を問わず、働く全ての人々が、「仕事（ワーク）」と、家庭生活、地域活動、自己啓発といった「仕事以外の生活（ライフ）」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。誰もが働きやすい仕組みをつくり、多様な生き方が選択、実現できるような社会の実現を目指す。



## 姫路市人権教育及び啓発実施計画

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行              | 令和 7 年（2025 年）3 月                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 編 集              | <p>〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p>姫路市市民局人権推進部人権啓発課</p> <p>電 話：079-221-2376</p> <p>F A X：079-221-2334</p> <p>E-mail：jinkenkeihatu@city.himeji.lg.jp</p> <p>姫路市教育委員会事務局学校教育部人権教育課</p> <p>電 話：079-221-2777</p> <p>F A X：079-221-2794</p> <p>E-mail：kyo-jinken@city.himeji.lg.jp</p> |
| 姫路市<br>人権啓発課 H P | <p><a href="https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/4-6-27-0-0_6.html">https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/4-6-27-0-0_6.html</a></p>                                                        |